

午前十時 一分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○二十一番（泉 武弘君） 今回通告しておりますのは、市の当面する財政の問題と、今、社会的・国際的に問題になっております電磁波の問題、さらには、さきに京大の由佐先生が発表しました地下水位の圧力低下の問題、この三点を今回はただしていきたい、こう思っています。

まず、十三年度における決算見込みの中から、経常収支比率がどのように動くのか。そして、十三年度の歳入歳出の特徴はどこにあるのか。まず、これから御答弁をちょうだいしたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

十二年度の決算時の経常収支比率は八九・八七でございました。十三年度の決算見込みにおきます経常収支比率は、前年度より〇・三三ポイントほど落ちる見込みでございます。なお、十三年度の総務省の地方財政状況調査というのがございます、決算統計でございますが、この計算方法が変わりまして、交付税の減額の減収補てんいたしまして臨時財政対策債というのが発行されております。これは起債でございますが、従来の交付税の代替分ということでございまして、経常収支比率の計算上、経常一般財源として分母の中に算入されております。そういう関係がございまして、今回は〇・三三ポイントほど落ちるということであります。また、もとの十二年度ベースで考えてみますと、逆に二ポイントほど上がるということでございます。

それから、十三年度の決算の特徴ということでございますが、歳入面におきましては、税収それから地方交付税の減少というものが見られます。それから歳出面におきましては、義務的経費の中におきまして、人件費の方は落ちてきておりますけれども、扶助費の増加が挙げられております。しかしながら、類団なんかと比較いたしましても、やはり扶助費、人件費というのは、水準は少し高いというふうに認識をいたしております。

○二十一番（泉 武弘君） 今年度からの経常収支の積算項目になっていきます分母が、若干違ってきた。これによって計算しますと、マイナス三ポイント近く。ところが、従前どおりの経常収支の積算根拠でいきますと、当市の経常収支比率は九一％近くになってしまう。これは扶助費、公債費、人件費という比率が異常に高い、このように申し上げてもいいと思います。さらに財政の硬直化が進んでいる。そうやってきます

と、十五年度以降の財政の見通し、十四年度を含んでも結構ですが、どのように予測を財政当局としてしているのか、この点を御答弁ください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

御存じのように景気の回復のおくれなどによる税収の低下、それから来年度におきましては固定資産税の見直しがございます。そういう中で現状、市税の減少は避けられないものというふうに考えております。さらに交付税の減少等、地方自治体の将来は大変厳しいというふうに認識をいたしております。本市におきましても、特に先ほど申し上げました扶助費、特に高齢化が進む中におきまして、高齢化の関係の費用というものが増大してくるのではなかろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、従来の発想・手法等を顧みましても、やっぱり一層の行政改革が必要ではないか、そういうふうに認識をいたしております。

○二十一番（泉 武弘君） 今後の財政の推移を見ますと、交付税の減少さらに市税収入の減、それに反比例するかのように生活保護費の増高、そしてもう一つは、当市のみならず当市が抱えております退職金の問題というのが、大変大きな問題として横たわっているわけです。この財政係数を見るときに、本当に退職金の確保ができるのかということ杞憂せざるを実は得ないわけです。

そこで、きょうは、この退職金の財源確保についてしっかりした議論をこの機会にしておきたい、こう思うのであります。そこで、十四年度から二十三年度までに企業局を含む退職者数と退職金相当額がどのくらいになるのか、これからまず御答弁をください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

今後十年間、平成十四年度から平成二十三年度の企業職を含む退職予定者数でございますけれども、これは七百三十二名となっております。これを一人当たりの退職金を三千万円と仮定をいたしますと、退職金総額といたしましては百五十三億の予定見込みが出るという状況でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 百五十三億円の退職金というものが、待ったなしに確保されなければいけない。現在の経常収支から見て、かなり財政硬直化が進んでいる。この中で新たに財源を必要とする退職金をどのように確保するのか。これは避けて通れない、また待ったがかからない行政課題なのです。

そこで、年次を追って見てみますと、ピークが十九年度、七十四名の退職者がいます。この年次に払われる退職金総額が二十二億。十四年度をベースにして考えますと、十四年度が退職金相当額八億七千万ですから、十九年度では二十二億となりますので、十三億五千万の上積みになる。二十年度では、十二億六千万円の上積みになる。

さて、このような退職金相当額がどのようにして財政当局では試算をされているのか、また確保しようとしているのか、この点について御答弁を願いたいと思います。

○職員課長（亀山 勇君） 大変失礼いたします。先ほどの答弁の中で、私が退職者数「七百三十二名」と答弁をいたしました。が、「五百十名」が正しいので、訂正をさせていただきます。どうも失礼いたしました。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

退職金の問題は、財政課といたしましても避けて通れない課題であるということは、認識をいたしております。基本的な考え方といたしましては、行財政改革の一層の推進により経常経費の通年ベースで圧縮をしていく中で、財源のストックをしていく必要があるのではないかというふうに考えております。ほかに、職員全員が、現下の財政状況等を厳しい課題と共通認識をする中で取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。そういう中におきまして、去る八月五日に各課の予算担当係長、担当者を集めまして、決算状況や将来の見通しについて、退職金も含めてでございますが、資料を開示いたしまして、皆さんとともに将来の事務事業について各課において議論を起こして将来像を見直すようにということで通知・お願いをしたところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 先ほど職員課長から退職者数について誤った報告をいただきましたけれども、退職金総額には全く問題がないわけです。総額では百五十三億ということになるかと思えます。

そこで、今、退職金について基金というお話が、財政課長から示されました。基金という場合に、退職金相当額を基金として積み立てるという方法と、現在ある基金を取り崩すという二つの方法が選択肢の中では出てこようと思うのです、基金という視野の中で考えていきますと。この基金というのは、新たに創設しようとする基金を指しているのか、現在ある基金運用を図っていきたいと言っているのか、どちらを指しているのか御答弁をください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

財政調整基金におきましては、いろいろ制約がございます。ただ、方法論として財政調整基金の対応も考えられるのではないかとこのように考えます。ただ、そうは言うものの、用途が制限されておりますので、やはり退職手当金の設置というものが非常に望ましいというふうには考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 現在考えられる方法として、従前どおりの一般会計の中で計上してくる、さらには基金の取り崩しをやる、基金の創設をやる。これはちょっと先走った言い方かもしれませんが、財政再建特別措置法の中の規約を使って退職債

を考えていく。選択肢としては四つの方法ができるだろう、こう思うわけです。

そこで、今、基金を創設ということになりましたけれども、基金創設ということになってきますと、財政法上の問題が生じるのではないかと。年度間調整において退職金というものは、当初から予測されるわけですから、それを基金という形で運用することにも若干の問題がある。それで、基金を取り崩すといった場合に、基金の創設の目的があると同時に、基金取り崩しの四つの条件から見ると難しい状況になるのではないかと、こういう実は気がしてならない。そこらの財政調整基金ということに限定をして考えた場合に、約二十億円の財政調整基金があります。これを取り崩すときに、法律上の問題点が生じるというふうに私は考えますけれども、財政課長はどのような見解でしょうか。

○ 財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

財政調整基金は、地方自治法の第二百四十一条に基づく基金の形でございます。特に地方団体の財政、経済の不況等による大幅な減収等に見舞われたときとか、災害の発生等による思わぬ支出の増加等が余儀なくされたものとか、そういうものでございます。

それから取り崩しの件でございますが、地方財政法の四の四条並びに別府市の基金条例の第六条によって取り崩しが決められております。そういう中で財政調整基金の取り崩しということでございますが、地方財政法の四の四条及び基金条例で決められているわけでございますけれども、どういうことが可能かといいますと、全額を処分するというのは、先ほど議員さんがおっしゃいましたように地方財政法の第四条の二にございますように、地方公共団体は、単に単年度だけでなく、翌年度以降における財政状況を考慮して健全な財政運営を行わなければならないというふうに決められております。そういう中で決めますので、方法論として全額を処分するというようなことは、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

○ 二十一番（泉 武弘君） 市長を初め両助役も特にこの点に留意していただきたいわけですが、基金を取り崩す場合にいろいろな制限が実はあります。この中で一番私が重く見ておりますのが、当該地方公共団体が歳入の確保を怠ったために、財源不足を生じた場合にまで敷衍して適用することは許されないものと解す。本来、自治体が持っている徴税権、これに基づいて歳入の確保を怠った場合、これについては退職金に敷衍することはできない、こういうふうになっている。

そこで、御本人はいませんが、今、三ヶ尻議員の税金の滞納問題で市民の納税に対する問題が、大変大きく関心を持たれております。そこでお聞きしますが、現在、企業局を含む平成十二年度の収入未済額の総額はどのくらいになるのでしょうか。

これを御答弁ください。

○ 財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

平成十二年度の収入未済額でございますが、いろいろ小さくありますけれども、納税、国保、下水道、建築住宅、児童家庭課等にかかわる金額でございますが、総額でいきますと、十二年度決算で四十一億七千万ほど出ております。それから企業局につきましては、私の方、ちょっとあれしていませんので……、以上でございます。

○ 二十一番（泉 武弘君） 企業局を含んで、現在市の収入未済額は約四十二億円。四十二億の市に当然徴収し得る権利があるものを放棄して、新税の徴収だけに行くということは、これは許されない問題なのですね。ましてや財政調整基金の取り崩しの中で歳入の確保を怠った場合に、この基金の取り崩しをすることはならない、こうなっておるわけです。そうやってきますと、この四十二億円の収入未済額をどういう方法で徴収していくのかということが問題になってきます。

そこで、現在の納税課担当職員の勤務状況を見ますと、十二年度の滞納繰越人員が六千三百七十八人、滞納繰越額が三万三千九百八十一人、徴収担当職員の一人当たりの受け持ち件数が千六百件でございます。さらに見てまいりますと、国保においても滞納世帯数が一万六千七百二十五世帯、滞納金額十五億二千五百万、徴収担当職員一人当たりの世帯数が八百三十六世帯。こういう中であって本当に徴収に総力を挙げている、債権としての徴収を行っているというふうに事務当局はお考えですか。一人の徴税吏員が千六百件を担当している。こういう実態の中で本当に徴税に努力しているということは、私は言えないのではないかと思います。

そこで市長、今言いましたように、当市は今から百五十三億円の退職金相当額が十年で生まれます。そこで、四十二億の別府市としての債権、本来納税してもらわなければいけない、使用料を納めていただかなければいけない、それから市営住宅の家賃の相当額を納めていただかなければいけない。こういう方々に対して今の納税課のスタッフ、また人員の数、これでは到底徴収の実を上げることは難しい。それは人間的なものが一つあります。それから、納税に対する税務の専門員が余りにも少ないということが考えられる。私は、この機会に来年度から税務の専門員を養成しなければいけないのではないかと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○ 企画財政部長（須田一弘君） ただいま議員さんから御指摘のありましたように、滞納総額が四十二億円以上に上るといような中で、やはり税の公正・公平の観点から、私どもといたしましては、これを解消することが一番の大きな責務であると考えております。こういう中で徴収率の向上を図り、滞納整理を尽くすために納税課あるいは他の課の徴収職員は一生懸命努力をしているところでございますが、やはりこの

徴収効果を上げるためには、本市の現在におきますところの徴収体制でございますけれども、現在、国税あるいは県税におきましては、専門職という形で採用から退職までこれに従事しておるわけでございますが、市の徴税職員の場合は、一般行政職というような形の中で五年前後の……（「必要かどうか」と呼ぶ者あり）はい。五年前後の中で異動しているというようなことでございますので、長期的な職員の養成というようなことから踏まえまして、やはり実務面での行動を積み重ねる、あるいは法律面での知識を深めていくためには、このような税務職員の専門の職員が必要であろうと考えておるところでございます。これにつきましては、やはり職員の配置等人事システムの問題があるかと思っておりますので、私どもといたしましては、人事当局とも十分に協議を重ねる中でこれの実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○市長（井上信幸君） ただいまの御質疑の問題でございますが、税徴収員の専門員を置く、これは早急にやはり立ち上げる必要があるかと、このように思います。もう一つは、税の公平・公正の面からいっても、私どもも常にそれについて厳しく指摘するように、そしてまた悪質といえますか、差し押さえをきちっとさせていただく。そして、なるべく皆様方に、税の公平さからいっても納めていただくようにということで厳に今指導しております。

また、年末から年度末にかけて、部課長を中心として特別徴収班をつくり毎年行っておりますけれども、いかんせん、この景気動向によりまして払えないという方もいらっしゃるし、逆に持っていて払えないということには対して嚴重にどんどん徴収するということも指示をしております。ですから、今御説のとおり、来年に向けてこの面につきましては、きちっと専門徴収員の指導・育成をしていきたい、このように思います。

○二十一番（泉 武弘君） そのとおりなのですね。それをやらないと税負担の公平の原則からして、四十二億に上る収入未済額がある。これは市民感情からして許されることではないと思うのです。この四十二億に上る収入未済額の中には、納税協議によって払っていただいている方もおられる。これについて私は批判する気持ちは毛頭ありませんが、今回問題になっている、十年余にわたって一円も納めてないというような悪質な問題、こういうものは、もう絶対許してはならない、こう考えるわけです。

そこで、税務専門員について、市長は来年度早速実施をしたい、こういうことでしたけれども、納税課の職員の徴税吏員をふやす必要があるのではないかと。一人当たり千六百件持って徴税の実が上がるだろうか。これについて格段の来年度の人員配置については配慮を求めておきたいと思っております。

さて、時間的に三十分でこの問題を終えたいと思いますので、最後に締めをさせていただきますが、市長、今、市民の中でほうはいとしてわき上がっている疑問は何か。税負担の公平の原則ということを行いながら、有力者だけ許されるのか、こういう声があるわけです。「有力者」というのはだれを指しているかというのは、世間の風評をお聞きになればわかるとおりですが、やはり国税徴収法に照らして督促状発送十日以降には財産を差し押さえる、これはもう法律で決まっているわけです。そういう作業を法律に基づいて粛々とやってこない結果が、四十二億という形になった。これについては、しっかり法律に照らして法の運用を的確にやっていただく、このことだけ強く要望をいたしておきます。

さて、今後、当市の持つ最大の問題点は、十年間に及ぶ退職者の異常な数ですね。個々に支払うべき百五十三億円の財源をどうするのか。これは待ったのかからない金なのです。これを内部で十分協議していただいて、しかるべき近い将来に議会に、議会議論があった退職金相当額については、こういう方法で別府市としては財源確保をやりたいということが示されなければいけない時期にもう来た、このように思います。この点についてもまた十二月議会で改めてお聞かせを願いたい、このこともあわせてお願いをいたしておきます。

さて、最後に職員の給与、手当、勤務実態に対する国民の「怨嗟の声」と言うのがいいのかわかりませんが、本当に公務員だけ優遇されているのか、という声があります。そこでお聞きしますけれども、今、市職員は年間にどのくらいの休暇があるわけですか。休暇日数だけ報告してください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

一応、労基法に定めている日数は、基本的に二十日でございますが、最高四十日までというふうな状況でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 特別休暇制度というのは、これは何を意味するわけですか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

この特別休暇制度につきましては、この条例に基づきます夏期休暇を指しているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 一般市民が、本当にこの厳しい経済状況の中で厳しい生活を余儀なくされているというのに、特別休暇として一週間が特別に休暇を与えられている。これは市民の感情として私はいかがなものだろうか。地方自治法、地方公務員法の定めの中に、経済の実勢それから社会生活の動向、こういうものを参考にしてすべてを決めなさいと。

担当の部課長さんに電話しますと、「夏期研修です」という言葉が返ってきます。何のことはない、特別休暇で休んでいる。もうこれは、今の社会実勢から見て、市民生活と余りにも大きく乖離しています。これについても改善方を要求しておきます。

それから、ラスパイレスについても、国家公務員を一〇〇とした場合に、別府当市は一〇〇を上回っている。これについても改善を求めます。これについても十二月議会で改めて、どのように改善をされたかを聞かせていただきます。

さて問題は、財政課長が言われましたように、この難局を乗り切るには行財政改革しかありません。行財政改革の分野に質問を移させていただきます。質問通告をいたしております担当者は、議場にお入りください。

はい、先着順。学校教育課長、学校教育課長。すでに御報告いただいておりますように、十五年度までに幼稚園・学校給食調理業務の行政改革の実施案をつくる。現在の状況は、そのとおりにいっておりますか。いっていれば「いっている」だけで結構です。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

そのとおり、ただいま進んでいるところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 清掃課は、どうですか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

ごみ収集業務の民間活力の導入については、市の方針も決定しております。今後、事務の進め方については職員組合に提示し、十分な協議の上進めたいと考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 建築住宅課は、どうですか。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

市営住宅管理委託については、市長から、この問題について積極的に推進せよという御指示をいただいております。三月議会で御答弁させていただきましたように、管理委託という方向づけは示しております。その後いろいろ条例制定に向けて努力してまいりましたが、事務所の問題、定款の問題等、いろいろ懸案が出てきました。それらを解決していきながら、一日も早く条例提案できるように進めてまいりたいと思っております。以上であります。よろしく申し上げます。

○二十一番（泉 武弘君） さきに、質問前にいろんなこの協議をさせていただきました。三月議会で御報告いただいたように、ほぼ行財政改革の具体案づくりには、一〇〇%近くその方向に具体的に確実に進んでいるようでございます。これについては、評価をしたいと思えます。

ただ、教育委員会。教育長、やはりあなたが先頭に立たなければ。やはり教育行政

をあずかる長として、あなたがやっぱり現場に踏み込んで皆さん方の意見を聞かなければ。このことだけ苦言を呈しておきます。

これから一番期待が持てるだろうというのは、水道局なのですね。来年二月の答申がどのように出るかわかりませんが、その答申をどのように具体的に推進していくのか。これによっては水道局が一番改革が一気に進むのではないか、このように理解をしますが、そのような理解で水道局長いいのかどうか、これだけ御答弁ください。

○水道局長（宮崎眞行君） 水道料金が減収する中で、現在の組織機構では、値下げという声も出ておりますけれども、値下げどころではなくて、近い将来値上げをしなければならないのではなかろうか、そのように危惧しているところであります。それで、まず二月に答申が出ましたら、答申に基づきまして、私どもは実施計画を策定しよう、そのように考えております。実施計画を策定して、これ以上の値上げはしないよう企業努力を重ねねば、このような覚悟であります。そして、以前から市長が前管理者にも要望しておりましたように、料金の値下げということにつきましても、実施計画が完全に実施されるような時期になりましたら、そういうことも検討できるのではなかろうか。そこまで考えてやっておるところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 相当の期待を持って、見守らせていただいております。さらなる努力をお願いします。

そこで、総務部長かな、職員課長か、各現場で行財政改革が進むにつれて配置転換、職種変更というものが、当然視野に上がってくるのですね。これについてどう考えるのか、これが一点。

それから、企業局と市長部局との人事交流、このようなものについてどう考えるか、簡単に答弁してください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、事務事業等の見直し、あるいは民間委託等で余剰となった職員の問題でございますけれども、これにつきましては、今後の退職予定者並びに今後の事務事業の動向等を勘案しながら、随時職場の配置がえ、あるいは地公法に定めてございます異なる職種への転職などにより対応していきたいというふうに考えてございます。

○二十一番（泉 武弘君） 人事交流は、どうですか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

人事交流につきましては、それぞれ違った職種で違った仕事を実行して、そしてまた新たな活力にいくということで、私どもも今日までやってまいりましたが、一定の評価をしているというふうな状況でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 労働生産性が今日まで上がらなかったというのは、水道

局に新しい息吹が入ってこない、これが大きな原因だろうと思うのですね。これは、水道局長にも職員課長にも市長にもお願いしておきますが、当然人事交流をやることによって職員の意識改革を進めていく、このことは避けて通れない問題だと思しますので、強く要望をいたしておきます。

さて、いつも議会のたびに大変厳しい指摘をするわけですが、では現行ほめるべき材料はないのか、こういうことになる。今日の行財政改革の推進役となってきたのが、児童家庭課だということは、これはどなたも認めるとおり。この児童家庭課が保育園の民営化というものを打ち出して、父母の皆さん方の御了解まで全部いただいた。そして内蔵に市長、子育て支援センターをつくりましたね。私は声を大にして言いたいのですが、職員も一度内蔵に行ったらどうですか。もう意気込みが違う。あそこは、需要があるというのと同時に、潜在需用を喚起する職員の意気込みがある。私は行って、「ああ、ここはやっぱり息吹を感じるな」と実は思った。そういうところもやはり管理者はよく見てもらいたい、こう思うのです。

それから教育長。スポーツ振興課の営業に回っている職員が帰ったときにどういう報告を、どういう営業評価・状態だったかあなたは確認していますか。あのね、本当に一生懸命回っている。こういうところの努力している職員には、それだけのやっぱり上からのねぎらいの言葉があって僕はしかるべきだと思うのですよ。

それから電算課。電算課の職員を見てください。目つきが違います。自分らが今頑張ることによって別府市の事務の省力化につながる、こういう意気込みを持っているからみんな頑張る。

こういうふうに新しい息吹が庁舎内にも出ている。これは、僕は大いに評価されるべきだと思っています。

さて、ほめるのはこのくらいにしておきます。行財政改革については避けて通れません。これはどの課も言えることです。避けて通れないというのは、あなた方の退職金相当額が確保できるかどうかわからないという財政状況にある。ここだけはしかと、モニターでごらんになっている職員の皆さん方にも申し上げておきます。

さて次に、今大変な社会問題になっています電磁波の問題に話を移させていただきます。環境安全課の課長、お入りを願いたいと思います。

環境安全課をあずかる課長として、現在、春木地区が、仮処分の申請で携帯電話の中継基地の差し止めをやっていることを御存じだと思いますが、あなたは、その仮処分の内容、また行われております仮処分の審尋に行ったことがあるかどうか、まず、これだけ御答弁ください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

春木での携帯基地での建設に伴います操業差しとめの仮処分の訴訟が行われていることにつきましては、聞き及んでおります。行政といたしましては、民事の訴訟につきましては、不介入の立場をとっている関係上、現地には立ち入ったことはございません。

○二十一番（泉 武弘君） 市長、今、課長が民事不介入。これは行政課題ではないのですかね。住民の生命を守るというのは、行政の当然の義務だと思います。何か勘違いされているのではないですか、あなた。今この問題は、市立の春木保育園に通っている園児、春木小学校を含む二十八名の子供たちが債権者、いわゆる原告になって、電磁波が及ぼす人体への影響について仮処分で差しとめしている、こういうことなのです。この訴訟の提起者になっている二十八名は小学生と保育園児です。その理由の中に、公立の春木保育所も含まれている。それを民事という見解だけでとらえるとするならば、あなたの職責は何ですか。ただの一度も仮処分の審尋の傍聴にも行かない。債権債務がどういう意見の審尋をしているかも一度だに顔を出してない。地域にも赴いていない。ましてや訴訟記録も読んでない。これで、あなたの課の責任である市民の生命を守れるのですか。きつくしかっておきたいと思います。

今、電磁波について人体に及ぼす影響があるという説とないという説に分かれています。私も、「ある」というだけの根拠はありませんし、「ない」という根拠もありません。しかしながら、今、春木で行っている住民の皆さんの主張を補足する意味で、ここに、八月二十四日にこのような答申が出ました。高压電線や一部の家電製品から出る超低周波電磁波が多い環境で暮らす子供は、白血病の発症率が二倍以上になることが、国立環境研究所と国立がんセンターなどが実施した全国調査の中間解析で二十四日までに明らかになった。調査は、一九九九年度から当時の科学技術庁が三年計画で進めた電磁波と小児白血病の関係を調べる国内初の全国規模の疫学調査。倍増したのは、電磁波強度が通常の上四倍以上の特殊な環境だが、健康影響で否定できなかったことで、電磁波遮断対策やガイドラインの策定が迫られそうだ。調査対象は、十五歳以下の子供で健康な約七百人、白血病患者約三百五十人の子供部屋の電磁波を一週間測定、さらに家電製品の使用状況、部屋から屋外の送電線までの距離、家庭全体の電磁波の強さの平均値などを加え統計処理した。最終結果は年内にも出る予定。また、子供の脳腫瘍発症への影響も解析している。これは、予断をもって語るとしても、やはりこの中間解析は、非常に重いものがあると思う。

私が、大変環境安全課に対して憤りを持っておりますのは、さきに春木の問題で担当者に来ていただきました。そのときの言葉が、市長、「公害認定をされてないから、それは論外です。国が安全基準を示しています」、こう言われた。私も二十年近く議

員をやらせていただいておりますけれども、この職員の発言にはいささかびっくりしました。そのときに私が申し上げたのは、次のことです。国の安全基準があって起きた公害訴訟というものはサリドマイド―御記憶でしょう、サリドマイド事件―それから小児麻痺の生ワクチン事件、それからキノホルム薬剤、非加熱製剤によるエイズ、それからステロイド、それからインターフェロン、それから薬害ヤコブ、国が安全だという基準であるにもかかわらず、こういう問題が事後に発生をしている。ここに一番問題がある。

今回の別府市の対応で、春木の皆さん方が大変喜んでいるというのが一点あります。市長に陳情に地元の皆さんがお見えになりましたね。周辺、例えば十五メートル以上の鉄塔等の建築の際には、周辺説明をやるように義務づけてください、こういう陳情をしました。もうすぐできた。これは、他都市の皆さんが、「どうして別府市はそんなに早かったのですか」と実は驚嘆の声を上げている。これに対する取り組みは、そのまま評価します。しかしながら、環境安全課の皆さん方の職員の意識は全く評価できません。これは、管理者として市長、助役にきつく申し上げておきます。こういう感覚では、住民の皆さんがみずからの生命・身体を守ろうとしている中で、水を差す発言です。それで、かててくわえて言わせていただくなれば、なぜこの仮処分に十名もの弁護士が無料で参加しておるのですか。無報酬でなぜ参加しているのですか。その重みを考えてみてください。あなたの今の発言は、絶対容認できるものではありません。本来行政が、予見される、予知される危険性については、行政として未然の防止措置をつくる、これが行政のあるべき姿ではないですか。何を言っているのか。久し振りに興奮しました。許せない発言です。

さて市長。では、この仮処分の判決がどう出るかわかりませんが、今のところ、十一月ごろにどうも出そうな状況です。この仮処分が、有害だ、無害だという結論が出たにしても、どちらに出たにしても、この白血病、小児がん等が発症した段階ではもとに戻らないという問題なのです。そこが今回の怖さなのです。

では、別府市としてどういうことがとり得るかなということを考えておる。まず、保育所、託児所からある一定の距離を置かないと、別府市ではこの中継基地とか送電線の設置はまかりなりませんよ、さらに学校、病院、こういうものは別府市の指導基準でできると思うのですね。これについて市長、あなた自身どのようにお考えですか。御答弁ください。

○市長（井上信幸君） 電磁波の問題は、今、質問の中にもありましたように、あらゆる角度で取り上げられているようです。特に家庭内での電磁波問題も今、検討に検討を加えられているようですし、また、電磁波を出す電波塔につきましては、別府市

といたしましても、過去、市有地を貸していただきたい、そこに電波塔を建てたいという要請もございましたけれども、景観その他から考えたときに妥当でないということで、その二カ所についてはお断りいたしました。

最近、今の御質問の中にもありましたように、春木の幼稚園を中心としたところに電波塔をつくりたいという要請があったということで、関係皆様方の御陳情もいただきました。しかるに、今、質問の中にもありましたが、やはり周辺住民の方々のみならず別府市全体の中で、いつ何どきでも人体に影響を及ぼすこと、また人命に差しさわりが出てくることについては、我々行政としては当然これはお守りしなければならない、このように確信しておりますし、先ほども質問の中で、もし担当者がそういう失言の段があったならば、私からも遺憾の意を表したいと思えますし、今後、担当職員にはそういうことのないように、周辺をよく研究し、将来の検討課題として十分に実態調査をするということで御理解をいただきたい、このように思います。

○二十一番（泉 武弘君） あえてもう一度お尋ねしますけれども、住宅密集地ですね。それから先ほど言った託児所、保育所、当該地域は公立の春木の保育園がある。それから病院。病院では、「携帯電話をお切りください」という表示がされています。これは人体に影響がある、ペースメーカー等に異常が出ます。こういうものを別府市独自の設置の距離基準をつくらないと、別府市で現在、南立石それから亀川、いろいろ七カ所ぐらい中継基地があるのですね。市民の暮らしを守ることはできないと思うのです。行政としてこの設置の距離基準について検討に着手していただくのかどうか、これだけを御答弁ください。

○市長（井上信幸君） 早急に、検討課題として着手したいと思えます。

○二十一番（泉 武弘君） それから、今問題になっていますNTTドコモですが、NTTドコモの二〇〇一年度決算の申告所得を見ますと、四千百億円で前年対比一四五%増です。いわゆる、こういう中継基地の事業展開によって、現在増収増益を図っている。これは県から見えられた安倍助役、どうなのでしょうかね、環境アセスというものが、今までは自然形態を壊すことによって自然に与える影響の評価、環境影響調査をやっていましたけれども、私は、このような増収増益、経常利益率が高いところについては、当然のことながら企業側が環境影響調査をやって、住民の側に、環境影響調査によっては住民に対する影響はこうなのですよ、という説明義務をつけるべき時期に来ているというふうに考えます。これもあわせてぜひとも検討いただきたいと思えます。

もう一度言及させていただきますが、環境安全課の課長の答弁は、これは本当に許しがたい答弁です。このことは、私は、本当に厳しく指摘をしておきます。

それでは、この問題については、行政当局の中で設置基準、距離基準の問題に早速着手していただくということですから、この問題はこれで終わりますが、それから次に、非常にショッキングな記事が出ました。温泉行政の問題ですが、八月一日に合同新聞に、急速な泉都の開発影響 自然噴出温泉が半減 由佐教授から発表 地下水の圧力低下」。この中で由佐先生が、「新規の温泉開発はほとんどない。しかし、需要量の増加など、現在動力でポンプアップしている温泉の量をふやせば、温泉水として供給される地下水の量を上回ることが予想される。別府の温泉は、危ういバランスの上に成り立っているとも言える」、こういう談話を出しました。私も、由佐先生が記述しました「別府温泉における温泉水系の変動」というこの分析も読ませていただきました。ここで由佐先生が、「危ういバランスの上に立っている」という指摘をされたことの重みですね。このことを泉都に住み、温泉の恩恵を受けている本市としては、看過できない重みがあると思うのですね。

そこで、何点かお尋ね申し上げます。別府市が、富士山に次いで「二十一世紀に残したい日本の風景」ということで、我がまちの「湯けむり風景」が二位になりました。それでは、この「湯けむり」そのものを本当に活用し切っているのかなということを見ますと、市長から指示があったにもかかわらず、まだできていません温泉の展望台、「湯けむり」展望台。この問題。それから温泉の集中管理の問題、それからライトアップの問題。これとてまだこの温泉に付加価値をつける方法として本市が避けて通れない問題ですが、以上三点、どのようにお考えですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、由佐教授の新聞報道ということでございます。確かに八月一日付で「自然噴出温泉が」という記事で載っておりました。御指摘のとおり非常に宅地化が進み、さらには掘削等々温泉開発が進んでいるという状況があることは、承知いたしております。ただ、これにつきましては、新聞の記事もごらんいただくとわかりますが、大分県自然環境保全審議会温泉部会というところがございます。ここで規制をいたしております、確かに半減ということはございますが、一九八〇年代初頭から自噴泉につきましては、現状で推移しているということで、特に横ばい、水位の低下も安定しているという状況があることは御承知のとおりでございます。

また、「湯けむり」でございます。ただいまお話がありましたように、「二十一世紀に残したい日本の風景」ということで全国第二位になったということで、私どもとしては、いろいろな形で別府の象徴として取り組んでいるところでございます。

まず一点目の展望台でございます。これは、ただいまお話がありましたように予算もいただいておりますが、数力所の候補地を選定し調査・検討しているところでござ

いますが、いかんせん鉄輪地区につきましては、道路の狭隘ということもございまして、例えば観光バス等がとまるということにつきましては、なかなか探し切れてないところが現状でございます。タクシー、二台ということであれば、危険も伴いますが、バスの道路わきということもございまして、まだこれは現在検討いたしております。

それから、ライトアップにつきましては、御承知のとおりワールドカップ受け入れ対策協議会によりまして、鉄輪地区を七基十四灯ライトアップをいたしました。私も、夜散策をさせていただきまして、非常に違った印象で「湯けむり」を観覧することができました。六月に鉄輪温泉共栄会から、これを引き続き活用したいということで御要望がございまして、無償貸与するということで、すでにお話が進んでおります。そういうことで、今後、近く行われます湯あみ祭り、さらにはオンパク、クリスマス、年末年始等々でライトアップをして鉄輪温泉の「湯けむり」を観光資源とするということでお聞きいたしております。

集中管理……、よろしゅうございますか。

○二十一番（泉 武弘君） 展望台については、できない理由をとうとうと述べていただきました。「湯けむり」展望台というのは、行政の一つの目玉なのですね。鉄輪沿線の住民の中から、「なぜこの地域につくらないのですか」と。部長、「なぜこの地域につくらないのですか」と地元民の方から実は言われている。できない理由をとうとうと言うのではなくて、ここまでやったけれども、これが障害になったというようなものを議会では報告してください。

それから、今、私が温泉の利用ということで温泉に対する問題点として指摘しました鉄輪地区ですね。これは地下水位が非常に落ちている。この鉄輪に「湯けむり」がなくなった場合には、もう温泉としての魅力が半減してしまう。非常に実は杞憂している。

そこで、自然涵養林の植栽ということを、かなりの金額を出してあります。これはもう当然の、僕は継続してやらなければいけない事業だと思っております。

それから、市長と観光経済部長にお願いしておきますけれども、オンパクというのがありますね。地元の方は、本当に努力をしている。本当にこの経営努力をしている。私も前回、ずうっと回らせていただきましたけれども、その中でこういう御意見がありました。「私らもここまで努力をしているのだから、行政も応援してください」、こういう意見がありました。「それはどういうことですか」、「見てごらん、この道路。こういう路地裏散歩の中で、路地裏が継ぎはぎだらけになる」、こういう現状を指摘されました。やはりここらについては、市長が一回路地裏散歩のコースの現状を

見るとか、地元の皆さん方と話し合いをしてみるとか、こういうふうにはぜひとも取り組んでいただきたいな。

それから、ライトアップについては引き続きというお話がありました。これは、それなりに評価したいと思います。

それからもう一点、市長。やっぱり温泉資源の保護の問題、それから活用の問題それから付加価値の問題、こういうものについて、幸いに当市は京大の由佐先生、古くには吉川先生がおられました。すばらしい先達がいるのですね。こういう方々を中心に産・学・官、こういう研究チームを発足させる時期に来ているのではないかというふうな考えがしますけれども、いかがでしょうか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど、オンパクの件がございました。私どもも市長と鉄輪温泉組合を中心にいろいろと御意見をお伺いし、先ほどの道路の件もございしますが、御要望をいただいております。先ほどの温泉資源の保護とあわせてそういうふうな方向で取り組みたい、このように考えております。

また、今の最後の産・官・学ということでございます。温泉の入浴者はもちろん、観光、医療、発電等々、多く別府市の温泉資源につきましては活用されているというところでございます。ただ、まだまだ十分とは言えないということは承知いたしております。したがって、現在、大分県の温泉調査研究会というのが、官と学、先ほどお話がありました由佐先生と分大等々で組織されているところもございします。ただし、これにつきましては産が入っておりません。そういうことも含めまして、内部はもちろんでございますが、由佐先生と京都大学等々と御協議しながら、御指摘の点につきまして前向きに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○二十一番（泉 武弘君） まとめさせていただきますけれども、行財政改革は待ったなし。これが遅滞すると、市民に対する投資的経費を確保できない。税金というのは、事業をやるために預かるわけです。その投資的財源を確保できないという非常に大きな問題があります。今以上に積極的に果敢に取り組んでいただくことをお願いをしまして、私の質問を終わります。

○六番（池田康雄君） 通告順序に従って、まず公園の整備についてから質問していきたいと思っております。

ここ数年、鉄輪地獄地帯公園それから松原公園、そしてごく最近、海門寺公園のリニューアルに着手するというような話も聞こえてきました。別府公園を初めとして大規模な公園整備が目に見える形で着々と進められていることは、非常に喜ばしいことだというふうに考えております。しかし、別府市全体の公園の整備の進捗というふう

に見てみますと、私にはやはり腑に落ちない幾つかの側面が見えてくるように思います。

それで、別府市の総合計画の十四年度から十六年度の実施計画などを見ますと、別府公園それから南立石公園、それから実相寺公園に上人ヶ浜公園、それから鉄輪地獄地帯公園、それから海門寺公園につきましては、平均的に十四年度ないしは十六年度までの整備計画あるいは維持計画を持っておるのだというふうに書かれておりますが、それ以外のいわゆる計画、都市公園整備計画というのが、なかなか私たちには見えてきません。

そこで、まず最初に、いわゆる都市公園と呼ばれる範疇にある、しかも今言った大規模的な、代表的な数カ所以外の公園については、どのような具体的な計画をお持ちなのか。また、都市計画公園ではないいわゆるちびっこ広場的な市内に散在する公園については、具体的にどういう整備計画をお持ちなのか。その二点について、まずわかりやすく説明していただきたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、供用開始をしている公園の内訳は、都市計画決定されたものが二十九カ所、それから開発等により帰属されました公園が九十カ所、そしてちびっこ広場が三十カ所の計百四十九カ所ございます。その中で都市計画決定されました公園につきましては、別府市総合基本計画等に基づいて年次計画で整備を行っております。ですが、先ほど議員御指摘のその他の公園につきましては、そういった総合計画に基づいた整備というのはなされておらず、老朽化のぐあいによりまして、施設等の改修を、部分的な補修をその都度の計画によって行っているのが実情でございます。

○六番（池田康雄君） 合わせて百五十もの公園があるわけですから、私は、かなり綿密な、緻密な計画なしには、別府市全体の公園の整備が進まないのは当たり前だというふうに理解します。たくさんあるからこそ、より日々のチェックなどをどう計画的に進めていくのかというようなものをしっかりと公園緑地課内で検討して整備してほしいというふうに思います。

百五十の中のいわゆる大半の公園とっていいかと思うのですが、いわゆるちびっこ広場的な公園だと思うのです。私が今関心があるのは、実はそういう公園なのです。別府市は、いわゆる公園愛護会、支援事業的なことを、もちろんちびっこ広場以外のいろんな公園においてもそういうものは該当するのかなと思いますが、私の住んでいる近くにある公園などは、いわゆる愛護会の支援事業という内実若干の補助金を渡すことによって自治会等で整備していただくということで、すべてのそれらに対する公園の手当ては終わっているかのように見受けられてしょうがないのですが、そ

うちびっこ広場的な公園の整備は、どういう形で計画し実践しようとしているのか、その点もう一度お聞かせください。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、ちびっこ広場につきましては、そういうふうな年次計画というのは策定してはおりませんが、老朽化したところから随時補修等をさせていただいているところでございます。今後、議員さんの御指摘のように、そういったちびっこ広場等につきましても、ある程度の年次計画を作成しまして、随時補修等を行ってまいりたい、そのように考えております。

それから、愛護会による公園の維持管理でございますが、現在、市内に約百カ所の愛護会を設置していただいております。愛護会の方々には、主に清掃それから簡単な草取り等の管理をお願いしておりますが、夏場等の草が大変繁るときなどは、なかなか愛護会の皆様では手が回りませんので、そういう草刈り、それから剪定、消毒等においては、市の方でさせていただいております。

○六番（池田康雄君） 今から言うことの答弁は要らんから、ちゃんと聞いて検討したり考えたりしてほしいのですが、正確に言葉をやり取りすると、やっぱりおかしいなと思うのです。どういうことかといいますと、「老朽化したようなところを拾い出しながら整備しているのが実態です」と、こういうふうにおっしゃるのですよ。ところが、老朽化なんというのは、一年たってみたら老朽化しておったという性質のものではないのですよ。市内ずうっと点検していけば、老朽化している箇所が幾らかあるというのは、もう目に見えるのですよ。そうすると、それらをどういう年次計画の中で整備していくのか。それでは、来年はどこはするのですか、再来年はどこをするのですか。少なくともどういう予定を持っておるのですかということ、なかなか個別の公園名が出てこないのが今の実態なのですね。それではやっぱりまずいので、何か要望があったところから処理をしていく、整備をしていくというようなやり方というのは、僕は健全な公園の行政だというふうに認識できないので、その辺はぜひ緻密な計画づくりを急いでやってほしいなというふうに考えます。

そうして、次の公園に関する件であります。来年大分で緑化フェアが開催されます。別府公園が、協賛会場として予定されているようでありますし、協賛事業としては神楽女湖や青山通り、また駅前通りなどで事業を展開するというふうな話を聞いております。私は、この緑化フェアの幾つかの柱の一つに緑化推進というものを市民に啓発していくという、一つの大きな目的があるのではないかというふうに思います。そうすれば、私は、こういう緑化フェアという大分県で開催されるめったにないそういう機会をとらえて、幾つかの公園の緑化・整備を急ぐような視点を公園緑地課

として持って不思議ではないというふうに思うのですが、この緑化フェアというものに呼応して何か公園での新規事業を視野に入れているのですか。その辺についてはどうですか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

来年の十五年の四月二十八日から六月二十九日の六十三日間、大分スポーツ公園を主会場として「第二十回全国都市緑化おおいたフェア」が開催されるようになっております。別府市といたしましても、観光都市でありますので、会場に来られた方々の別府市への誘致、それから緑化に関する啓発などを協議するために、現在、都市緑化大分フェア推進別府市連絡協議会を設置しているところでございます。そして、いろいろそれに対する対応を検討いたしておりますが、別府公園が主会場ということもございまして、別府公園それから駅前、それからそれに通ずる道路等を花等で装飾するというようなことも考えておりますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、市民の皆様方に緑化の啓発ということで、現在ある公園の緑化、それから新しい公園の緑に対する取り組みということも考えてはどうかという御質問でしたので、我々もいたしましても、そういう花でまちを装飾するだけではなくて、そのような緑化についても今後、連絡協議会の方々とも検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○六番（池田康雄君） ぜひ積極的にこの問題に呼応して、緑化フェアに呼応して、公園整備というものを推進することができないのかというような検討をしてほしいなというふうに思うのです。

それから、最後にこの公園整備についてもう一点要望をしたいのですが、子育て支援という、こういう問題が数年取り上げられて、児童家庭課を中心に別府市行政もかなりこの積極的な取り組みをしようとしている様子がうかがえます。内蔵の支援センターの開設以降、また、今度新たに補正予算を組んで次の二つ目の確保ということで拡大をしていく。要するに子育て支援というものを別府市としては積極的に取り組もうとしているということが市民の目にかなり見えてきて、非常に僕はいいことだなというふうに受けとめておりますが、ここでやっぱり気になるのは、何か子育て支援といえば児童家庭課というような、そういう行政の縦割りというのですか、もう私のところとは関係ないのだというようなところが、いろいろな箇所であらうかがい知れるのです。私は、公園を今回かなり回ってみました。先ほど言いましたように、私に関心があるのは、私たち市民が身近にある公園がどう整備されているという問題で回っていったわけではありますが、広場だけで、フェンスはしておるけれども、噴水が一個あって、トイレが隅にあってというような公園もたくさんあります。つまり、木がほとん

どない。つまり、緑がほとんどない、木陰がない。だから、いわゆる日中あるいは午前中に若いお母さんたちが子供を遊ばせながら、そして語り合う場所、そういう公園でできるはずもない。私は、やっぱり木立ち豊かで、そして子供たちを木陰の下で遊ばせながら若いお母さんたちが話し合い、語り合う、あるいは悩みを解決し合うというような場を設定することも、非常に大きな子育て支援ではないのかというふうに思うのですよ。そういう公園緑地課としての子育て支援ということをアピールするためにも、幾つかの公園をそういう観点で積極的に整備するということがあれば、僕は、別府市政の子育て支援の非常に複合的な取り組みが形の中で見えてきて、非常に喜ばしいことだというふうに思うのです。

また、同様にそういう公園の整備やいわゆる高齢化していく社会、地域のお年寄りたちのまた憩いの場を提供することにもなるし、また、よく地域で教育というような話も出てきますが、そういう場所こそがいわゆるお年寄りや子供たちの具体的な日々の、いわゆる仕組まざるして形成される非常に健全な語らいの場所、ひいては、それが大きくいえば教育の場所になっていくわけで、そういう視点からも別府市は大きな公園の整備、それはそれで十分意味のあることだし、今後も引き続き整備し続けてほしいのでありますが、一方で取り残されたかのように見える地域住民のすぐそばにある公園にも光を当てて、ぜひ目に見える形で別府市全体のそういう公園という空間が変貌するような、そういう緑豊かになって、そして人が集まる場所になるような、そういう公園整備計画を最後をお願いしたいと思うのですが、課長さんいかがでしょうか。

○建設部長（由川盛登君） 貴重な御意見をありがとうございます。御指摘のように、都市公園となりますと、補助費がついたりしますので、整備には力を注いでくると。今御指摘のようにちびっこ広場、地域にある小さい公園につきましては、つつい何かの苦情、それから御指摘がない限りはそのままにしておったということは、今までも否めないところであります。もう一度小さい公園から一つずつ全部点検をいたしまして、それから年次計画を立て、先ほども御指摘のありましたような、地域の方々が安らげるような、また樹木のない、木陰のないというようなところは、できるだけそういう植栽をして安らぎが保てるような、それこそ地域住民と一緒にその公園を利用できるような、一番身近なところからもう一度目を向け直して整備をしていきたいと思っております。これにつきましては公園課の職員ともう一度全体の公園を点検しながら、年次計画を立てて取り組んでいきたいと思っております。

○六番（池田康雄君） はい、ありがとうございます。ぜひ前向きに検討し一つ一つ、まあ百五十もの数があるわけでありましてから一挙にというわけにはいかないでしょう

けれども、着実にその足跡が見えるような形でぜひ行政を進めていってほしいと思います。

それでは、続きまして国際交流について質問をしていきたいと思います。

昨日の議案審議の中で、多くの先輩議員を中心に、国際交流とは何ぞや、本来の国際交流とはこうあるべきではないかというようなお話も出てきました。私もこの問題について触れてみたいと思います。

まず、別府市は国際観光温泉文化都市ですかね、こういうものを標榜しながら長らく行政をしてきたのだと思います。私は、さきの議会で国際観光、国際温泉、国際文化都市ではないのですね、国際都市そして温泉都市、観光都市、文化都市、この四本の大きな柱が別府市行政のねらいなのですねと、こういうことで確認をしましたら、そうだというふうに理解をしました。そうしますと、長い間別府市は、国際都市としてのまちづくりを重要な市政の柱にしてきたはずなのです。でありながら、その上一昨年六月に井上市政は、国際交流都市宣言をしたわけでありまして。私は、あえて国際交流都市宣言をして何をしようとしているのかな、何をねらっているのかなということが、なかなか見えてこないのではありますが、そういう視点・観点に立ちまして、私は国際交流について幾つかの視点から質問してみたいと思っております。

まず、どうしても国際交流ということになると、その推進の中核を担うのは、国際交流課ということになるのかなというふうに思うわけでありまして、一点目、国際交流課における日常業務の大きな柱は何なのですか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

国際交流課の主な柱といたしましては、私ども、姉妹・友好都市の都市間交流が、まず一点に挙げられると思います。もう一点は、立命館アジア太平洋大学が誘致されましたことによりまして留学生対策、留学生の受け入れ対策、こういう二本の大きな柱が、私どもの主な事業推進だというふうに思っております。

○六番（池田康雄君） 私も目下のところ、国際交流課の日常業務の柱はその程度かなというふうに思っております。ところが、姉妹都市、友好都市関連の業務が、日常の中でどんな業務として行われなければならない内容があるのかなというふうに思うのです。もちろんそういう姉妹都市、友好都市間の行き来の直前ぐらいには、やっぱりかなり作業量のある仕事があるかと思うのですが、お聞きします。姉妹都市、交流都市関連の日常業務というのは、具体的にはどういう内容になるのですか。また、留学生対応業務という中身、日常業務というのは、どのような内容を指すのですか。その点についてお聞かせください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

姉妹・友好都市関連の日常業務でございます。議員御承知と思いますが、別府市は、現在五つの姉妹・友好都市と締結してございます。本年におきましては、最近行われました事業といたしましては、烟台市からの受け入れ事業が四回ほどございましたし、遼寧省から、それから山東省からのお客さんの受け入れが、姉妹都市に含めて通常の業務の中の都市間業務で受け入れ体制で行っております。また行政の交流のみならず、烟台市の方からは温泉開発にかかる民間交流の訪問団、また本年度は日中国交三十周年の記念の年でもございますし、中国の烟台市の中学生と別府市の中学生が、合同チームをつくりまして卓球の交流会、こういうもの手続き、それから木浦市とスポーツ少年団によりますサッカー交流会等の支援、こういうことを交流都市の中で姉妹都市の業務で、受け入れ業務と訪問業務をしております。特に姉妹都市、友好都市に関しましては、隔年におきまして相互訪問を行っております。

それから留学生の支援事業でございますが……もう一つございました。別府市の私費留学生の派遣事業も行っております。姉妹・友好都市の大学や専門学校に語学留学生を派遣いたしまして、語学教育の推進で、平成十三年度におきまして烟台市に二名、ロトルア市に二名、パース市の方に五名派遣しております。これまでに派遣しました私費留学生は、烟台市におきましては五十五名、ロトルア市で四十一名、パース市で二十二名の合計百十八名の派遣をしております。

また、毎年ロトルア市の方から……（「もっと短く」と呼ぶ者あり）はい。ロトルアの方から高校生の受け入れの事業、これはホームステイや市内の高校訪問の語学理解の支援事業等に取り組んでおります。

また、留学生の支援事業といたしましては、別府市も国際交流員として中国の留学生を二名、韓国の留学生を一名雇用しております、国際理解教室の開催や通訳業務等々の援助も行っております。また、留学生の支援をするための奨学金を支給する事業、これも年間二十四万円を二十五名の方に支給をしております。そのほか、留学生の方が物資といいますか、生活用品の、市民の方が使わなくなってリサイクルできる用品のお世話もしております。

そのほかいろいろ細かいことはございますが、いろんな細かいことから、きめ細かい事業までやっております。

○六番（池田康雄君） もっと簡潔に答える能力を持たなければだめだ。何でもやっておることを総ざらいして言おう言おうにかかっておる、皆さん方の平均的なパターン。聞かれておるのは何なのか、どういうふうに答えるべきなのかというのを的確に判断してもらわなければ困ります、限られた時間の中でやっておるわけですからね。最後まで、何かリサイクル用品の云々なんて、僕は、そんなことはあなたたちのやる

仕事かいと思うのですよね。その辺の話に今からまた移っていきますけれども、何でもかんでも「やっておる、やっておる」、そうではなくて、日常の業務としてどんなことを、留学生の出ていくときの手続きをやっておるとか、何かこう、もっとう、個別なことを全部拾い上げなければ説明できぬような、そんなものではないですよ。

それでは、次のような質問を幾つか続けていきますので、課長が答えられる範囲は答えてください。答えられんで、どなたかが答えの方がいい問題は答えてください。それで、だれも答えられんかったら答えんでいいです。

姉妹都市、友好都市外の海外からの政治経済の関係者の対応は、現在どこを窓口に行っているのですか。

それから、ライオンズクラブやロータリークラブなどの団体が、交換留学生などの事業をやっていると思うのですが、そういう状況把握を含めた対応などは、現在どこの部署が担当をしているのですか。

そして、そういう諸団体と平均的には年何回ほど、どういう形で接触をして意見交換をやっているのですか。

それから、市内の大学などが独自に姉妹校などを締結し、その際に外国からの関係者が来別されると思うのですが、そういう場合には、現在どこかの部署が接点を持つなどして対応しているのですか。

また、別府市は、留学生の奨学金の貸与を行っておりますが、別府市民の子弟が留学するときに奨学金を与えて留学させようというようなことは、国際交流課で検討できる内容なのですか。また、それが国際交流課でできないのならば、どこの部署が検討できるのですか。そして、そういうことは検討されたことはあるのですか。

留学生に対しては、幾つかのイベントなどを含めて交流の実を上げようとしている努力を認めますが、大学の指導者、教授や講師など、あるいはその家族などを対象とした交流の計画というのは検討されているのですか。また、そういう企画の課題というのは、どこが整理をしているのですか。

現在、留学生が延べ千六百二十人ほどおりますが、ホームステイをしているのがそのうち十人程度というふうに聞いていますが、こういう現状を国際交流課はどのように認識し、その課題をどのように解決しようとして、今どのような展望を持っているのですか。

その中から、幾つかお答えいただけますか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

まず最初に、姉妹都市、海外からの政治団体、ライオンズの皆さん方の受け入れの状況、諸団体のこういう受け入れについてどの程度把握をしているかということでご

ざいますが、私どもの方に情報を御提供いただければ把握ができるのですが、今のところ、各団体が誘致もしくは交流をするときの情報を入手しておりません。そういう意味では、メディア界の情報でしか私は入手する方法はございません。

次に、諸団体との意見交換を何回やっているかという御質問でございますが、海外国際交流推進協議会という会を私どもの方で事務局を持っておりますが、この中で総会と各部会がございますが、本年度につきましては、交流部会を五、六回開催しておりますけれども、現在、まだその他の部会については開催をしておりません。

次に、姉妹都市が来別する接点、姉妹都市がそれぞれの団体との来別するときの接点を持っているのはどこかという御質問でございますが、これにつきましては、各団体が受け入れをした場合に、団体によっては御報告、御連絡をいただく場合もございますが、連絡のないところにつきましては、情報の入手をしておりません。

次に奨学金のことでございますが、現在、別府市から他の大学、国外へ留学する場合の奨学金でございますが、検討することはないのかという御質問でございますが、現在、姉妹都市の専門学校もしくは大学の方に留学する場合には、一年間という指定校につきましては三万円の助成金を出してございます。それ以外の留学につきましては、現在のところ何も支出をしてございません。

今後、大学の指導者、家族との交流を検討されているかという御質問でございますが、現在のところは、そこまでは至っておりません。

今後の課題といたしまして、議員御質問の内容でございますが、私どもで対応できるものにつきましては、対応できるような方向で検討させていただきたいと思っております。

○六番（池田康雄君） 何でござあっと列挙したかということ、あなたはどうか考えておるかわからない、あるいは市の関連担当者がどのように考えておるかわからんけれども、私は、今挙げたような中身は、すべて国際交流課が健全に運営されておれば、それらは逐一具体的な事例をもって答弁できる内容、つまり、こういうものが国際交流課の本来業務ではないのかというようなつもりで言ったのです。やっぱり如実に今の国際交流課を象徴するといえますか、別府市の行政を象徴すると言ってもいいかもしれませんが、こういうことをやっぱり思っても言うてはいけませんよ。報告があったら聞くのだけれども、報告がないから知らん、各団体から。私は、国際交流のいわゆる市役所の中核を担う部署が、いわゆる国際交流をしている諸団体と報告があったことだけを受け付けて、積極的に聞けばわかることさえ聞くぐらいの接点を持つという姿勢がない、そのことが、市長が国際交流都市宣言をされたにもかかわらず、別府市としては一体を何を推進しようとしておるのかなというふうに、やっぱり僕に思わせ

てしまうのではないかと思うのです。お粗末という一語に尽きる実態かというふうに思います。

最後に、触れていただけなかったけれども、私がこの中で、今、一連言った中で一番大切に、今回大事にしたい質問の中身、もう一回繰り返しますからね、どなたか答弁してください。

現在、留学生が延べ千六百二十人ほど市内におります。これはA P Uハウスも市内に間借りしている方も全部、市内千六百二十人ほどおりますが、このうちホームステイをされている留学生は十人ほどというふうに聞いておりますが、まず、その十人ほどという数字については間違いないかが一つ。そして、そういう現状、ホームステイが千六百二十分の十程度しかいない現状を、国際交流を推進させようとする部署である国際交流課としてはどういう認識をし、そして、そのことに対してどう取り組んでいこうとしているのか、その点、ちょっと聞かせてください。

○国際交流課長（溝口広海君） 現在、ホームステイをされている留学生が十名という報告は、年度初めに受けておりますが、私ども、毎年留学生の受け入れ先でございますホストファミリーの皆様方の登録を行っております。昨年で百六十六件の別府市内のホストファミリーの登録をされております。この方たちに毎年お願いを申し上げまして、この数字がそのまま登録をA P Uの方、市内の大学の方にもお知らせしております。その中で留学生が直接ホームステイをする場合には、私どもの登録した情報をA P Uの方にお送りしておりますので、そこで希望者が大学の方に申し出て御紹介をするというシステムを今とっております。

○六番（池田康雄君） ちょっと食い違ったというのか、すれ違っておりますが、私は、やっぱり長らく国際都市別府のまちづくりを推進し、なお新たに国際交流都市宣言をしたこの別府のまちが、千六百余の留学生を抱えながら、十名程度しかホームステイという形で支え切れてない現状というものは、非常に寂しい現状だという認識を持っているのですよ。そして、こういうような現状を推移させれば、なかなか国際交流都市として成長はしていかないだろうなと。だから、私は、行政がホームステイ先を紹介するようなこと、そのことを、そういう事務をとることが行政の仕事だと思っております。だけれども、ただこういうような別府市の市民の実態というもの、そういう土壌というものをやっぱりどう改善させていくのか。こういうところにやっぱり着目をして、その土壌を改善させていく推進役を担うのが、国際交流課の仕事だというふうに思っておりますよ。

言葉で「おもてなしの心で迎えましょう」と何千遍繰り返しても、僕は、人の信条とか思想とか思いとか、そういうものは変わっていかないものだというふうに思っ

おるのですよ。私は、留学生に限らず、人間の理解を真っ先に進めていくのは、やっぱり顔と顔とを合わせて、目と目を合わせてお互いがお互いの存在を認知するところからしか交流の一步は始まらないのだと思うのですよね。だから、そういう意味でやっぱりホームステイ的ないわゆる市民と留学生とが、どういう形で接点をつくっていくか、その作業を非常に安易なイベント的なものだけで消化しようとし過ぎている。今のこの何か、もっと着実な堅実な市民と留学生の接点というものを持っていく、そういうプランニング、企画、呼びかけというものが、この数年新しい別府市の時代に突入したと思っておるのですが、なかなかその辺が遅々として進んでいない。だから、A P U だけではありません、留学生、別府大学も五百名近く抱えていますし、溝部大学も五十人ほど抱えておるわけでありますが、そういう大学と連携をとりながらもっとホームステイ的な、例えばきょうは市民のみんなが、留学生の一人二人ぐらいを迎えて夕食会をすとか、何かこうそういう……やっぱり負担の小さな形のホームステイ的なものの開催というのは工夫すれば幾つもある。そういうきっかけの中でやっぱりあいさつができるような人間関係から出発せんと、いきなり強いきずなを結ぶような形を期待するようなものというのは無理なので、そういうところが、今の別府市の国際交流課の、僕は何が一番大事な仕事なのかということ、ホームステイという数字をやっぱり二倍にも三倍にも五倍にも十倍にもするためにどうするかということに奔走しているのが、今の国際交流課の日常の活動の柱なのです、というふうな答えが欲しいなというふうな気がしておるわけでありまして。

続きまして、国際交流を進めるためのまちづくりということに移らせていただきたいと思うのですが、これまた別府市総合計画の平成十四年度から十六年度の実施計画の中で、いわゆるまちづくりというようなことが国際交流という範疇の中でどういうふうに取り組みされているのかということを見てもみますと、まちというのが出てくるのは、事業名、「大学を生かしたまちづくり」、すごいですね言葉としては、「大学を生かしたまちづくり」。まさに別府市は、一面的にそういうまちづくりをする必要があるのだと思うのですが、その内容たるや、何か図書館を開放してもらって、そして市民がそれを利用できるようなことの要望活動を進めたいという中身なのです。何と貧弱な、何とお粗末な、そしてまちづくりを何と考えておるのだろうかと思われるような内容なのですが、これ以外に何か新しく今プランニングしておるといったことはないのですか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

国際交流課といたしましては、基本的な業務といたしまして、先ほど申し述べましたが、都市間交流と留学生対策という人的なソフト面の業務が非常に多うございます。

そういう中でまちづくりといいましても、私どもの取り組みといたしましては啓発活動、先ほど議員さんもお話しございましたが、短期のホームビジットといいですか、人的なもので一日受け入れて食事をしたり交流をすることによって、ともに生きる共生のまちづくりといいですか、そういうものを目指していきたいというふうに思っておりますし、議員の御指摘ございましたホームビジット制度も毎年実施しております。これを今後また生かしていきたいというふうに思っておりますが、特に投資をして何かをやるということは、国際交流課の方では現在考えておりません。

○六番（池田康雄君） ちょっとごめんなさい、いい、いい。あのですね、何を言っておるのですか。あのね、まちづくりという面については、ソフトのところを部分的に当たっておるのが国際交流課だから、「考えていません」……。私、あなたを指名して答えてくれなんか言っていないではないですか。それでは、あなたたちの担当は、ソフト面を重視しておるのですか。それでは、国際交流を進めるためには、ハードの側面でこういうものがまちづくりの中では欠かせないように思えてしょうがないのだけれども、というような観点を持ってハードの関係者と話したことはあるのですか。そしたら、そういう中身は何ですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほどから御指摘をいただいております、まずホームステイの関係でございますけれども、（「もうそこはいい。時間がない」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか、わかりました。別府市の国際化に対する取り組みの状況でございますが、これにつきましては、これは別府市独自でなかなかできるものではございません。したがって、市民、民間団体、それから教育機関、大学等と、実際的には国際交流推進協議会というものがございますけれども、この活動の中で皆さんの意見を集約した中でやっているのが現状でございますけれども、まだまだこれが万全ではないというふうに私も認識いたしております。今後、皆様方の御意見を聞く中で、国際都市を目指した中で別府市がどうあるべきか考えてまいりたいと。一番大切なのは、やはり市民が留学生に対する御理解をいただく中で、国際化を目指す別府市としての位置づけを早急につくる必要があると思います。

先ほど言いましたもう一点だけ、ホームステイの関係につきましては、昨年から「市民の交流の船」を運航いたしております。これは、留学生と市民との交流を深める中でホームステイもお願いしているような状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○六番（池田康雄君） ちゃんと人の話を聞いてくださいよ。市民の理解が大事だ、そうなのですよ。だけれども、「理解だ、理解だ」と何千遍言ってもつまらんよと、

さっき言ったではないですか。その理解を生むためには、どうしてソフトの部分だけで無理ならば、こういうハードが必要なのだというような話が次に出てこんのですか。

それでは、その話にいきますよ。いいですか。日本人学生を含めて留学生も、きめ細かな統計を私はとっておりませんが、やっぱり北部地区に大きなウエートを、住居という形でいえば大きなウエートの中で学生たちが急増していると思うのですよ。そして、日本人学生との共生あるいは留学生との共生という側面において、とりわけいわゆるコミュニケーションがすぐにはとりづらい留学生との対応の中で、いわゆるそういう急増する亀川のまちを中心にどういうものぐらいつくっていかなければ、「市民との交流をしてほしい」と言葉では言っても、なかなか難しいだろうなというような検討ができないのですか。亀川の北部地域は、それこそ迷惑施設が集中した場所であります。先ほどの公園一つとっても、とって挙げるほどの公園なんかありません。スポーツ公共施設もありません。そういう中に、やっぱり学生たちが集中するような今方向にあっておる。そうすると、そういう亀川のまち、あるいは北部地区のまちの中でどういう、やっぱりハード的なものも必要になってくるのではないかというような検討などが速やかになされて、そういうものが目に見える形で幾つかできていく状況がないのですか。そういうものを放置しておって「国際交流」とか、「国際交流都市宣言をしているまちです」、「心から歓迎します」みたいなね、「これは違うのではないの」と言いたいのです。市民の皆さんに御理解をいただく、市民の皆さんたちがよりそういうある場所とある行事というようなものの中から、やっぱり接点を持ちながら初めて、行政としてこういうように努力しておるので協力願いたいというようなことが言える。

室長いいですか、今のあなたの言い方は、「何もしてないけれども、ただ市民の皆さんの御協力が一番、それなしにはできません」、それはそうですよ。だけれども、何もしてなくていいのですか。そんなことにはならんでしょう。なら、何をしておるのですか。何かしてますか。

(答弁する者なし)

○六番(池田康雄君) あのね、だから私は冒頭言いました。国際都市づくりの別府で長らく推進してきて、あえて国際交流都市宣言をして、そして僕は国際交流というもの、あるいは国際化するそういう流れの中で、別府市は先頭を切って、いわゆる住民挙げて国際交流の輪の中に入るのだと言うのなら、やっぱりもっとそれに見合ういろいろな施策、事業展開がないと、全くそういうものに近づくどころか、むしろいろんな問題を生み出して、「何だ、これは」というようなことで、いわゆる別府市が笑い物にならなければいいがというふうに思っているのであります。

私は、別府市行政は、ただ成り行きに任せて傍観していることでしかこの国際化の流れ、学生の急増の問題は――言い過ぎですが、言い過ぎだと思うのですが――対応しきれてない、ただもう傍観しておるだけだというふうに思えてならんのです。先ほど、住民の暮らしと安全を守る、それが行政の仕事だというふうなことを前に座っている方はおっしゃいましたけれども、私は、とてもそのように日々行政が行われているとは思えない。その象徴的な例が、やっぱり温水地区に二百四十人も学生寮を建てようというような計画がもう進んでいっていることであります。私はこういうような、これは行政は何もしきれてない典型的な例だというふうに思っております。やっぱり受け入れる、そして共生するからには、そういう環境の整備というものをしっかりとしながら進めていく。だからここ五年、APU開学二年半ですか何も亀川のまちは……。変わったのは、ただ民間がアパート等を建てて形が少し変わってきただけで、いわゆる公的な整備というようなものはほとんど形に見えて前進していない。そういう中でいわゆる国際交流を推進しようとしているのだというのは、全くおかしいことだなというふうに思えてなりません。

その国際交流に関して、もう一点だけ積み残しがあります。別府商業が、群山商業という学校と交流をして久しいのです。その交流はどういうふうにして始まって、今どういう状況にあるのか、ちょっとお答え願います。

○別府商業高校事務長（若杉数幸君） お答えします。

昭和五十六年に、本校の部活動、特に野球部の活性化の手段として韓国の部活動の盛んな学校と交流することを決めました。当時本校に、韓国に友人がたくさんいる先生がいて、心当たりを探してもらいました。群山商業は、ソウルから約二百キロ南下したところで、群山市の唯一の公立高校で、野球部は韓国で全国優勝を何度もしている名門校です。翌年五十七年に群山商業高校にて、文化交流校の締結に調印しました。なお、この二年後に別府商業は甲子園に行っております。

○六番（池田康雄君） 昭和五十六年、そういうところにやっぱり海外に目を向けた取り組みをやっておる。そういうような事柄を、どう国際交流を推進するというエネルギーが、サポートしていったって、そしてよりそういうものを実のあるものにしていくのか。別府商業というのは別府市立ですよ。そういうところでやっている行事をどれくらいサポートできるかというようなところも非常に大きな問題であります。私としては、いわゆる国際交流を推進する、そして国際交流都市宣言を裏のあるものにしていく一つの、やっぱり欠かせない要件の一つとして、小・中学生あるいは高校生たちの継続的な交流をどう形づくっていくか、そういう子供たちの海外交流、留学等も含めた短期の、小学生なんかは長期は難しいでしょうから、短期の国際交流の場面をセ

ットしながら、まちを挙げて国際交流が目に見える形にしていくということも、非常に大きな大切な取り組み、あるいは残されている課題ではないかというふうに考えております。例えばの話であります、別府商業の生徒が、群山商業の生徒と毎年定期的に数人が交換留学をしたり、夏休み等のときにはやっぱり短期の集団的に交互に交流をしたり、そしてそういうものを別府市行政がやっぱりサポートしたりするような形も、ぜひ国際交流を進める一つの方向として検討してみたいというふうに思っております。

あと、家電リサイクルの関係と、いわゆる地域における中学・高校生たちをどうやって地域での取り組みの中に参加してもらうかというようなことについて、ぜひやり取りをしながら積極的に取り組んでほしいし、改善してもらいたいということがありました、ちょっと私の時間配分のまずさでそこまで進めることができませんでした、また後日に譲らせていただくということにして、私の質問を終わります。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後 一時 二分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○八番（野田紀子君） では、午後の部の一般質問を始めさせていただきます。

介護保険制度も、今三年目が経過しつつあるところですが、十二年度から十四年度、三年間の基金積み立てというのは、大体どれくらいになりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護給付費準備基金の積立額は、平成十三年度末におきまして約二億九千五百万となっております。また、平成十三年度の決算剰余金が約一億五千三百万と見込まれておりますので、平成十四年度の収支が介護サービス費並びにその財源確保が、当初予算どおりに推移したと仮定しますと、この剰余金を基金へ積み立てることが可能となりますので、最終的には約四億五千万の基金が確保できるのではと考えております。しかしながら、平成十四年度の決算収支につきましては、現段階では上半期の給付も終了していませんので、収支の見通しは難しいものがあることも確かでございます。

○八番（野田紀子君） 年間所得二百万以上で二百五十万未満の六十五歳以上の方の保険料が年額四万八千円なのですが、それが五万七千八百円になって、仮に保険料の引き上げそのものがなくても実質値上げになるというふうに聞きました。このことの解説と、そしてまた、その上新聞報道では、どこの市町村でも二期計画では保険料を値上げするということが出されております。ですけれども別府市の介護保険会計は、十二年度、十三年度黒字と、今年度の予算消化状態から見ましても、当初の三年間の

百九十億の事業計画を大幅に上回るとはとても思えません。百九十億の事業計画のために三千二百円なりの介護保険料が決められたわけですから、二期計画において保険料を値上げする必要はないのではないのでしょうか。この先の実質引き上げがある方の解説と、この値上げをする必要はないのではないかということでお答えをお願いしたいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

保険料の件でございますが、先般、厚生労働省におきまして、現行の五段階の標準保険料率の中で第四段階と第五段階の境界所得を二百五十万から二百万に引き下げる方向が示されております。これによりまして、別府市におきましても、市民税課税者で本人所得が二百万円を超えた被保険者につきましては、第五段階の保険料が適用となる見込みでございます。これは厚生労働省によりまして、全国平均で第二段階の被保険者層の割合が高まったため、その財源不足について基準所得の引き下げを行うものであるとの考え方によるものと説明がなされております。

こうした中で保険料を据え置きできないかという御指摘でございますが、給付サービスの今後の推移と保険料負担の全体的なあり方につきましては、現在進めております介護保険事業計画等、策定委員会の中で御審議をいただきまして、最終的な検討を行いたいと考えております。

○八番（野田紀子君） では、引き続きまして、保険料の軽減のことについてお尋ねをいたします。

六月から保険料第二段階に該当する方の保険料の軽減が始まったわけなのですが、軽減申請者数はどれほどでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えします。

八月までの申請状況は、六十七件となっております。

○八番（野田紀子君） このことについては、三月議会で推計値として六千三百人が該当するというお話でしたけれども、申請は、その百分の一程度の結果になっておりますが、この百分の一になった原因というのは、どうお考えになりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

三月市議会で、対象となる被保険者数は推計で六千三百人とお答えしておりますが、これは収入のみで最大対象者を判断したものでございます。介護保険課といたしましても、軽減実施に当たりまして、市報六月号にて周知いたしました。実際の軽減の基準に照らしますと、住居をともにしていなくとも課税者に扶養されている場合とか、年金収入は基準内であっても相当額の蓄えがある場合、また生活保護の基準に準じまして判定した場合に、持ち家と借家にも基準額に相違があるというような中で、六月

中旬以降、軽減に対する電話での問い合わせや、来庁いただいた窓口相談の状況は、実際の申請者数よりも相当数の被保険者の方がいらっしゃいました。しかしながら、軽減基準の説明の結果、基準に該当しない方々が多数おられたのも実情でございます。最終的に申請までに至らなかったということでございます。

○八番（野田紀子君） この保険料のことでお年寄りにじかにお話を聞きますと、そもそもこの保険料というのが、年金から気がつかないうちに天引きされているということもありまして、自分の保険料は第何段階なのか、幾らなのか、該当しているということも知らない方が相当おられることも、また確實でございます。

私どもは、議会報告を別府市内全戸に配らせていただいておりますが、つい先日も議会報告にこの軽減のことを載せましたら電話がございまして、軽減に当たるのではないだろうかという相談がございました。相談にお伺いいたしますと、果たして軽減に当たる、該当する方であるということがわかったわけです。大体この保険料というのは、介護を受けても受けてなくとも、ともかく六十五歳以上の高齢者全員にかかってきますので、介護保険課以外の高齢者に関係する課も等しくこのPRに努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

軽減措置のPRにつきましては、関係各課と連携をとりまして、高齢者対象の催し物等、機会あるごとに周知に努めてまいりたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 頑張って、PR・周知に努めていただきたいと思います。

続いて、十日の新聞報道を見ますと、第一段階の七十人の方にこの保険料軽減措置を広げるということが載っておりますが、高齢者の負担を軽くできるいい施策だと喜んでおります。すでにもう始まっております第二段階の保険料軽減措置、これは所得第一段階より低い収入の高齢者が、第二段階の高い保険料を負担するようになる逆転現象の矛盾を解決するというためにとられた措置だと思います。ですから、この矛盾を含んだ現在の五段階保険料制度が変わらない限り、来年度もこの軽減措置を続けていただきたいと思います。

また、別に私はお聞きしたことなのですが、年金のないお年寄りで、同居している二十歳代の孫娘が、わずかな市民税を払うほどに働いているのですが、その市民税を払っているばかりに第三段階の年三万八千五百円の保険料になっているということであります。第三段階にも、軽減措置を適用することはできないのでしょうか。

現在の軽減措置を来年度以降も続けること、そして第三段階にも拡大をしていただきたい。以上二点、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

翌年度以降の軽減対策の継続につきましては、これまでの決算状況と今年度の収支を見きわめるとともに、第二期介護保険事業計画策定委員会の審議の状況等を勘案・検討の上判断してまいりたいと考えております。

同様に、保険料の低所得者対策につきましても、第二期介護保険事業計画策定委員会におきまして審議いただくものと考えております。

なお、第一段階の被保険者につきましては、生活保護受給者以外の被保険者につきまして、市の定める要件に該当する場合には、二分の一に軽減する措置を本年四月にさかのぼって実施することにいたしました。このことにつきましては、市報十月号にて広報すると同時に、該当者にも直接通知を出す予定にいたしております。

○八番（野田紀子君） 介護保険制度も三年目を今通過しつつあるときに、このような軽減措置がとにもかくにも実施され出したということは、大変喜ばしいことと思っております。できたら、ぜひこれを拡大し続けていただくようお願いしておきます。

続きまして、利用料の減免についてなのですが、六月議会で私はお願いしましたが、利用料の減免については、第二期の介護保険策定委員会の議題にすると御答弁をいただいております。試算をお願いしたいのですけれども、所得第一段階と第二段階のお年寄りの在宅給付すべての利用料、いろいろ在宅給付がありますが、そのすべての利用料を全員三%にしたときの影響額、お幾らになりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 所得段階、第一段階と第二段階の人の在宅給付すべての利用料を全員三%にしたときの影響額は、平成十三年度決算額に基づき推計しましたところ、十四種類の在宅サービスの合計で約五千万円の別府市負担分の増加と試算いたします。

○八番（野田紀子君） もう一つ、お願いいたします。一段階と二段階の高齢者のホームヘルプサービスのみの利用料を全員三%にしたときの影響額は、いかほどになりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

所得段階、第一段階と第二段階の人のホームヘルプサービスの利用料を全員三%にしたときの影響額は、同じく平成十三年度決算額に基づき推計しましたところ、約一千四百万円の別府市負担分の増加と試算をいたします。

○八番（野田紀子君） 介護保険が始まりましてから三年間は、利用料三%の人も、来年からは六%で倍になります。一割に比べればそれは安いのですけれども、当人にしてみれば今までの倍になります。高齢者にとっては、医療費の負担などますます負担がふえてくる中で、利用料減免についてどう考えておられますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

現行の利用料減免対策といたしまして、特別養護老人ホームの旧措置者に関する経過措置、災害等における居宅介護等サービス費の利用者負担額の特例措置、訪問介護利用者負担額の減額措置、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の減額、施設入所者の標準負担額等の減額措置、高額介護サービス費の支給等を、国の低所得者対策に基づき実施をしております。今後は、次期事業計画策定委員会の中で新たな保険料額の策定及び介護サービスの保険給付に要する費用等の推計が行われますので、それらの状況を踏まえまして、低所得者の減免措置の件も委員会の中で検討していただくものと考えております。

○八番（野田紀子君） 今おっしゃいました減免制度は、最初から介護保険法で認められた利用料の軽減です。ですけれども、この利用料軽減があっても、これまでの実際の介護利用というのは、最高利用限度額の四割が使われているにすぎません。さらに別府市におきましては、低所得の高齢者が全国平均よりも多くなっております。所得第一、第二段階が、高齢者全体の五〇％を占めます。その上、この介護保険利用は、当の利用者の経済状態を全く考慮しない一律一割の利用料でございます。その負担は、低所得者になればなるほど非常に重い負担になってまいります。これは余りにひどい制度と言わざるを得ません。高齢者には利用料の負担が重過ぎ、必要な介護を受けるには利用料の減免がどうしても必要だと思えます。影響額が五千万、あるいは千四百万程度のことならば、低所得者の在宅サービス利用料を全員三％にすることを第二期策定委員会にぜひ図ってくださいますように強く要望をいたします。

続きまして、住宅改修と福祉用具購入費のことについて質問をいたします。

これも新聞報道によりますれば、私どもの猿渡議員が要望し続けておりました福祉器具購入の受領委任払いが来月から実施されるようになったということで、これは大変大きな改善だと喜んでおります。利用料の負担をまたできるだけ軽くするという意味からも、もう一つの住宅改修の受領委任払いもぜひ始めていただきたいですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

住宅改修、特定福祉用具購入費の支給方法は、介護保険上は、原則償還払いとなっております。制度施行時から見ますと、このところ急激に利用が伸びているサービスで、件数で見ると四倍ないし五倍の伸びとなっております。そこで、利用者の経済的な負担を軽減し、当該制度をより使いやすいものとするを目的といたしまして、利用者が一割のみ負担すれば購入できる受領委任払い方式を、福祉用具購入費につきましては今年十月一日から導入をいたします。

なお、住宅改修費につきましては、指定の制度がないとか、事前協議が不十分にな

るとか、安易な改修に走り、事業者とトラブルが生じやすい等の諸問題があるため、すでに導入されている他都市もございませうが、状況等を調査・研究いたしたいと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 新聞などを見ますと、この介護保険制度を使つての住宅改修については、どうかすると詐欺事件まで起つてゐるようではありますけれども、この住宅改修は、不況の中でも地元業者の皆さんの仕事をふやす事業ですから、例え介護保険法に業者を指定する制度がなくても、安易な改修などについては、市が介護支援センターなどと十分な連絡をとり合うというような事前協議をして、高齢者がトラブルに巻き込まれないようにすると同時に、ぜひ受領委任払いを始めていただきたいと思います。住宅改修というのは割と高額になりますし、二十万円が限度なのですけれども、ほんの一本の手すりを玄関の上がり口に据える、据えるというか壁につけるだけでお年寄りの転倒を防げますし、ひいては寝たきりを防ぐことにもなりますので、住宅改修はぜひ委任払いを進めていただきたいと思います。一たん全額を払わなければならないのは、やはりお年寄りにとつても、だれにとつても重い負担です。年金暮らしのあるお年寄りが、「九割後から戻ってくるなら、どうか最初から取らんでおいてほしい」。切実なお声でございます。どうかこの受領委任払い、始めてくださるようお願いをしておきます。

続いて、施設整備についての質問をさせていただきます。

特別養護老人ホームの待機者が四百人ということですがけれども、施設によっては「二、三年待つてくださいよ」と言われます。老人保健施設も療養型病床群も順番待ちで、どうかすると「一年くらい待つてくれ」と言われることも珍しくはございませう。特別養護老人ホームの拡充ということをどう考えておられるでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

市内特養六カ所に対しまして、今年の六月に待機者数の調査をいたしましたところ、申し込みのダブリを精査しまして、実待機者数は約四百人程度ということでございます。しかしながら、待機者の中で入所が本当に必要な人が実際どの程度おられるのかにつきまして、今後もう少し具体的な調査が必要ではないかと考えております。と申しますのも、今年八月七日付で指定介護老人保健施設につきまして、施設の人員、設備及び運営に関する基準に対し一部改正が公布され同日施行されたところですが、この改正内容によりますと、入所を待っている申し込み者がいる場合には、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないと規定されたところでございます。

そこで、当市の各施設におきましても、待機者につきまして、この規定に沿いまし

て、当然優先入所の取り組みを行うこととなるわけですが、このことは今後の施設整備を検討していく上でも重要であると注目しているところでございます。したがって、国の方針や参酌基準を踏まえまして、さらに圏域調整も必要でございますので、県とも協議しながら、よりよい施設整備の推進に取り組みたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 私、痴呆の方をある施設に「入れてもらえないでしょうか」とお願いをしたことがございます。そうしたら、その施設では、「とりあえずは連れておいでなさい。痴呆の度合いによってはお断りするかもしれません」と、暗に順番待ち、待機してもむだですよと言われたのでございます。保険制度になったら、措置制度ではなくて利用者が施設を選ぶのですというのが、そもそもの介護保険制度の始まりのときの国の説明でございましたが、絶対的に施設が不足している現状から、利用者が選ぶなど思いもよりません。施設の方が利用者を選ぶのです。国の参酌基準からいえば、別府市は施設の目標はもうとっくに達成しているはずなのですけれども、現に待機者が四百人おります。優先入所ということですが、情実や、あるいはコネが幅を効かせるのではなからうかと、もう今から高齢者の疑心暗鬼を誘っております。今まであちこちの病院に三カ月ずつ入院・退院をして特養に入る順番を待っていた方もおられますけれども、今度の老人医療制度の改悪で、百八十日以上入院すると医療費が、保険が八五％、本人が一五％の負担になると聞いております。負担に耐え切れず退院していくお年寄りは、所得も当然低いし、行く先はないのではないのでしょうか。

「全国生活と健康を守る会」というのが、先日、県とこのような施設の拡充ということで交渉したというときの話なのですけれども、津久見に特別養護老人ホームをつくると県からの答弁があったそうでございます。別府市にもぜひ増設をしてもらえるように県と国に強く要求をしていただきたいと思います。

引き続きまして、高齢者福祉についてお願いいたします。

介護予防生活支援事業について。施設の拡充はどうもできないらしい、在宅でも介護利用料の負担は余りに重い。そして介護度によって介護利用料というものも制限をされます。ならば、介護を受けずに済むように介護予防、生活支援事業を市の方もまたしっかり実施をしていただきたいと思います。数ある介護予防の事業のうちで、私、六月議会に二つだけお願いをいたしました。寝具類等洗濯・消毒・乾燥サービスと訪問理美容サービス、これは介護保険二期計画策定委員会に図りますということでしたけれども、その後の進展、どうなっておりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

御要望の訪問理美容サービス並びに寝具類等洗濯・乾燥・消毒サービスにつきましては、大分県下の実施状況も考慮して、今年度、新老人保健福祉計画の見直しの中で十分協議・検討していきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 六月議会でも申しましたけれども、訪問理美容というのは床屋さん、パーマ屋さんが、お年寄りの自宅に行って散髪なり美容をするということなのですが、どんなお年寄りでも髪の毛なんかどうでもいいということには、なかなかなりません。どんなお年寄りでも、写真を撮ろうとしますと、例えそれが家庭でのスナップ写真でも、「ちょっと待って」と言っても髪をなでつけられます。また寝具、お布団ですね、寝ている間にかなりの水分を吸収しております。日が当たらないお宅で機械で寝具の消毒や乾燥ができるなら、お年寄りの健康維持にも大変有効ではないでしょうか。起きているときは身ざれいにして、寝具は清潔にして、人間らしい生活の基本ではないでしょうか。二期計画策定委員会に、ぜひお年寄りの身になって図られるように強くお願いをしておきたいと思っております。

続いて、養護老人ホームにつきまして。別府市内の養護老人ホームの定員、そしてまた現在の入所順番待ち、待機者は何人でしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

別府市内には三つの養護老人ホームがございまして、はるかぜの定員が五十名、紅葉寮の定員が七十名、扇山の定員が五十名、合計百七十名の別府市内の定員となっております。

待機者数でございますが、九月一日現在、百七名となっております。

○八番（野田紀子君） 待機者数百七名と。待機期間、どれくらいの年月を待てば入れるようになるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） 待機期間のことでございますが、それぞれホームによって異なっております。一年半から二年ぐらい待っていただくようになっておりますが、大分県内外の施設にも本人が希望し、また施設が受け入れれば入所できるように、そのようにもなっております。また、申し込みをしている方に「入所が可能になりました」と連絡をとってみると、「まだ元気だから、もう少し後で入る」などと返答があり、我々も苦慮しているところでございます。

○八番（野田紀子君） 県外・県内の養護老人ホームにしても、あり余っている状況ではないのですから、入りたいときに入れるわけではないのだから、早く申し込みをしておこうというお年寄りの気持ちは無理ありません。そして、いざ入れるとなったら、なかなか「さあ、行こうか」と決断ができないのが、これまたお年寄りというものではないでしょうか。高齢者福祉課長は大変苦勞しておられるようですけれども、

お年寄りはそのようなものだとして理解をしていただきたいと思います。定員、この百七十名という枠というものの拡大はできないものではないでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

大分県下の養護老人ホームの整備状況でございますが、これは豊の国ゴールドプラン

21、いわゆる大分県老人保健福祉計画によって定められておまして、現在、大分県内では十九カ所、千百名の定員と、そのように県下で定められております。

○八番（野田紀子君） 大分県で十九カ所、千百人の枠ということがあっても、やはり百七人という待機者がいる現状は、何とか打開するべきではないでしょうか。高齢者、特にこれがまた独居、ひとり住まいということになると、家なりあるいはアパートの部屋なりを貸してくれる大家さんというのが、なかなかありません。それは貸す方に見れば、このお年寄り、火元も、お炊事のときも大丈夫だろうかと心配になるのも、また当然ではあります。

ある八十歳の女性なのですけれども、この次の部屋を借りる契約更新のときは断られるそうです。現在のアパートに入るにも、十軒以上の不動産屋さんを歩き歩いて、やっと入れてもらいました。それも、大家さんが自分と同じような年だったから、「あなたは一人でむげねえ」と言って入れてくれたのだそうです。何とか老人ホームに入れてもらえないでしょうかというお話です。身寄りは全くなくて、今はヘルパーさんに助けてもらえれば一人で生活はできる、だけれども、年々体が衰えていくのがわかる。病気をしたときも心細い。老人ホームに入りたい、ということでした。この人は、長い間市内のホテルや旅館を転々として働いてきました。年金も当然低い年金です。経済的余裕はもちろんありません。こんな女性たちが、長年別府観光を支えてきたのではないのでしょうか。養護老人ホームの定員の枠を広げていただくしかありません。市からも県にしっかり定員枠の拡大・増床を要求していただきたいと思います。市から県に、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

先ほども、大分県老人保健福祉計画の中で定まっておるということで答弁させていただきました。今後については、また県とも協議しながら前向きに取り組んでいきたい、このように思っております。

○八番（野田紀子君） 市長を初め前向きに取り組んでくださるよう、重ねてお願いをしておきます。

引き続き、保健医療の充実について質問をさせていただきたいと思います。

今年度から骨密度検診、骨粗鬆症の検診を取り入れ実行していただいていることは、

大変ありがたいことだと思っております。多くの女性が受診をし、また喜ばれております。

ところが、受診した人の話では、順番待ちをして二時間かかったという声がありましたけれども、当初の受診者数の見込みと現在までの受診者数、どれほどでございましょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

年度当初の見込み数は九百二十五人でございます。現在までの、七月まででございますが、集団検診につきましては四会場の六百六十八人、同時検診につきましては百四十五人で、現在八百十三名が受診いたしております。

○八番（野田紀子君） 受診者数が大変多いようにありますし、受診回数をふやした方がいいのではないのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

骨粗鬆症は、本年度より始めたものでございますけれども、何せ今までに骨粗鬆症の検診をしてほしいという要望が強かったためか、こういうぐあいに最初は多いものと思われまして、この日程につきましては、現在、市報で年間を通じて日程を調整いたしておりますので、ことしの状況を把握しながら来年度に向けて検診方法や検診回数を考慮したいと考えております。

○八番（野田紀子君） 検診後のフォローと申しますか、精密検査とかいうのは、どのようになっておりますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 検診につきましては、ドクターが骨密度を計るようになっておりますので、密度の低い方につきましては、その場でドクターが指導し、かかりつけの病院などで治療を受けるように指導しております。

なお、保健師としましては、その骨密度の低い要指導者や要精検者につきましては、その後の経過を把握するために電話や訪問指導を実施し、場合によっては密度の低い方が多い場合には、来年度は教室も開かなければならないのかなと考えているところでございます。

○八番（野田紀子君） 続いて、保健センターについての質問をさせていただきます。

三月議会で助役の御答弁では、保健センターの計画を考慮しているというふうでございましたけれども、保健センターの建設計画は、幾らか具体化されたのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 確かに十四年三月定例会で三浦助役が答弁いたしましたけれども、今のところ、進展しておりません。

○助役（三浦義人君） ちょっと、補足答弁をさせていただきます。

私ども現在、別府市民の健康行政につきましては、やはりあらゆる機関を使って取り

組みを図っているというわけでございます。さらに医師会におきましても、地域保健センターという立派な施設があります。この利用者については、現在、残念ながら非常に少ないというような情報も受けているところでございます。今回も私は、その地域保健センターを使いまして健康診断を受けたような状況でございます。そのように、まず現在ある施設を有効に利用するということが、これは必要なことではなからうかというように思っているところでございます。

それから、将来、多目的を要素といたしましたそういう施設をつくるときにおきましては、その中に地域の皆様方の健康を預かるような施設も併設をするというような考え方で、三月議会で答弁をさせていただいたところでございます。この考え方におきましては、現在、いろいろ多目的施設の検討を役所内部等においてする場合も、この点におきましては十分認識をして議論をさせていただいているということでございますので、まずその点を御了承願いたいというように思っております。

○八番（野田紀子君） 日出町に、大層立派な保健センターができております。大変うらやましいところでございますので、これも早く具体化をお願いしておきます。

この保健センターの建設につきまして、私の言いたいことと申しますか、申し述べたいことを言わせていただきます。別府市の保健医療の問題点というのは、健康管理、また予防医学に携わる人材・場所が、よその市町村に比べて非常に少ないか全くないということです。ですから、痴呆老人の自宅を訪ねての保健師さんの訪問指導の回数も大変少なく、一けたになっております。市役所のレセプションホールの前のところあたりで健康相談などをしておられまして、市民は、尿検査のコップを持って、知らない人が歩き回っている中を歩いているということもございまして、大変恥ずかしいという話を聞きました。保健センターをつくって、保健師、栄養士などのスタッフを増員してこそ、保健医療の事業も充実するのではないのでしょうか。この点、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 保健師や栄養士の増員につきましては、必要性を関係課に訴え、適正人員確保に向け努力しているところでございます。

なお、本年度の採用予定で保健師につきましては募集をし、もう採用試験が終わっておりますけれども、栄養士につきましては、現在募集中ということでございます。

○八番（野田紀子君） 次々と民間委託をされたりして職員が減らされる中で、保健師をふやしていただいているということは、大変な努力だと私は感謝をしております。今度は管理栄養士についても正職員にされるということですから、骨密度検診で精密検査、骨粗鬆症とわかった方の食事療法などもしっかりと管理栄養士の方に御指導をお願いしたいと思います。

続きまして、図書館の管理について質問をさせていただきたいと思います。

学校図書館について、まず最初をお願いします。六月議会で学校図書標準冊数に、小学校で一万八千七百六十八冊、中学校で一万五百三十四冊がまだ不足しているというお話でございました。地方交付税に入っていきますが、交付税算入額以上に学校に配分しても、まだ標準冊数にならないという現実なのですけれども、今後はどのように蔵書をふやしていかれるのでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

六月議会でもお答えさせていただきましたが、別府市におきましては、これまでも交付税に算入されている額以上の額を各学校へ配分してきたところであります。今後につきましても、厳しい財政状況の中ではありますが、事務事業の見直しを行い、所要額の確保に向けて努力していきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 教育委員会の皆さんの事務事業の見直しなどでやり繰りしては、標準冊数は恐らく確保できないのではないのでしょうか。また、本の数、冊数だけをふやせばいいというものでもないと思います。空き教室を図書館にして大部分が古い本であるという現状は、子供の読書意欲をそいでしまっているのではないのでしょうか。調べ学習にできないと先生方からも実は聞いております。

そもそも当時の文部省が、子供の教育に必要な本の数を標準図書冊数として決めたのではないのでしょうか。子供読書推進法で国は、子供の読書環境の整備をなさいと義務づけております。教育委員会は、事務事業の見直しとかやり繰りをしないで、もっと国と、さらに県に対して学校図書館の予算を子供のために要求していかれてはいいかかと思いますが、どうでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） 額の確保に向けて、努力していきたいと思っております。

○八番（野田紀子君） 教育長、何かありましたら。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

私どものいろんな会議の中に、全国都市教育長協議会という会があるのですが、そういう中で今言ったような図書についても、ぜひ増額してほしいということは、私は去年、ことしと二回出ましたけれども、二回ともそういうことで要望いたしております。また、いろんな会がありますので、そういう会でもできるだけ今後とも要望していきたいと思っております。

○八番（野田紀子君） ぜひ教育長、頑張ってください。

次に、司書教諭についてお尋ねをいたします。

六月議会で小・中学校図書館への司書教諭の配置については、学級担任と兼任とい

う御答弁をいただいております。司書教諭は、学校図書館をどのように子供たちの教育の役に立たせるか、子供たちの読書意欲を引き出すか、どんな本を選ぶかなどなどありまして、その仕事は高度な専門性が要求され、かつその内容も非常に広範囲にわたっております。学級担任の仕事と兼任にすることは、できない相談と私は思います。県に対しては、教員採用をふやして司書教諭を専任にするよう要求していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

議員さんからの御指摘の件につきましては、私どもは十分理解しているところでございます。仮に司書教諭が学級担任や教科担任になった場合でございますが、子供の指導や事務処理等に多くの時間が割かれますし、その上、司書教諭を兼任いたしますと、さらに仕事量等役割が十分果たされないことが考えられますが、それぞれの学校の校務分掌と申しますか、校務分掌決定に当たりましては、司書教諭だけに分掌が偏らないような配慮が必要になると考えます。また、その役割から専任の配置が望ましいと考えますので、ただ、教職員の定数でございます。別府市独自では決めることができませんので、司書教諭の役割と仕事量等を踏まえまして、国・県に要望してまいりたいと考えています。

○教育長（山田俊秀君） ただいまの司書教諭について、先ほどと同じように、いろんなところでこれは県・国にお願いしてまいっております。

○八番（野田紀子君） 私、たしか六月議会が終わりましたすぐ、教育委員さんの会議に傍聴をさせていただきました。そのときも教育委員のどなたかがやはりこの司書教諭を兼任にするというのは、それは無理な話ではないですかという御意見がありましたことを、ここで御披露させていただきたいと思っております。

続きまして、市立図書館につきまして。

日本図書館協会というのがありまして、これが全国の公共図書館、大学図書館の調査をした「日本の図書館」という本を出しております。これで私、全国図書購入費の比較をいたしました。別府市立図書館の図書購入費六百万というのは、人口十万以上十五万未満の市立図書館五十一館で五十一番目です。五十番目は大東市立図書館千三百十一万九千円でございます。では、別府市が予算が特別少ないのかというと、そうでもございまして、同じように四百億近くの予算がございます。このことから見ても、別府市はよそと比べて市民の読書環境が劣悪と言えるのではないのでしょうか。小・中学校では読み聞かせなどを今盛んにしておられますが、それに必要な児童書を県立図書館から団体貸し出しをしてもらっておられます。去年度は、別府市の小学校七校で十八回、四千五百十二冊を借りたそうでございます。PTAのお母さんあるいは

また先生が、自分で車を運転して県立図書館に行って必要な本を大量に積んで借りて帰るということをしております。市立図書館が当てにできないというのは、市民にとってもまた図書館にとっても、これは大変不幸なことではないでしょうか。別府市はこの現状を認識しておられるのかどうか、また図書購入予算の増額の予定があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

ただいま御指摘のように、予算が非常に低いのではないかとというような御指摘でございますが、確かに県下市町村の図書館の一人当たりの図書の購入費、これにつきましては百九十二円という数字が出ております。そんな中で別府市もはじめてみましたら、四十八円から五十円ぐらいというような金額でございまして、決していい状況ではございませんので、この予算の増額に向けて今後努力していきたい、このように考えております。

○八番（野田紀子君） すみませんが、教育長にまた……。何年か前、議員にしていたいで初めてぐらいのときに、図書購入費がたった五百万だ、全国最低ですと、そのとき申し上げましたら、当時の本多教育長が、「では、何ぼかふやすように努力しましょう」とおっしゃってくださって、百万ふえて六百万になっておりますが、いかがでしょうか、教育長。御返事をお願いします。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

これは、私一人でどうだということとは言えませんが、増額についてはしっかり努力してまいりたいと思います。

○八番（野田紀子君） 私も応援をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

お年寄りのことと保健医療のことと、また文化について一般質問をさせていただきましたが、いずれにしても大変失礼ながら不十分であると思います。高齢者については、それでも介護保険制度、幾らかずつ改善が始まっておりますから、二期計画ではさらに改善を進められるように重ねてお願いをしておきます。そして、お年寄りのための特別養護老人ホーム、養護老人ホームを必ず増床・拡大してくださるよう、またこれも強く要望をして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○十八番（永井 正君） それでは、温泉行政について質問してまいります。

これは、本年度の市民手帳でございます。私は市議会手帳よりこっちの方が何か親しみやすく便利なものですから、議員になってずっとこの手帳を愛用させていただいておりますけれども、この手帳を見ますと大分県の全国ベスト3という欄がござい

まして、温泉の泉源総数が大分県が一位、二位が鹿児島県というふうに出ております。また日本一の別府温泉という欄では泉源数が一位が大分県別府市、二位が湯布院、三位静岡県伊東市、四位熱海市、五位指宿というふうに記載しております、湧出量も大分県別府市が一位、二位が湯布院、三位伊東市、四位草津、五位指宿というふうに記載しております。

また、先般ことしの三月に発行されております別府市環境基本計画、これを読んで見ますといろいろなアンケートが載っております、別府のイメージにふさわしい言葉ということで、小学生で一番目に載っておりますのが、湯煙が上がっている、二番が身近に山がある、三番が観光客が多いと。中学生を見ましても一位は湯煙が上がっている。大人に聞いてみましても「湯煙が上がっている」という言葉が別府のイメージにふさわしい言葉というふうに出ております。小学生のつくるべきイメージという欄を見ましても湯煙が上がるまちというのが五二・四%で、まさに子供たちにもこの温泉を残さなければいけない、我々の責任だというふうに感じておるわけでございます。

先般、この質問に際しまして京都大学の由佐教授にもお会いしてまいりましたけれども、この湯煙というのは自然と人間が共同で作り上げた別府の財産であるといふうに言われておりました。

いささか古くなりますが、「二一世紀に残したい日本の風景」、これはたまたま私の同級生がNHKの佐賀支局にいまして、佐賀県の方から送ってまいりました。この「二一世紀に残したい日本の風景」は、視聴者一人一人の心に残る風景を教えていただき、その気持ちをもとに日本の美しい四季の姿を伝える番組ができないか、衛星放送の「二一世紀に残したい日本の風景」はそんな企画から始まった番組だというふうに企画のねらいというところで書かれております。視聴者の皆様から寄せられた葉書は三十九万二千三百三十三通、推薦総地点数は一万六千五百七十一の地点が推薦をされたそうです。その中で、一通だけの推薦箇所というのが七千二百五地点あったそうです。

一位が御存じのように富士山、三万七千五百九十二。二位が別府、三位函館、大体この辺までは皆さん御存じだろうとは思いますが、四位飛騨高山、五位虹ノ松原、六位志摩半島、七位室生寺、八位松島、九位蔵王、十位上高地とこういうふうにランキングが続いておるわけでありませう。

湧出量の世界一は北アメリカのイエローストーンだそうでございますけれども、面積は四国の三分の一くらいあるそうですから、面積のことから考えますと別府の方が世界一ではないかというふうに思っております。そういう意味からすると湧出量も泉質の種類も、我が町別府市が世界に誇れる温泉都市であるというふうを考えるわけで

ございます。

井上市長の言う「湯のまち別府は世界の宝」、これは市長がつくられた句ですか。いい句だなと思いながら見ておりましたけれども、別府が日本一あるいは世界の温泉であるという自負心があるのであれば、今から聞いてまいります、温泉文化や泉源の保全対策についても世界一のノウハウがなければならぬと。自然が与えてくれたこの世界の宝を守り抜く責任が我々にあると思うわけでございます。

この同級生が送ってきた中に、大分合同新聞のコピーが入っておりまして、吉本博行課長、この方も私と同級生でございますけれども、課長の言葉とユネスコの問題のことが載っております。「全国二位のブランドを活かせ」ということでございますけれども、この新聞が今年の六月三日ですので、一年以上たちましたけれども、この一年間でどういう取り組みが吉本観光課の方でなされたのか、まずお伺いをしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

従来より観光別府を象徴する風景として、多くの方々に受け入れられてまいりました。この選出を機会に、改めて印象深さを全国的にアピールしたものではないかと我々も考えております。また、具体的にはその後これを宣伝の絶好のチャンスととらえまして、補正で上げさせていただきましたが、関西汽船内の湯煙り観光パネルの掲載、また事あるごとにテレビ、新聞、雑誌等への公告媒体への掲載による宣伝、それからマスコミの取材等で取り上げてまいりました。また、観光協会主催によります別府の湯煙りのフォトコンテストの開催、さらにワールドカップ期間中のライトアップ。このライトアップにつきましては、二十一番議員さんからも御指摘がありましたように、今後も引き続き鉄輪の旅館組合の方で継続していく予定でございます。

また、大分県表具内装組合連合会からの寄贈をいただきましたパネルをリニューアルしまして、庁舎内のロビーに設置しております。また、そういうことで市役所を訪れる多くの市民の方々に楽しんでいただいているところでございます。

今後も引き続きこの流れを積極的に展開しまして、国内外を問わず観光別府を象徴する風景として一層PRしていきたいと考えております。以上でございます。

○十八番（永井 正君） 「PR作戦あれこれ」というふうに大きな活字で載っておりますけれども、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

それから、「市教委は井上信幸市長の意向を受け、将来ユネスコの世界遺産への登録が可能かどうか調査を始めた」と。先般これも議会でございましたけれども、その後どういう経過なのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

世界遺産の登録は、日本では文化庁の所管となり、同庁がユネスコに推薦することになっております。推薦の要件につきましては、文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法及び森林法により保護されていることが前提となります。これに該当しないため、別府の湯煙は世界遺産の登録はむずかしい問題があります。現在、文化庁、県教育委員会と別府の湯煙の文化財保護法に規定する名勝指定について協議を行っております。また、市教育委員会においても調査を行っており、今すぐというわけにはいきませんが、将来的には名勝指定されることになると考えております。ただし名勝指定されても全国で数万件の該当する物件がある状況では、世界遺産への推薦の可能性は厳しいと考えております。今後も努力してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

○十八番（永井 正君） 名勝指定というのが先にあるようではすけれども、一％でも可能性があるのであれば努力をしていただいて、時間をかけても名勝指定というのを先に取って、世界遺産の登録に向けて頑張っていたきたいと思っております。

ことしの三月議会、第一回の定例会で市長の提案理由の説明の中に、新年度は「新たな柱としてホスピタリティー、すなわち温かいもてなしの心を加え、市政の重要施策として進めてまいります。NHKが募集した二世紀に残したい日本の風景で、富士山に次いで」云々というのがずっとあるんですけれども、このホスピタリティーという新しいソフトを加えて、これからの本市の発展の大きな力にしていくのが本年度の大きな課題ということですが、新年度になって半年が過ぎましたけれども、温泉行政にホスピタリティーを加えた新課題について、経過の報告があればお伺いをしたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま議員からお話がありましたように、今年度の新たな市政の重要課題といたしましてホスピタリティーを掲げたまちづくりに取り組んでいるところでございます。早速、市報四月号で「特集・考えよう、別府のホスピタリティー」ということで四ページの特集を組ませていただいております。さらに、あらゆる機会を通じましてホスピタリティー・おもてなしの心ということで、私どももあらゆる機会を通じて取り組んでいるところでございますが、温泉についてということでございますので、若干御説明をさせていただきますが、ホスピタリティー・心のこもったおもてなしにつきまして、温泉施設の大半の管理運営を振興センターに委託しているところでございます。したがって、職員の方八十五名に対しまして、二回に分けては接遇研修をいたしました。実施して、職員の意識改革を図っているところでございます。その効果もあったかと思っておりますが、入浴者もかなり増加しているという状況でございます。観光

客や市民の方に直に接する第一線の職員に対して、今後も引き続き研修会、接遇研修等を通じまして、訪れてよかった、ぜひまた来たいというような接遇に、ホスピタリティーある心で接していくような研修、対応を取ってまいりたいとこのように考えております。

それから、こういう機会でございますので、ひとつお礼を申し上げたいと思いますが、御質問の十八番議員さん、さらには三番議員さんにおかれましては、ことしのゴールデンウィークに新装成りました海浜砂湯で多くのお客様をお迎えして、おもてなしをしていただきました。観光の御案内をいただいたということで、連休でございましたので、私と課長がお伺いしたら、お二人が大変活躍をしていただいております、私どもはその時間を避けまして、柴石温泉とか他の温泉施設、観光客の動向等を見させていただきました。今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げますとお礼とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○十八番（永井 正君） ほめていただきまして、大変ありがとうございました。それを言うてもらうために質問をしたわけではありませんけれども、お礼を申し上げます。（笑声）

それでは、温泉文化の方にまいります。鉄輪に「愛耐会」というのがございますけれども、この「愛耐会」主催で五月十三日に鉄輪のひょうたん温泉で第九回目の俳句の石碑の除幕式がございました。京都の黒田貴勢さんという方の俳句が選ばれたんですけれども、その句が「鉄輪へ三日の湯あみ京女」。この三日というのは正月の一月三日のことだそうでございます。倉田紘文先生が「京都からはるばると鉄輪温泉を訪れて、ゆったりと三日の湯に心身を安らげている京女がなまめかしさを思わせる」というふうな評をいたしております。この選ばれた黒田さんという方は七十二歳でございますけれども、「有名な俳句の先生に選んでいただいて恐縮です」とお礼を述べたというふうに、十四日の今日新聞に載っております。

この除幕式を終えまして、その後、紘文先生方と御一緒に昼食をいただいたんですが、来月ですか、十月四日と五日に別府の「湯煙俳句」という番組がNHK・BSで世界に放映をされる予定になっております。四日にコミュニティーセンターでいろいろ作業があるようですけれども、五日の十一時くらいでしたか、現地の湯煙の間を歩きながら世界に別府の温泉の湯煙が実況中継をされるように予定がされております。

また、三カ月前の六月には、第一回鉄輪湯煙文化祭というのが開催をされております。「とにかく鉄輪がおもしろい。鉄輪を歩いて、見て、食べて、楽しんで」というようなキャッチフレーズで竹細工の工芸展や実演、それに地獄蒸し体験、鉄輪俳句・現画展、昔懐かしい写真展などが、海地獄の下の鉄輪の西側の方の入口になるんです

が、こちらからマルシヨクやまなみ店の東の入口まで二十三の会場で開催をされました。私も行ってまいりましたが、温泉を愛する人たちによって温泉を通じての地域おこしが活発に行われておることを感じたわけでございます。

ほかに何か温泉文化と言えるものがございましたら、御答弁をお願いいたします。
○温泉課長（安部和夫君） お答えいたします。

はっきりと定義付けはむずかしいかとは思いますが、温泉が入浴、調理、暖房に利用されるなど市民生活に入り込んでいるんじゃないかというふうに感じております。今言われました鉄輪では、湯煙が間近で見られたり、湯煙工芸展が開かれたり、また竹瓦温泉施設の付近では温泉情緒、風情が感じられるなど、そのほかにもいろいろな地域の独特な生活様式があるんじゃないか、私はそういうふうに感じております。以上でございます。

○十八番（永井 正君） ありがとうございます。

五月二十七日の日経新聞でございますけれども、温泉を五段階で格付けするというふうな記事がございました。五つ星を最高に星の数で格付けをする制度、これは社団法人日本温泉協会の新制度であるそうです。全国の温泉地にある約千八百カ所の旅館やホテル、公営浴場などの温泉施設について五段階で格付けをするそうでございます。源泉の状況、源泉から浴槽までの温泉の引き方、循環や注水など浴槽の管理状況、こういうものに評価、定めを五段階評価をするということでございます。明らかに利用者がよい温泉を選ぶ時代になりつつあるわけでございます。この変化というものを十分に行政の方も認識をして、事業の継続をしていただきたいと思います。日本一の温泉というこの自覚を持って、旅館やホテルとの十分な打ち合わせや指導をして、きっちりとした対応をしていただきたいと思います。

続いて、三番目の源泉保全に入ります。ことしの五月に、熱海市に行ってまいりました。熱海市でも地下水位のことが問題になっておりまして、どういうふうな対策を取っておられますかとお伺いしましたところ、熱海は水道の漏水率が高いから余り心配はしていないんだというような冗談を最初言っておりましたけれども、別府と同じように最近の水質検査では塩分がふえているそうでございます。一過性のものとも考えられますけれども、熱海市も別府市も傾斜地にあるということを考えますと、地下水位にこの別府温泉も関心を持たなければならないと思うわけでございます。実際には地下は地上からは見えませんので、わからない点も多いわけですが、だからこそ別府市は、世界の宝の保存のために適切な対策や配慮を日ごろより考えておかなければならないと思うわけですが、二十一番議員のきょうの質問にもございましたけれども、泉議員が「ショック」という言葉を使っておりましたけれども、私も八月一日の新聞を

見たときに大変ショックを覚えました。自然噴出温泉が半減という言葉ですね。急速な泉都の開発が影響したんだということが書かれておりますけれども、担当の方、この新聞を読んだときにどういうふうにお感じになりましたか。

○温泉課長（安部和夫君） 塩分や水位、それは私の方は熱海市にもお聞きいたしまして、十分周知いたしております。別府市におきましても海岸側におきましても、やはり地下温泉水の圧力が低下をして、海岸線では温泉淡水層の海水の浸入が発生しているという状況も学術識見者にもお聞きしております。その報道につきましても、温泉課としても学術識見者の意見を十分聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

○市長（井上信幸君） けさほどの二十一番議員さん、それから十八番議員さんの温泉に対する思い入れ、大変私にはありがたく聞いておりました。御承知のとおり日本の宝であり、世界の宝をいかに守っていくか、後世に伝えていくのにはどうすればいいかということは、我々も今後の大きな課題としてとらえております。

私も別府で生まれ育って、戦後の流れを見ますと、昭和三十年ごろまでは我々は皆銭湯に行きましたが、それからだんだんと家庭での入浴ということになりましたし、また三十五年、四十年を契機にして温泉があちこちで掘削されたと。一挙に掘削技術が進歩したために、別府市の中でも自家用温泉を持つところがたくさんできたと。あわてて四十二、三年か四十四、五年ごろにある程度の規制を加えたけれども、もうすでにそのときには二千数百カ所の泉孔があったということでございます。

それよりも以前、我々が子供のころに聞かされたのは、鉄輪の方に行って手掘りをすれば温泉が出るぞと言われたようなことも子供のころに聞かされたこともございますけれども、現在、そういう乱掘の結果で水位が下がっているのではないかと。

もう一つは、森林資源をいかに大切にするか、ここにも一つの大きな要素があるのではないかなど。そのために水源の涵養を図るために森林資源の確保、このために森林を大事にしましょうということで植林を徹底的に今させておりますが、別府市の市有林からはもうはげ山をなくしましょう、切ったところは保全しましょうということで今、水源確保のために進めているわけでございます。

私も由佐先生から直接お聞きしたわけではないんですけれども、別府市の標高六十メートル以上のところは、やはり透水性の方式を用いることがこれから必要だと。そのとおりでございますして、かつて今の扇山地区やら大畑地区に家があったでしょうか。四十年を契機にして乱開発が始まりまして今のような住宅街ができたわけですから、こういうことも視野に入れながら、水源確保をし、自然の雨が浸透していくような方策、したがってあらゆる形の中で行政も民間も透水性の方向づけを皆さんに

お願いをするということが必要ではなからうかと。行政を挙げてやはり市民の方々にもこういうこともお願いしながら、標高六十メートル以上の方々のところには必ず何らかの形で、降った雨が地下浸透していくような方向づけもお願いをする必要があるのでないかと。こういうことによって、水源涵養または温泉の枯渇防止ということも大きく取り上げていかなければならない、このように思います。それに従って温泉の活用あるいはこれからの温泉の確保、これは別府にとって大変大事な一つの課題になると思いますので、今後ともお願いを申し上げたいと思います。

もう一つは、先ほどお話がありましたけれども、全国の温泉のランク付けをすると。これは五段階にするとおっしゃっていましたが、これは日本温泉協会できしのご当初決めたわけでございます。この会議に私も出席しております、これについては賛成ということになりました。と申しますのは、いわば全国各地が温泉地になっておりますが、本当の温泉があるのかどうか、本当の温泉が出ているのかどうかという一つのランク付けをするべきだと。あるいは造成温泉というようなこともありますし、ちょっと生ぬるいものが出て沸かして出しているというようなところもあるということでございますから、本当に温泉がどうかという一つのランク付けをするという意味で五段階方式を取ろうじゃないかということになっておりますので、この点もお知らせをしておきたいと思います。

○十八番（永井 正君） 大変ありがとうございました。今から私が品のいいことを言おうと思っていたのに、市長に先に言われたような感じもいたしておりますけれども、質問を続けてまいります。

私は二二世紀にも湯煙が、富士山は爆発でもしない限りは残ると思うんですけれども、別府の湯煙が二二世紀にも残したい日本の風景、これに入れるように頑張っていきたいなと思っているわけです。当然、私は百五十歳くらいですから、多分もう死んでいると思いますけれども、この別府の湯煙が生き残るために今の我々がどうすればいいのか。市長が三月議会で言われた三十年から五十年前の雨水が今日、温泉となっているのであれば、三十年から五十年前の舗装技術のなかった道路や宅地開発のなかった地形、石ころが自然に流れた河川、田んぼや畑やため池がどのようにして減っていったのか。そして今から三十年、五十年後のために行政がどうすればいいのか。後世の市民から現世の行政に関わる私たちが憎まれないためには、どんな手段を今取らないといけないのか。「昔は別府に温泉があったっちなあ」というようなことではだめだと思うわけです。自然破壊の続く現代社会との共生を考えながら、改良を進めなければならないと思うわけです。

先日、市民課の方から資料をいただいたんですが、昭和四十八年の人口動態という

のがございます。朝日地区の中に小倉、竹の内、大畑、鶴見が入っておりまして、また南立石校区の方に荘園と扇山がこの時代には入っているようです。そこで、朝日と南立石この二つの校区の世帯数が七千八百六十二世帯。現在は、この朝日と南立石が四つの校区に分かれておりまして、朝日、大平山、鶴見、南立石この四校区となっております。これが一万七千二百十四世帯。実に一万世帯この部分で世帯数がふえているわけでありまして。

そこで、今市長の言われました六十メートルですね。（図面提示）これは昨日課長に見ていただきましたけれども、あれから書き換えていません。きのうのとおりです。六十メートルというと大体この位置なんですね。そうすると、こちら側の自衛隊の方になるんですけども、別府市の三分の一くらいが六十メートル以下であって、これより上が六十メートル以上。このあたりがずっと家がふえているわけですね。山の上の方はそう昔と今の変化はないだろうと思いますから、この部分において家がふえて、それまで田んぼや畑であったところに家が建って、道路にアスファルトが敷かれるようになって、そして雨水がだんだん下にしみ込みにくくなったということを考えてときに「大変だなあ」ということになるんですけども、ことしの三月、大分県の生活環境課が大分県温泉管理基本計画というのを出しました。これを見ると、怖くなるんですよ。至るところに枯渇の恐れがあるとか書かれておりまして、別府温泉の欄を見ますと、「別府温泉は日本を代表する温泉地の一つで、温泉資源の保護は早くから行われてきた地域ですが、その後の保護対策の見直し等は長い間行われておらず、現状を調査した上で将来の温泉地づくりに向けた保護対策の強化・見直しを行う必要があります」と。こういうふうな、ことしの三月に発行された大分県温泉管理基本計画という中にこのようなことが書かれておるわけでございます。大変怖いなと思っているんですけども、別府市の温泉の特徴として、七五％が民間が所有している温泉でございますけれども、先ほど泉議員の方から「集中管理」という言葉が出ておりましたけれども、答弁なしだったようですけれども、これはやはりむずかしいんですかね、集中管理は。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどの集中管理の件でございます。御承知のとおり市では温泉総合整備事業を実施いたしております。これは御承知のとおり老朽化あるいは限りある温泉資源の保護を適正にするということで、すでに平成三年度から総事業費二十五億円ということで、現在進捗率といたしましては十三年度で二十一億一千八百万円ということで八四・四六％取り組んでいるところでございます。これは市の方でございます、さらに集中管理と申しますと、市内には御承知のとおり温泉給湯会社が七社ございます。そうい

う中で、昨年末現在でございますが、七社で総数が三千百二十七件の給湯をやっているというような状況でございます。これらにつきましても一面では集中管理ということで、以前から比べますとこの給湯戸数も格段にふえているというような状況でございます。そして恐らく湧出量と利用のバランスと申しますか、通称「たれ流し」というような言葉が使われているところでございますが、やはりこの辺も由佐先生等とも協議したわけでございますが、現在いろんな意味でたれ流しをされている部分がございます。私どもといたしましては、この有効活用は先ほどから市長もお答えいたしました。別府市にとりまして大変大きな課題だというふうに認識いたしております。やはりこれの実態を把握するということがまず一点。先ほど言いました市と民間の給湯会社がやっていることはもちろんですが、さらにこれから温泉の保護、活用という面からいきますと、大事なことであろうというふうに考えております。

一点、以前、古い話ですが、扇山に集中管理するというので、通称「ひねるとジャー」というようなことで脇屋市政当時だったと思います。現実には実現しなかったということでございます。私も一度伺ったことがございます草津温泉では、御承知のとおり小さなエリアということが一つと、もう一点は泉源の所有権をほとんど草津町が持っている。先ほど七五%が私権だというのがございました。この辺も大きな課題ではなからうかというふうに考えておりますが、いずれにいたしましてもその辺の有効活用というのは、今後の大きな課題というふうに認識しておりますので、今後の大切な課題として取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○十八番（永井 正君） 次にまいります。

平成十一年三月議会で富田議員の温泉資源に関する質問に対して、当時の温泉課長が「ビルや家屋の雨水は浸透枡等を設置し、側溝への流出は最小限にする」というようなことを答弁されておりますし、また十三年十二月議会で岩男議員から「公園や公共施設の雨水を浸透式井路に還元しては」という質問がされ、答弁として「たれ流しの規制等については、関係機関、審議会の中で研究課題として協議に持っていく」と議事録に残されており、また市長も釜山の住宅の貯水タンクの例を出して、「コンクリートを張り巡らさないで雨水の浸透と再利用の方向を」ということを答弁をされております。

そこで、小金井市に雨水浸透事業の条例がありまして、各家に雨どいを通った雨が穴の空いた枡ですね、バケツに穴を開けたようなものを枡にして、周りに砂利を敷いてずっと雨が地中に戻っていくというような事業を条例としてやっております。補助金も出すようです。

それから、昨日、東京都墨田区のホームページを見ると小規模タンクで二万五千元、

小規模でどのくらいのものかわかりませんが、やはり行政の方が補助を出してそういうタンクを備えて、それを庭に撒いたりあるいは手を洗ったり、雨水を大事にしようというような対策がいろんなところでなされているわけでありませう。

これまた私の同級生ですけれども、この雨水を地中に還元するというのに大変興味を持った同級生が、自分のところの玄関先に砂利を入れて、（写真提示）このように、周りに穴があります。この部分から水が地中に戻っていくわけですね、雨水が。これは下に埋めているところの写真です。このような形で、周りを砂利で固めて地中に雨水を戻していくと。ですからでき上がった後はこういうふうな形で目立たなくなりますけれども、これは朝見に住んでいる私の同級生がこういう形でやっているんですけれども、雨水をどういうふうに再利用していくのか。特に別府だからこそ、こういう事業を考えなければならぬと思うわけでありませう。

それともう一点でございますけれども、泉源保全について。熱海市でやはり泉源保全が問題になりまして、熱海の「自民党二一」という会派だそうなんですけれども、代表質問で「温泉は雨水が地下に浸透して長い年月を通過する中で、地熱に温められるとともに、温泉特有の成分が溶け込み」――この辺はいいですね――「地下水源保全のために川の自然床の復活」――床ですね。コンクリートでやっておりますけれども――「それから建物建設における浸透枘設置義務化。歩道や交通量の少ない道路にはインターロッキング化。さらには道路の側溝の床には小さな穴を空けるなどの対策を推進すべき」というようなことを、十二年六月議会で代表質問でされております。残念ながらこれに対する答弁は、別府市議会はそんなことはありませんけれども、熱海市議会は執行部側が答弁をこれにいたしております。

そこでお伺いしたいんですが、現在、別府の川の状況を見ますと、昭和五十年代に三方張りといういわゆる底までコンクリートで覆われたわけでございます。これはもちろん治水事業でございますけれども、我が別府市も熱海市さんと同じように傾斜地にありますので、別府の川は急流河川ということだそうです。先日、河川課の方に行ってまいりました、勉強に。だから五十年代のその当時はそれなりの考え、技術でコンクリートは張られたわけなんですけれども、現在は逆に底にはコンクリートは張らないというふうになっているそうです。現在は川底を護床ブロックと砂利を使った工法で床の工事をするそうです。これは経費のかかることなんですけれども、別府の温泉資源を守るという意味で国や県とも相談をさせていただいて、二十四時間、三百六十五日川は流れておりますから、その川から透水性の高い護床ブロックを採用して、水を地下の方に持って行く。それから、これは国・県との関係がございませうけれども、川へ通じる水路あたりも底を全面に張るんじゃなくて、部分的に穴を空けて、その下に砂利

を入れて、水を地下に浸透させていく、こういうふうにするわけでございます。

先日、昭和六十年発行の別府市史を読んでみると、全国各地に都市開発、企業の進出、災害防止の護岸等のため海面埋め立て、施設の造営、消波ブロックの設置等で海岸の姿が一変した。しかしながら、人間が自然と親しむ気持ちはどんな時代になっても変わることはない。自然破壊が進んでいる現在は、山や野に、そして一変した海辺に自然を求める思いが一段と強くなってきたと、このようなことが書かれております。これは十七年前ですよ。十七年前でも、その当時なりの自然破壊に対する感想が、別府市史の中に述べられておるわけでありまして。河川についてもあるいは柀についても、これから別府も変えていこうと思ったらどんどん変えることができます。先ほど海浜砂湯の話が出ておりましたけれども、この海浜砂湯に行きますと、入口の石碑にきれいな字で井上市長のキャッチフレーズ、例の「湯のまち別府は世界の宝」というのがございます。このわずか十五文字に秘められた世界の温泉のまちというこの自負心。この自負心があるんであれば、保全対策についても世界一のノウハウを別府市は持っていないわけにはいかない、こういうふうにするわけでございます。

二一世紀だけでなく二二世紀にも誇れる日本の風景の中に、別府の湯煙が残れるように、これまでの鶴見連山の温泉涵養林や先ほど言われておりました誕生記念植樹による涵養林育成とともに、私が今述べました川底の改修とかあるいは水路の改修、そして浸透柀の導入、この点についてぜひとも検討をしていただきたいと思います。

最後に市長、もう一度答弁をお願いいたします。

○市長（井上信幸君） 十八番議員さんの、本当に別府を思う心がひしひしと伝わってまいりました。お説のとおり別府観光温泉文化都市は、温泉があつての別府でございますので、温泉が枯渇したらもう別府の観光都市としての体制はもう消えてなくなるわけです。二一世紀と言わず、二二世紀、二三世紀、ずっと後世に伝わるようなそういう温泉行政を守っていかなければなりません。

今、御指摘の河川につきましては県河川でございますので、当時としては浜脇水害が随分と起きたものですから、朝見川を全部コンクリート潰けにしまったと。これについて県と交渉しながら、もう一度河床の整備ができるならば整備をしていただく。またあらゆる河川についてもその方向で行って、すべて透水性にさせていただく。

また、これから建築するであろう、またはこれから改築するであろう標高六十メートル以上のそういう宅地には、雨水を地下に透水していただくようなそういう施策が必要であろうかと思っております。なぜならば、私の聞いた範囲内ですが、降った雨水は大体一年に十メートルくらい浸透するであろうと。ですから現在出ている温泉は、最低でも二十年前、三十年前に降った雨水が浸透して温泉造成されていると。この温

泉の恵みを我々は使っているということを聞いておりますので、雨水をいかに今後大切にするか。また地球環境問題等であらゆる施策が今打たれておりますが、まず我々の住むまちからそういう環境保全をしていくということに邁進させていただければと思います。本当にきょうは前向きな、建設的な意見をいただきましてありがとうございました。

○十八番（永井 正君） ありがとうございました。先ほどの環境基本計画、この中にももうすでに雨水の地下浸透の促進ということで、民有地における雨水の地下浸透を促す指導、もうここに出ているんですね。実際にしているのかどうか知りませんが、基本計画の中にもうすでに出ているわけですから、ぜひとも浸透枡の導入を図っていただきたいとお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後二時四十七分 休憩

午後三時 一分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○三十二番（朝倉 斉君） まず最初に、質問項目の一に挙げてあります「井上信幸後援会のあり方」について、この項目は、都合により本日の発言から除外をさせていただきます。

それでは、第二に挙げてあります「業者選定と指定について」。

実は指名ということは、今、全国津々浦々いろんな問題を醸し出し、また政治倫理にも大変もとめるのではないかと、このような事件がたくさん起こっております。

契約検査課にちょっとお聞きしますが、現在、別府市にはいろいろな業種の業者が、決められた日月、定められた書式によって登録をしております。業者は仕事、特に市の公共工事の仕事をさせていただくには、これは必ず一番最初に届出をしなければならん、こういうことであろう、このように理解をしております。この業者の中でもたくさんありますが、印刷業、これで登録をしております業者は何社ありますか。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

別府市に印刷で登録をしておる業者の数は、二十七社でございます。

○三十二番（朝倉 斉君） この二十七社の業者は、ちゃんと所定の書式をもって登録をしてあるわけですから、いわば別府市の選定された業者である、こう考えてもいいわけですか。

○契約検査課長（加藤隆久君） はい、そのとおりでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） 別府市には、市長部局と水道局、これがありますね。水道局は、市のあなた方が事務をしました登録台帳により遵守をいただいておりますの

かどうかということをお聞きします。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

別府市で私ども、印刷は――これは用度係になります――登録をしました業者を水道局の方にお送りをしております。

○三十二番（朝倉 斉君） それでは、これからちょっとお聞きをしますが、もういるんなものは、書類は私は持っておりますから、包み隠さず言っていただければ大変時間も省けていいのではなからうかな、このように思っておりますので、最初から率直に申し上げたいと思います。

実は、水道局の方で平成十四年七月三十一日、同じく平成十四年八月二十三日、この日にちに、三十一日の日は、平成十三年度別府市水道事業会計決算書、また八月二十三日には平成十三年度別府市水道事業統計報告、こういう書類が要るということで業者に発注するための指名をいたしましたか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように二回、うちの方で随意契約の方法によりそういう仕事をお願いしております。

○三十二番（朝倉 斉君） 随意契約、これは間違いはないのですか。何か最初から私もこう、あるのですが、随意契約というのは、一社だけとの話をするわけですね。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 私どもの方は水道事業でございますので、私の方の水道事業の事務契約規定がございます。それを根拠にして、その中で一般競争入札であるとか指名競争入札であるとか随意契約であるとかが示されておまして、その中の随意契約の条項を使ってそういう仕事をしていただいたということでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） それでは、その随意契約にはちゃんとした根拠がなければならんのですが、これは随意契約ということであなたがおっしゃるから、まだまだ言わなければならんごとなる。私は、社名まで出すことはない、こう思っておりますから、あなたに最初に「もう書類を持っているのですから」ということを言った。随意契約ならば、指名業者ではなくてもいいわけですか。だれでも、どういう業種とでも随意契約ができるのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今おっしゃったように、だれでもということではございません。というのは、私どもこの規定の中で一部規定が、例えば一般指名競争入札のときの資格基準は、管理者が定める。また指名競争入札についても、別に資格審査については管理者が定めるという形で、別に定める細則は、私の方は大変遺憾でございますけれども、今のところつくっておりませんので、一応本庁の名簿を準用させていただいているというのが

現状でございます。

○三十二番（朝倉 齊君） このことは、あなたたちはそういうことでこの場を逃げようと、こう思っていると思いますが、なぜ私がそのことを言うかという、この業者の選定、一日なりともおくれれば、来年の何月何日にありますよと。またこれにはちゃんと税金も払ってくださいよと。いろいろなここには附則のものがついておるわけです。それをあなた方は勝手に、印刷業者でもない業者に何を根拠で随契をしなければならんのですか。（発言する者あり）

○水道局長（宮崎眞行君） 朝倉議員御指摘の業者選定の件でございます。業種別区分を越えて印刷の方に選定したという件におきまして、印刷業者の皆さん初め議員に大変御心配かけたことを、私の方は大変申しわけなく思っております。

ただ、ちょっと、言いわけではございませんけれども、経緯をちょっとお聞きいただきたいわけですが、私の方に市の方の課長が――雑談でよくいろんな課長が来ますし、私も行きます――中での話で、「こういう業者がいますよ。この業者、いろいろ手広くやってなかなかいいので、水道局の方で何かあったら声かけたらどうだろうか」というような……。 「ああ、そうかい」ということだったのですが、それは、もちろん七月になってからの話です。それから一週間ぐらい後ですか、電話が業者の方からありまして、そして、「水道局長のところへ会いに行きたい」と言うから、「あいているからどうぞ」ということで、そのときにその業者、いろんな広告から印刷、チラシ、いろんなのをやっているということで、そんなのを見せていただきましたし、その中で山香の農業公園ですか、ああいうようなのをやっているとかいろいろ言っていました。そういうような話を聞いた後に、業者が帰りましたので、私の方が、いただいたその名刺を、私どもの係長に、「もし水道局の方で」――この名刺を渡して――「利用するようなことがあれば、水道局の方でしたらどうか」と。もちろん随意契約といっても、見積もりを出して数社で競争するのですから、その中で安くてよければいいというようなものを基本にしたらどうかというように係長に言って……（発言する者あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三十二番（朝倉 齊君） 今あなたの言っていることは、一部始終あなたの利便で言っていることです。ぴしゃっとした組織の中、あなたは局長でしょう。あなたが、「こういう業者はだめですよ」と、こう言わなければならん立場の人ではないのかい。この業者が、印刷機を一つでも持っているか。余り声を荒立てて言わせると、みんな

がたまがるだろうが。余りばかりしいことを言うのではなくして、過去にこういう例があるのかい。それとも最初に言ったように、八月二十三日、その前が七月三十一日。一カ月間に同じ業者がこのようなことをして、よくするな。最初はこう、見積もりを……、もうちょっと言おうか。一番最初は、ちゃんとしておるのでしょうか、四社を入れて。それをちゃらにしておるではないか、それまで。（発言する者あり）そして、後日分けてこの業者を入れて、そういうことをするという事になれば、あなたたちのお二方の裁量ではできる問題ではない。できる問題ではない。あなたたちはそういうことをしてはいかんと、これはかないませんよという立場の二人は人間だ。それを、だれかが「入れてくれ」と来ても、「いやいや、これはだめですよ」と。これは、「そんなに入りたければ、ちゃんと来年の印刷業の登録を取って、それから玄関に来てください」と、これが一つのルールではないかい。それをあなたたち二人が、そういう不正なことを隠すために、しっかりと話をし合って、そこに立っておっても、それはだめですよ。あなたたちは、市から、この人ならば改革ができますよと、水道局を立派にやってくださいと言われる立場の人ばかりではないかい。それが、こういうことをさせて、その上まだのうのうと自分のやったことは正しいのだと言いますが、この業者が印刷機一つでも持っていますか。

○水道局長（宮崎眞行君） 私の言ったことが正しいとか何とかより、事実でございます。

それともう一つ、そのときに、名刺をいただいたときにその業者に、「市の方に登録していますか」と言ったら、その業者は、「登録しています」ということだったんです。だから、それから印刷の発注があったのは一カ月ぐらい、七月の初めですから、七月の終わりですから、一カ月近く後に印刷の関係で私の方に決裁が最後に上がってきたので、それを見ますと、特別に安く入っているの、逆に私の方はよかったのではないかと、そのとき私は内心そういうふうに思ったぐらいです。だからそれまでは当然、登録、印刷の方で……（「ちょっと待って。あなたはそれを調べなければならない人だろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） はい、ちょっと待ってください。（「あなたがそれを調べなければ……」と呼ぶ者あり）三十二番議員さん、ちょっと答弁をさせてください。

○水道局長（宮崎眞行君） それで私の方は、決裁が回ってきたときに、部下の方に強く、名刺を渡すときに「間違いないように登録しておるのか。して参加させよ」と言っていたので、当然課長、次長を通して来るものですから、それは間違いないので、印刷の方で登録していたと、私は、そういうふうにしたので、それで決裁したということでございます。

そしてもう少し――これは弁解ではありません、事実ですので――その後また、おっしゃったように統計書が同じように数社にそういう、その業者が入ってきました。それで、そのときもまた特別に安いわけなのです。それで私は職員に、課長にも言ったのですけれども、「えらい安いではないか。品物は大丈夫か、できた品物は。成果物は大丈夫なのだろうな」というようなことを確認、そこまで確認しました。ただ、印刷業者に登録されているものと私はずっと思っていたわけなのですが、議員指摘のように、これはおかしいということで担当者を呼んでしたら、印刷業者の方に入っていない、課長、次長が調べても入っていないというようなことで、大変申しわけないということで冒頭に謝ったわけでございますので、その辺どうか御理解していただいて……。そして、バックにどうかとかいうのは一切、それは本当にありません。ただ、ある課長が、私は行財政改革をやっているの、市の方でちょっとでも支出を少なくするには、入れるだけ入れてみたら、よければいいではないかというようなことで、もちろん登録を条件にということでございましたので、その辺どうか御理解をお願いいたします。

○三十二番（朝倉 斉君） あなたは、局長としての地位は失格だ、それは。安ければいいと、何ですか、これは。無資格でも何でもいいのだ、安ければいい、それでいいのですか。行革というのはそういうものかい。何がために……、私は議員になって二十七年、こんなことは初めて聞くわい。初めて聞くわい、安ければいい、業者は何でもいいのだと。登録してないものをやっておるではないか。何がために登録させるのか。一日なりともおくれたら、また来年出直してくださいと、こういうことでしょう。それを、名刺一本でさせるような水道局の局長さんかい。名刺持って「お願いします」と行けば、「値段さえ安ければいいぞ、行革をしておるのだから。そのかわり仕事はぴしゃっとしておくれ」と、このようなやり方をもって、それを是とするというあなた方のやり方は、全く言語道断。

そして、この神聖な議場でそういうことをのうのうと言う中には、やはりあなたの後ろにはいろんな権力がついておるからそういうことが言える。一局長の発言に、そういうことを議員に向かって「安ければいいではないか。行革だ」と、要らんこと言うなど、このような態度がとれるはずがない。私も何も深追い、最初に言っただけでしょうが、わかっておるのだから、深追いすることは好かんのですよ。私は、毎朝、朝五時の時報とともに、「人の悪を言わず、おのれの善を語りません」ということを誓っておる。だから、人には真心がある。悪かったら「悪かったですな。自分がもう少し注意をおればよかった。大変大きな間違いを起こしました」と。この心が通じん私と思うのかい、あなたは。何ばあなたがここで言っても、言い逃れはできんですよ。

まだ委員会もあります、告発もあります、いろいろなものがありますよ、まだこれから先進もうと思えば。このことは、どこが悪いかと最初に私は言っている。倫理が欠落している。地に落ちている。政治倫理、企業倫理をしっかりと身につけないと、自分のした悪を悪と思わんごとなる。

あなたは、大変やり手だということも聞いております。しかし、この神聖な議場で、「安ければ、行革だからいいではないか」。法に基づき規則、条例で動く、この市民の神聖な場でそのような発言をし、何ら心にもとらない顔をする、だめですよ。だめですよ。時間を延長してでも何してでも粘りますよ、私は、そういうことを通すのであれば。何がために私が、契約検査課にも足を運び、聞いてみなさい、いつも私はこうも言っていますよ、「ここはよくやっておりますな。あなたのところがしっかりしていれば、まあまあ別府の市役所は大丈夫だからな」と。課長に聞いてみよ。年季をつけ、不正に走るなということを説いておるのですよ。あなたは反対に、一枚の名刺を見て、ああ、これに安ければさせればいいではないか、行革できておるのだから。これは何もそんな検査することはないわと。そして一カ月もたたん間に二回も、そういう無資格者に仕事をさせ、そして、おのれが正しいと、おのれの言うことが真実だという発言をするところあたりは言語道断ではないか。反省の言葉を言いなさい。

○水道局長（宮崎眞行君） ひとつ朝倉議員さんに、申しわけありません。議場で私が言い過ぎたような点がありましたら、訂正させていただきますが、バックにどなたがいたとか、あるいは安ければどういふこともしていいのだとかいうことは、私は一切考えておりません、何ぼ行革でも。

それから、登録してなくてもいいということはありません。それで、登録してない業種を、業種区分を越えた選定をしたことに対しまして、印刷業者の皆さんにも大変申しわけありませんということをお願いして、真実、私から見ると真実、それを経緯として申し上げただけでございます。

ただ、異業種登録の報告で、デザイン部門の業者でありますけれども、御存じのように決算書、皆さんのところにあります決算書は、成果物としては、私も確認いたしました。特別不良なものもないというようなことも含めまして、これだけは正しいからいいということではありませんで、御報告だけさせていただきます。今後は、二度とこのようなことのないように、基本的な確認事項を怠らないようにやりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○三十二番（朝倉 齊君） あなた、それは一番最初に言う言葉だ。一番最初にあなた、あなたに言は何もない。辞もない。一番最初にあなたが言わなければならん言葉だ。そして、あなたたちがこれをたくらんだということの示唆は、一番最初にちゃん

とやった後、それを白紙に戻してやりかえている。ここは、最初に決まったらその業者にさせてもいいのだ。それを、これはスラコだ、やりかえだ、白紙にしようと言って、また振り分けてやった。そして、その中に新しい資格のない人が入ってきた。これなんかは、だれがどう聞いても、その業者にとらせるために仕組んだ。間違いがあれば間違いでいいのです。人間、間違いがない者はだれもおらん。しかし、最初にしてそれをチャラにして決まったのでしょ、業者が最初。それをチャラにまたして、そして混ぜくり回して、また今度分散して新しい業者を入れて、そしてまたやりかえたと。大変手の込んだことをしておるのだ、あなたたちは。それが悪ければ、委員会があるのだから、まだまだ本会議は時間があと三十分。だけれどもこの三十分は、このことだけに集中しなければならんではないか。あなたが、そのまま非を認め、まともをしっかり営々としたこの不景気の中で働いている業者は、あなた方のえこひいきの犠牲者になりますよ。金額は小さくても、みんなやっぱりのどから手が出るほど、この不景気では仕事が欲しい。何も無資格者を入れて、それもやりかえてまで入れるというようなことについては、これは納得しかねる。

あなた、人を見る目がないな。私もだてや酔狂で二十七年間議員をしておるのではない。まだまだ心にも温かい血も流れておる。その血をぬぐって踏み越えて行く気ならば、行ってみよ。あなたから泣かされる業者のごと、私は泣かんで。どうするのかい。どのように責任とるのかい。（「市長、助役は何とか言わんか」と呼ぶ者あり）
○水道局長（宮崎眞行君） 今、三十二番議員さんおっしゃった、やりかえてまでもしたというような事実は私は承知していませんし、そういうことはないというふうに確信を持っております。

ただ、だからどうこうということではありませんけれども、事実は、見積もりが出たのに私の方に持ってきたということでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） それでは、もしそれは、あったらどうするのかい。今、あなたは、まだまだ悪を発しようとしておる、一生懸命になって。一遍口から出たやつだから、飲み込みにくいのは人間だれしも同じだ。しかし、今あなたがおっしゃった、「朝倉議員さんがおっしゃるような、やりかえてどうだこうだということはありません」と。もしあったらどうするのかい。（「事実があるのではないか。確認しなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） 休憩します。

午後三時三十六分 休憩

午後三時三十九分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

やりかえてやった事実は、今、私それから次長それから課長、それから担当者二人にも――二人は電話で確認したのですけれども――そういう事実は一切ないというような回答でございます。

○三十二番（朝倉 斉君） それでは、あったときにはどうしますかということ私には言っておるわけだ。「ない」と言うのだから、あったときにはどうしますかと、こう言っておる。そこを言わんかい。（発言する者あり）

○水道局長（宮崎眞行君） そのときには、私が責任をとらせていただきます。

（「どんな責任か」と呼ぶ者あり）

○助役（三浦義人君） 私は直接の担当ではございませんけれども、一応契約事務担当という立場でちょっと話をさせていただきたいと思います。

この詳細につきましては、事実につきましては、ただいま議員さんの質問でこういう事象を理解をしたというのでしょうか、初めて聞かされたというような状況でございます。そこで、この場で詳細について具体的に申し上げるわけにいきませんので、お時間をいただきまして、内部で私どもが、この契約上の問題も含めまして調査をさせていただきまして、後日報告をさせていただきたいというように考えております。これを私ども、内部的に調整をいたしたいというふうに考えておりますので、お時間をいただければというように思っております。

○三十二番（朝倉 斉君） ほかならぬ三浦さん、あなただからな。（笑声）私は、「お任せするぜ」と、こう言っても構わんけれども、あなたたちは、いつも私方に来たときでも、何で来たのか知らんけれども、二人で来て、私はあなたたち二人を呼んだのではないのだ。来たがために市長から怒られておるだろうが。（発言する者あり）だから余りね、私たちの言うことはそう間違ったことは言っておりはせんのだ、あなたたちが来たときに。間違っておりはせん。あなたが来たからって、七分方はこうですよ、あとの三分方はあなたたちが注意をしてくださいよと。幾ら市長さんでも、やはりあなたたちがやっぱりとめる役目もあるのだからということもちゃんと申し上げておる。だから一つ一つそういう問題も含めて、あなたが今言ったその言葉もしかと私は示させてもらうから、そしてあなたが今このことについては、ちゃんとあなたがとって、どのようにとるか知らん。あなたは法律を見てこうだ、こうだと言っても、しかし、法律と真意と心というものは、最高裁でも今度初めてこういう問題はだめですよという問題を提起しておる。決まった、大法廷で。だから、やはりその心というものが一番大事だということをしかと耳に入れて、法律と条文がこうなっておるから

ああだ、はい、決めな、というのではなくして、今のこの別府市の状態、また別府市のこの不景気の中の行き方、そしてそういう一つ一つの問題を、大もとである市役所の水道局長が曲げて通るといようなことになれば、これは何をか言わんや。何をか言わんや。これは大概御本人は立派な方だろうけれども、しかし、それもこれも仕える人の意をくんだらだめですよ。自分の持って生まれた先祖代々の志をちゃんと真っ赤に染めて、たとえ市長が何と言おうと、「そうではないですよ」と言いきれぬぐらいな市の職員が一人でもおるか、ここに。おらんでしょう。だから、そういう問題を十分に入れて、一応この件については、三浦助役さんに、せっかくあなたが勇気を出して立ったのだから、それに免じて、ひとつこの辺はお預けしておきます。私の質問は、きょうはもうこれで終わります。

○二十六番（内田有彦君） 今、大変激しいやり取りがあったわけですがけれども、実は私は、さきの議会の質問に引き続き、温水のクレオテックハイツといいますか、APU学生寮の件についてただしていきたいと思います。

実はこれは今日新聞ですけれども、昨日の新聞にクレオテックの学生寮の起工式があった。地元とのトラブルもなく粛々と行ったと、こういう記事が載っております。その中で、クレオテックの小林社長は、地域の方々と今後とも協議をしながら、すばらしいまちづくりをしていきたいという、こういう記事が実は載っております。が、市長が、いつもほめる川本理事長の談話が載っておりますけれども、この談話は地域の人にとっては、本当に地域の実情を知らないなという談話になっております。そのくんだりをちょっと読ませていただきますと、「新しい事業をするときは必ず風が吹き、波が大きくなるが、これは仕方のないこと」というふうに通り一遍といいますか、本当に地域の人困っていることをほとんど私は、クレオテックそのものが、川本理事長さんに詳細にお話ししてないのではなかったかという気がするわけですがけれども、というのは、本当に私は何遍も言うけれども、APUというこの大学は、素晴らしい理想のもと、そして公約といいますか、公約どおりに別府市と提携をしながら、そしてそこにおる学生というものは本当に地域に溶け込みながら、ほとんどと言っていいぐらいにトラブルのないような状態をやっております。これは事実であります。何といいますか今回の件については、どうもその辺が何でだろうかなという、本当にあの小さな小さな温水という閉鎖をされたまちに、そこに住んでいる人の一・五倍の人たちが住むなんということを真剣にやっぱり考えるというか、川本理事長に伝えてなかったのではないかという気がします。この記事を見てもわかるとおり、この温水の地元の人たちというのは、本当におとなしい人たちですから、まさに私は良識を持った人と思います。

先般、市長がこの議場の中で、大変遺憾なことである。これだけの数の学生があつた小さな土地に入るのに、少なくとも事前に地域の人の説明会もしてない、これはあり得ないことだ、と市長みずからがそう言いましたけれども、まさにそういう状況の中で地元の方は、不安におびえながら、問題点を指摘しながら、クレオテックとの話を進めてまいったところでもあります。

本来なら、これだけのことがあれば、起工式等は鉢巻きを巻きながら阻止をするという行動も実はなかったわけではないのです。しかしながら、やはりなるたけおとなしく、なるたけ自分たちも大学またクレオテックの言い分も可能な限り聞きながら、そこでお互いが譲るべきところは譲るということをしたいという真意があつたものですから、きのうは本当に何のトラブルもなくということです。しかしながら、これに招待をされた人々は、この守る会の方は全員それは欠席をしております。そのことが、やはり地域の人のコンセンサスがまだまだ十分でないという証左だと思います。

そこで、具体的な質問に入るわけでありましてけれども、建築指導課は、八月二十二日にクレオテックといひますか、クレオテックを代行する設計業者から正式に、二百四十人の寮の建築申請が出されました。この建築申請については、法的な範囲の中では、申請が出て最大限三週間、二十一日以内に建築許可の確認済みの証書を交付しなければならないという、建築基準法の中にその条項があるわけです。ところが、八月十二日に申請を出した後にわずか二週間、一週間の余裕を残して八月二十七日に確認済み書の交付をしたということになっております。

そこで、建築指導課長にお聞きをしたいのですけれども、これは指導課においてクレオテック並びに大学、施工業者に対する十分なる指導というものを、私は議会でお願ひしましたし、また地元の人たちもそのことで再三再四陳情を行った経緯があります。その中で指導課の方は、極力指導はするというようなことで回答があつたと思うのですけれども、なぜ一週間早目に許可をおろしたのか。当然まだ地元とクレオテック並びに施工業者の熊谷組との間では協定もしていませんし、今からその話し合いをしようということは、あなた方はクレオテックと相当親しいようですから、その辺の情報は知っておつたと思うのです。にもかかわらず、ぎりぎりまで延ばしながら、そして再度指導する、これがやはりあなた方にとって法の範囲でやむを得ないというならば、少なくとも市民を守るというそういう立場からぎりぎりまで交渉といひますか、折衝というものを続けなさい、そう言って最終的な三週間というなら、あなた方の努力もそれなりに、と同時に地元の人たちもあなた方の誠意というものを一定に受け止めながら、そしてクレオテックとの話をするとということになると思うのですけれども、感情的には、なぜこんなに早くしたのかなど。あのとき課長は、三週間ということ

言ったのに、わずか二週間で判を押した。しかも地元との協議はほとんどしてないということがあったのですけれども、その点どういったことでこんなに早く許可をしたのですか。

○ 建築指導課長（永松和夫君） お答えをいたします。

本件の温水地区の問題につきましては、私ども建築指導課といたしまして、四月以降今日まで数々の行政指導をいたしてきております。先ほど議員さんが、クレオテックさんと我々が親しいということをおっしゃいましたけれども、それはそういうことではございません。一事業者としてのやり取りをやっておるだけでございます。

八月十二日に建築申請を受け付けまして、八月二十七日に確認済み書の交付をいたしました。確かに建築基準法六条では、二十一日以内におろすということが原則になっております。したがって、そういうことに基づきましておろしたわけですけれども、確かに今まで長い四月以降の指導の中でいろんなことを申しておりますけれども、特に開発工事等につきましては、私どもの指導の中で協定等を結ぶ、七月二十五日に協定が結ばれたわけですけれども、今度は建築の関係の協定、これも現在指導して、そういうものを結ぶべく協議がされておるといふふうに思います。私ども十二日に書類を受け付けまして、その以降、これは三棟の寮で非常に単純なものでございまして、審査項目も非常に少ないという中で、これはもう早くおろすという予定が立ったわけでございます。したがって、八月十九日に地元の方々の陳情がございました。そして、同日の夕方、クレオテックの方に電話をかけた後、私どもの方に来ていただきまして、そしていろいろ指導いたしました。その中に、継続してさらに話をしてください、そして早く協定を結ぶようにというお話をいたしました。そしてさらに翌日の八月二十日でございますけれども、そのことについて文書で指導をいたしております。八月二十七日に確認済み書を交付したわけでありまして、二十六日、これは私ども二十日の文書指導に基づきまして、クレオテックの社長さんが、地元の方々とお話をされております。私どもは、その翌日に確認済み書を交付したわけでありまして、これにつきましては、クレオテックの社長も来まして、そしてその中で再度口頭で指導する。また、そのときも文書で社長の方にも、早く地元と十分に協議を重ねて、そして地元の方が納得のいくようにひとつ十分に話し合いをしてくださいというお話を、二十七日に文書交付とともに確認済み書の交付をいたしましたわけでありまして。

○ 二十六番（内田有彦君） 課長、あなたが言っていることは、結局二十七日に交付をしたという理由は、地元とクレオテックとの間にほぼ話し合える状態が生まれた、そういう判断で二十七日に出した。つまり二十六日にはクレオテックの総本社の小林

さんというのですか、その方がいて、確かに地元でお話をしました。ただ、地元でのその話は、あくまでも立命館大学の留学生の窮状というものを訴えながら、やむを得ん、ここでなくてはやむを得んのだということを一方向的に言いきって、それで御理解をくださいという、そういう話が、実は中身はそうだったのですけれども、あなたは二十七日のときには、もう話が下話ができたと判断で、今、確認書を交付したと言っていますけれども、それはだから私がさっき何遍も言うとおりに、クレオテックと仲よしこよしだから、クレオテックの言うことばかり聞いておるから、ああ、そうかなと。そこまでクレオテックが地元の人と話をしておるのだったら、それは工期の関係からいってもということで、私は判を押したのだとしかとれない。

地元の方は、びっくりしておるのですよ。たぶん九月の二日か三日ぐらいには、あの課長のことだから交付書は出さるだろう、しかし、その間、時間があるからこっちの方もクレオテックの方と話をしながら、またクレオテックの方も話し合いをしたいというふうには、確かにそういう話がありました。しかし、具体的な内容についてはほとんど話していない。特にクレオテックといいますが、施工業者というのですか、その人たちの行為というか、悪い言い方をすれば態度というのですか、つまり確認済み証書を市からもらったら、もう後はしめたものだと、そういうような態度が、もうどんどん既成事実として実はあらわれておるのです。あなたは、そんなことは聞いてないと思いますよ。だって、許可をして初めて建築ができるのでしょ、本来は。ところが、もう事前に八月九日、八月十六日、八月二十三日と、この三回にわたって勝手に施工業者から会にも通じず、会長の家はもちろんですけれども、ずうっと勝手に文書をどんどん送ってくる。その送ってくる内容を見ると、もう……、ここに一例があるわけですがけれども、八月二十七日にもう市から許可が出るという前提で、何日には何が入ります、何日にはどうしますということ、を、どんどんあなたたちが許可する前にこういう文書を各戸に配るのです。これはどういうことなのですか。その行程を見ると、すべて二十八日からになっておるのです。ですから、私は、クレオテックとあなたのところは仲がいいですなど。だって、いつ判を押すかわらんのだったら、こんな行程表を――初めは八月九日ですよ、それから十六日、二十三日、こういうことで――どんどんしますよと。しかし、あなた方が判を押さない二十七日までは、一件だけ五十トンのクレーン車がずうっと一回入っただけ。以後は確かにまだ搬入も何もありません。十一日に起工式が行われたのですから、実害とかいろんな心配するものについては、そうそう起こってないのですけれども、私が言うのは、そういうようなことを、もう市が判を押すという確信を持ったからこそ、こういうようなのがどんどん各戸に配られるのですよ。ですから、地域の方は、ますます行政に対する不信と不

満と、あなたの言ったこととちゃんと業者とはもう打ち合わせ済みだな、予定の行動だなとしかこれはとれないのです。でなかったら、二十七日以降こういうものが出されるべきなのです。それ以前にどんどん出すということ。あなた方はそれを知っておったのではないですか。ですから、私は、そういうようなわざわざ「行政指導、行政指導」とあなたは何回も言っておるけれども、どこに行政指導の……、跡がないのです。あなたたちは、やかましく言ったと言うけれども、現実にクレオテック、施工業者は、どんどん平気でそんなものを出してくる。市が判を押していない以前の話ですよ。ですから、私は、この二十七日というのは、九月二日ぐらいがタイムリミットだと思うのですけれども、そういう状態をあなた方は何で地元に行って地元の人と聞いたりとかしなかったのか、裏をとらなかったのかと。クレオテックばかりの言うことを聞いておるから、ますます話はどんどん逆に離れていくというような状態になったのだと思いますよ。ですから、二十七日にあなたが、もうそれは地元で小林社長がみずから来てしたのだから、後は判を押しても、地元は一定の合意というのですか、合意に達しただろうということで、私は判を押したと思うのですよ。でなくては、ぎりぎりまでやっぱり延ばして、地元の方は、行政も一生懸命自分たちのことを配慮して行政行為をしているのだなというふうに思うのですけれども、これでは、もうとにかく早く早くという格好で、行政指導という言葉のみで、中身の実情は全くなかったというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○建築指導課長（永松和夫君） お答えいたします。

私ども、クレオテックの方と具体的に日程等を詰めた上で確認をするというふうなことはございません。議員はそういうふうにおっしゃっておりますけれども、私どもといたしましては、先ほども答弁をいたしましたように、建築確認がもうすでに前の週、十二日に受け付けまして、一週間程度で本当に中身がきちっと、設計事務所の対応もよくて、中身が訂正ができておろせるような状況になりました。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ちょっと言わせてください。したがって、私の方としては、二十一日ぎりぎりまで書類をおろせるものをおろさないというふうなことは、これは私どもは法律上不作為になるわけでございまして、それはいわば不法行為に当たりますので、二十一日というのは、あくまでも最大延ばしたときの話でございまして、おろせる状況になれば早くおろす。今までたくさんの方から「早く書類をおろしてくれ」というのが通常でございます。ですけれども、これについてそういうふうに「早くおろしてくれ」というふうなことで私の方がおろしたわけでも何でもございません。

○二十六番（内田有彦君） あなたね、肝心なところが抜けておるのだ、いつも。ですから、それは開発行為を許可したと同時に、当然開発行為の目的があるわけだ。そ

れには二百四十戸のこうこう、こうだ、こうだというのが、事前にそれも含めて開発行為というのは許可するのでしょうか。当たり前ですよ。ですから、業者が設計書を出したときは、もうほとんど審査というか、事前審査みたいものができているわけだから、それを一日でも二日でも建設そのもの、建物については、私は言うことはない、もうできるのは当たり前ですよ。ただ私が言っているのは、そういうトラブルがあるではないかと。あなたたちは、それは行政指導を強くすると言っているではないかと、そのことを問題にしているのですよ。あなた方は、あなたはそのことを確認せずく判を押したというところに、あなたの言っていることとやっておくことは違う、私はそう思う。手を挙げんでいい。そう思う。なぜかという、あなたは、地域の人たちが何を問題にしておるかというのがわかってない。ただ行政指導する、すると。クレオテックの方は、地域の人いろいろなこともほぼわかっておるわけです。ほぼわかったけれども、では解決の道は難しいなど。しかし、できるだけ地域の人も、それは迷惑施設に間違いのないだ、迷惑施設であろうと、なるだけ最小限の迷惑施設でクレオテックと話をしたい。クレオテックも、できるだけ地域の人にそれだけのことは自覚をしておるから話をしたいということになっておるのです。そのことを――手を挙げんでいい――そのことをあなたは抜きにして法律がどうだこうだ。その問題ではないですから、あなたのそれなら指導というのはどこにあるのですか。指導性を発揮しておったら、そこら辺がきちっと地元の間の……何をもそんなにあなた、焦って手を挙げるの――地元の間とのきちっとした、あなたがその辺の情報を知らんから、一方的な情報を聞いておるから、そういうことを私は言いたいのですよ。ですから、あなたのとった行為というのは、あくまでも四角四面の法律に基づいた机上の論理。まさに生きた行政の仕方をしてないということを指摘しておきたいのですよ。

と同時にこの問題は、一番肝心なのは、地元の人、問題は、あの四メーター道路ですね。二百四十人の人たちが一緒に使うということは、大変な危険を感じておるわけです。その点がどうなのかということと、今から本工事に入るわけですから、開発行為のような下水道の管の入れかえとか、あるいはクレオテックの建てる場内の基礎的整備、つまり側溝とか水路とか、そういう問題ではなくして、今度は本当に生コンがどれだけ入ってくるのか、あるいはそこに鉄骨をつくるのだから鉄骨材料を、何トン車がどれだけ入るのだろうか、あの道路がどうなるのだろうか。あれだけ湿気の多い道路ですよ。今でも少し膨らんでいるところもありますよ。地元の人に聞いてみたら、施工業者、熊谷組ですね、熊谷組の人が、やはり心配しながら、ずっとその辺の川の中に入って道路の状態を見ながらということも実は、そんなことも施工業者としては責任あることをしたいという気持ちがあるのでしょうか、あれがばれたらもう

だめですから、そういう実は状態の中にあるわけなのです。

そこで――あなたの答弁は、もう聞きたくありません。（「それは悪い」と呼ぶ者あり）そこで問題は、市民に立った行政とは何かということに、やっぱり原点となるのですよ。そこを地元の人が一番問いたいのですよ。五十四世帯、百五十三人ですか、あの小さな別府市の千分の一、そのくらいの本当に一握りの人たちの悲鳴ですよ。それについてなぜもう少し自分たちの叫びを聞いてくれぬのか。と同時にその辺の説明というものをあなた方がじかに来てしてくれんのかなという思いがある。これは市行政として、行政とは何か。これはやっぱり市民の環境問題、あるいは市民が安心して楽しい暮らしをするということを基本に置いたのが行政ですから、温水のその点のみをとらえた場合にはプラスはない。むしろマイナス事項が多い、これは事実です。そのことを行政として何で少なくとも市の方に入ってその辺の話をしなければならぬ、してくれなかったのだろうかということに問題点を持っておるのです。

課長がさっきから手を何回も挙げたそうだから、その点、では地域の人たちの問題点というものは、あなたたちとしてはどこまでどう考えたのですか。

○建築指導課長（永松和夫君） お答えいたします。やっと答弁ができるようになりまして、ありがとうございます。（笑声）

先ほどの議員のお話の中で、私ども、行政指導が何か全くなされてないというふうな、私はそういう受け取り方をしたわけですが（「『全く』とは言ってない」と呼ぶ者あり）、建築確認が、現在、法が改正になりまして、行政が建築確認をやるだけではなくて民間でも、民間の会社、そういうのが建築確認・検査をされるように法の制度が二年前に変わりました。私どもに建築確認を出していただいたわけですが、これは、その前にクレオテックの方は民間の会社にも出すというふうなお話がありました。これは、民間の会社というのは我々と違いまして、行政指導とかそういうものは全くありません。ですから、私としては、何とかこの確認申請は別府市に出していただきたい、そういうことでクレオテックと熊谷組にはそういうお話をいたしました。そして、私どもの手でその審査をして、そしてその中でも行政指導をさらに引き続いてやっていくという考えのもとに別府市に書類を出していただいて、そして私どもの手で審査をして、先ほど申しましたように、早く書類がおりるというふうな、もちろん向こうの努力もあったわけですが、そういう状態になったわけです。ですから、何度も言いますが、これは民間業者の方に、福岡とか東京とか、そういう業者がありますけれども、確認検査機関がありますけれども、そちらに行ったのでは、今までの我々の行政指導それから今後の行政指導、そういうものが全くなくなります。そういうことを、私の方は非常に懸念をしたわけでございます。

それから、道路が非常に狭いというお話をされましたけれども、（「端的に。時間がない」と呼ぶ者あり）これについては言わせてください。地元の方は、確かにあの道路が狭いということで、許容量を越えているのではないかと。これは最初からの陳情の中でもそういうお話がっておりますけれども、では建物が建って――民間の会社なり一個人でもそうですけれども――道路が狭いというふうなことで市に言ってきた場合に、行政は、いつでも「はい、そうですか」ということで道路をどうするという事は、なかなかすぐはできないわけでありまして、私どもとしましては、まずこの問題については、事業者には何とかこの道路問題等、工事中も含めて、建築後も含めて何とかあなたの方の手でできないか、（「もう、いい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、重要な点ですから、ここをしゃべらせてください。水路の温水川、それからその道路の反対側に水路がありますけれども、そういう水路について待避所あるいは離合所、あるいは歩道、そういうふうなものを何とかできないか、あるいはまたスラブかけにして、そこに歩道的なものにするとか、そういうふうなお話も指導いたしました。

さらにまた、（「何分しゃべるのか」と呼ぶ者あり）ちょっと大事な点ですから、言わせてください、私どもの行政指導がないということであれば困りますので。それから、市道の現市道についても舗装するというふうなことの提案をいたして、現在、通学ルートについても新しいルートを何とかならないかということで、現在指導をいたしております。（発言する者あり）

○二十六番（内田有彦君） 課長あなた、さもとうとうと、こういうものは今、規制緩和によって民間にもできるのだと。それをわざわざ私が頼んで、クレオテック、熊谷に行って、市の方に持ってくるように言ったと。これは、そういう自慢話の次元ですか。ということは裏返せば、あの地域については、例えばそういうところが来たときは、これは大問題になりますよ。それだけあそこに二百四十戸が建つということ自体問題があるというのは、裏返せばそういうことではないですか。ですから、これは行政が入る。これは当然ですよ。行政が入らんとあそこの地域の人たちは、どんどんなぎ倒されるという状態になる可能性があるから、行政が入るのです。だから、何か手柄話みたいに行政が入るからなんて、そういうことでは通用しないのですよ。そこら辺はきちっと……。あなたたちは何のための市の職員ですか、行政マンですか。そういうものがあれば、すぐ業者に言って、「それはちょっと待て。問題点がいろいろあるから、ぜひこっちにしてくれ」と、これは通常のことですよ。あなたがそんな手柄を立てるような、そんな話ではない。

それから、今言った道路の問題ね。道路の問題については、確かにあなたは代替案

とかいろいろそんなのを出したけれども、その点については、あなたが出した代替案というのは、これはここで話すと話が長くなるけれども、つまり市道利用はどうか、里道の利用はどうか。これは確かに非常にすばらしい代替案です。しかし、これは、では通る状態にあるかどうか。市道一号線というのですか、あれは今どれだけ幅がありますか。狭いところは八十センチ、広いところは一メートル二十。それからもう一つ、里道があります。里道は、やぶとらで通るか通らんかわかん状態ですけども、それを指導するというなら、当然その道路というものは、これは市道なら、きちっとやっぱり行政は、市道だから、市道はやっぱり行政がちゃんと通られるように、徒歩でもいいから通られるように……。あれ、あぜ道だから、多く何百人もしておいたら、そのうちあぜ道がだんだん崩れてしまって、最後はもう田んぼの中に足を突っ込みますよ。里道もそうですよ。あの里道はずうっと、ものすごく斜面に面した里道ですから、あれをそのまま使えなんて、とても使えませんが、その辺の指導というのは、当然これは土木、当然市道並びに里道は、これは国有地ですけども、しかし管理は市がするので、その点は、そういう関係課と調整の上の発言ですね。お聞きしておきます。

○ 建築指導課長（永松和夫君） 今、議員おっしゃいました件につきましては、私ども、関係課と協議をいたしております。

○ 二十六番（内田有彦君） まあ、立派な答弁です。関係課と協議するということは、そこを通行可能にする、そういうことと同じですから、それはそれで大変いい答弁をしていただきました。

そこで問題は、今度はちょっと建築指導課よりも、むしろこれの一番の窓口になったのは市長公室長なのですね。もう何回もあなたとはしょっちゅう顔を合わせて、もうこんなことを何回もやり取りしたわけだけでも、市民の立場に立ってこれを何回も陳情しましたね。あなたも、「何となくそれは気持ちはわかります。最大限努力をします」と言ったけれども、最終的には地域の皆さんに対する説明というのですか、地域の皆さんの立場に立った動きというものを、あなた方はしたのですか。どうなのですか。

○ 市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

我々行政は、法を遵守しなければならないという立場がございます。法に沿いまして、今回の建築計画並びに開発行為につきましては、そういうものが出たわけですが、その対応については、やっぱりそこに限界がございます。今回の温水のAPU学生寮の建築につきましては、先ほど建築指導課長より答弁させていただきましたように、地域住民の皆様方から提出されたり要望された事項につきましては、施工

者に対しまして、行政としてできる限りの指導をいたしてまいったわけでございます。また、この件につきましては、市長みずからも大学の学長並びに施工者を呼んで、地域の住民の意見を十分聞くようにという指導もいたしておるような状況でございます。

市の方に説明会に来てほしいという話もございました。行政サイドにおきます説明会でございますけれども、基本的には市の施設等をつくる場合については、当然事前に説明に伺うのは、これは当たり前でございます。しかしながら、今回のように業者が開発をし建築をする。それに伴って住民との間に問題が起きた場合につきましては、あくまでも行政としては仲介役として基本的に今まで対応しているような状況でございます。したがって、先ほども申しましたように、住民の方々からの要望を受けた中で最大限我々としては努力をしておりましたつもりでございますし、また何かございましたら、いつでもこちらの方に御要望いただければ、我々としてはお話を伺います、というような対応をさせていただいたわけでございます。

○二十六番（内田有彦君） 市民の立場とは何かということになるのですけれども、市民の立場に立つ中に、私は限界なんというのはないと思います。限界なんというのはない。あくまでも市民の立場に立って、後は結果として地域の人々の要求にこたえられなかったか、これは別問題ですよ。その中で、やはりこの一握りの困った人たちの気持ちを聞く。そうしながら、それをどういうふうにより建築指導課があると同時に、あなた方はどういうふうによりその辺の市民の方々に対する市民の考えを、建築指導課と同じぐらいのレベルでここに進出してくる人たちに何とかならんのか。と同時に地元の人には、私たちもしますという、そういうものがあって初めて私は市民の立場になるし、そういう行為があったからこそ、ああ、やっぱり市というものは、わずか百四、五十人の人たちのためにも立ってくれるのだなという思いがあるのです。

あなたは言うけれども、地区民に対する説明会は開かれん、そういうことを言いましたね。これは企業間との問題だから、行政が中に入って開くのはおかしいと。これは、私は逆ではないかと思えますよ。普通、例えばどんな小さい地域でも何か問題があれば自治会を通じとか、あるいは直接とかいって陳情します。当然市は、それに対してこのような場合に――温水の場合ですよ――については、地区民に対する説明会は、あなたは、そんなの前例がないし、またそういう状況からして開けないということを行っています。しかし、あなたたちはあれでしょう、市内の自治会を通じて市政報告会をずっとやっておるのではないですか。あれと同じですよ。あれは、本来いったら市報を見ればみんなわかることだ。それをあなたたちは、さらにこう、こうこうこういうふうになっておりますよ、御協力お願いしますとやっておるのでしょうか。逆にそういう人たちから来れば、行政がするときには「みんな集まれ」と言いながら、この人た

ちが「来てください」と言うのに、なぜ来れんのか。それはどう考えても私は不思議でならん。しかし、内容からして来るのは嫌だろう。それは、私が言った、「助役でも来てくれんか」と。何か助役は断つたらしいけれども、「あなたたちでもいいからどうか」と。あなたたちも、「そういうものは前例がないから来れん」と。だって、市民の立場の市政なんてというのは、ではどこにあるのですか。事は、ちょっと無理を言っておるなといっても、そこに出かけて行って中身を説明しながら、こうですよ、こうですよ、こうですよと言って初めて市民の人というのは、行政は市民のために働くのだなと、そういうふうにするのですよ。このように通り一遍、それはもうとても、そんなものは前例がないし、それは地域と民間の問題だというふうに片づけられる問題ではないでしょう。これは市道というものが問題になり、袋小路が問題になって、そのことを中心に話をしておるわけですから、私は、これはやっぱり井上市政として、市民を軸足にしながら政治を進めるという観点から言うならば、市長が来られんでも、少なくとも助役ぐらいは来てしかるべきだし、この前の答弁でも、早速それは助役以下を地元の人に行って説明をさせるということも言っておるではないですか。それが、とうとうこのままになっておるといふことなのです。

そこで、もう時間がありませんから。幸い、今月の十五日に、実は十日に具体的な地元との話し合いをしながら一定の協定書をしようということを経オテックの方から言ってきたのです、十日というか、九日以降。地元は、では十日にしましょうと言ったら、今度はクレオテックの方から断ってきたのです、十日はちょっとできんと。それで、最終的に調整をして、連休の十九日の日にその話し合いの、第一回の建築工事についてのいろいろな問題点を話し合いをするようになりました。それは、もちろん建築指導課長も知らんということはないですよ、知っておるはずだ、当然。ですから、もう建築の許可の交付書は交付をしたのですけれども、さらにその点は、あなた方も地域の人をやっぱり見守りながら行政指導というのですかね、その辺を十分に進めていくということをお願いをしておきたいと思います。市長、一言あれば……。ない。（「はい」と呼ぶ者あり）いや、もうあなたはいい。市長がなければ、ほかの人は要らん。

では、次に移ります。実は自治委員との意見交換会というものが、急遽浮上をしたわけですね。この経緯について、もうあと十五分間しかありませんから、私からちょっと意見を言わせてもらいます。

自治委員から市の職員を対象に、自治会のいろいろなことについての自治委員との意見交換会を自治会から申し入れがあった。それは理由は何かということ、自治会活動が停滞をしている、したがって、市の職員に自治会との懇談会というか、意見交換会と

どうか、そういうものをしながら町内の活動が活発になるようにしたい。については、市としてこのことを市の職員に呼びかけてほしいという申し入れがあったというのですけれども、その点について、組合ニュースでも問題点を指摘しておりますけれども、一体どういうことでその申し入れを市が受けたのですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えをいたします。

職員の地域における活動につきましては、前、私も職員課長をいたしておりました関係で、議員の皆様、そのほか一般の市民の皆様から、やはりまだまだ市の職員は地域の活動が非常に少なく、もう少し地域の活動をしたらどうかという御意見もいただいております。市といたしましても、市及び自治会が開催いたします各種イベントに市職員が自主的に参加することについて、職員にもそういう呼びかけもいたしておりますし、地域住民との交流を深めることは、地域との連帯をはぐくみ市行政への理解を求めていただけるようになり、また市行政の円滑な推進につながるという観点から、我々行政といたしましては、職員にそういうふうな意識改革をしていただきたいというのは常々申しておるところでございます。これまでも地域活動には多くの職員が参加いたしておりますけれども、全体的に見れば職員の地域活動というのは、まだまだその域に達してないというのも、我々もそのように認識をいたしておるところでございます。

今回、自治会の方から御意見・御要望がありまして、ぜひ地域の活動に市職員が少しでもかかわっていただけないだろうかという申し入れがございました。我々も一つの考え方といたしまして、やはりこれは強制するものでもございませんし、強制をされるものでもございません。したがって、あくまでもこれを一つのきっかけといたしまして、市職員に地域における活動について考えていただく、そして地域の方々と意見を交換することによって、地域に一人でも二人でも出ていただきたいという考え方の中で今回計画をいたしておるわけでございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

○二十六番（内田有彦君） 今の全市内の自治会の中身がどうなっているかというのは、私はそう詳しくは知りませんが、今の自治会活動の中で市職員の現職それからOBは、どんな自治会でも活動に参加してないという自治会はありませんよ。みんなそれぞれ地域の中で積極的に自治会長もされている、自治委員もされているOBもたくさんおるではないですか。市の職員並びにOBというのは、それだけの気持ちを持っておる。ですから、あなたが言うのは、すべてが全部その意識を持つと。それは、私はいかがなものかと思う。これはあくまでも勤務時間外のことであって、しかもこれは市の職員だからと限定するというのは、私はおかしいと思うのです。本来、

自治会組織とは何なのか、まずそれを問いたいのですよ。自治委員さんが、自治会活動が停滞しておると、これはだれの責任ですか。みずからの責任ではないですか。みずからの責任で停滞しておるわけで、それを市に言って、市の職員に、部長、課長を通じてその地域の職員に何月何日に何があるから、あなた出てくれんかなということも具体的にも言っておるではないですか。問題点は、市職労が言うとおり、こういうものは、あなた方が行って当局指導というのですかね、つまり市の行政が指導しながら、強制的にするものではないということ。あくまでも自治委員さんが、自治委員さんというのは、自分のところの町内というのは、班長さんやらを通じれば、大体あそこは県の職員、あそこは市の職員、あそこは教職員とか、いろんな人が集まって地域、まちに住んでおるわけでしょう。私は、それを自治委員という、何というか、どういう組織かはよく知らんけれども、自分たちのすることをしなくて、しなくてとは言わんけれども、できんがために市の職員に、あなたたち部課長を通じて何月何日の何時にあるから、あなた出てくれとそう言われた場合には、市の職員は重圧を感じますよ。出ないと、これはひょっとしたら勤務評定が下がるのではなからうかとか、職員を色分けされる、出ないと。参加、不参加によって非常に課長の目が変わってくるのではなからうか。そういうことはしてはならんと私は思う。むしろそのことについては積極的に、市の職員は特に地域にかかわりがあるのはわかっておる。しかし、それは積極的に参加をするようにという、私はそれだけでいいと思う。職制を通じて個々に、いつ、どこに集まってくださいよという言い方はおかしいと思う。それは、自治会長が直接言うことであって、市としては、職員もできるだけそれに参加をしてくださいと、そういうやり方でないと、これは職制を通じての強要ととられると思いますよ。だって、「あなた、行きなさいよ」と言われると、やっぱりこれは行かんと悪いかないと。私は、市の職員の勤務時間外のあり方というのは、当然一般市民と同じ次元に立つと思う。しかし、まちづくりについては、積極的にやっぱり参加をしていくという、そういう基本姿勢というのは持つべきだろうし、職員もそのことは持つておる。ですから、あくまでも自主的な活動というものを自治会長みずからがやっぱり自治会組織としてやる、それが基本だと思えますよ。

現に各課ではどんどんおりながら、うちの町内は、何か十何日にそんなことをするらしいといった、私はちょっと注意したのですけれどもね、「あなた、そんなことはちょっとおかしいのではないの」と言ったのですけれども、それはぜひ私はやめるべきだと。むしろ、そういうことをすることによって逆に反感持ちますよ。勤務時間外までそういう、強制でないといいながら、課長が、部長が、一人一人に「ありますよ、行ってください」と言ったら、これは強制以外に何かあるのですか。しかし、あくま

でも自主参加ですから。このことは厳に慎んでほしい。

と同時に――もう時間がありませんからね――自治会というのは、これは大体自治委員と自治会というのは兼ねておるのですね。自治会長であり自治委員である。これはさておきまして、ここにはどんなところでも公民館を中心としたまちづくり、あるいは「老人クラブ」という言い方はちょっと何か辛気臭いからね、「高齢者クラブ」というのは余り聞いたことないけれども、そういうクラブがある。あるいは昔の婦人会みたいな組織がある、子供会がある、壮年会がある、青年会、それぞれみんなそんなのがあるのですよ、きちっと。あるけれども、それが自治会長が機能をさせきらんとするしかないではないですか。その中では市の職員とか県の職員とか、いろんな人とか、あるいは民間の会社の人たちもどんどんやっぱり自分のまちを活性化したい、自分のまちをそれこそ「こんばんは」の一言も言えんようなまちにはしたくないわけだ。そんなことはみんな思っておる。それは、自治会を初めそういう役職のする仕事ですよ。自分たちの仕事を横に置いておって、もう自分たちはどうもならん、とてもではないけれども自治会が停滞するから、市長公室を通じて、市長公室と自治会というのはいつも密接な関係にあるから、市長公室を通じてお願いというのが圧力なのか、そのターゲットを市の職員に置いた。自分の責任をみずからこれを放棄した、こんなやり方というのは私は非常に問題があると思う。ですから、あなた方はそのときに言わないといかんのは、「わかりました、私たち市の職員も当然そういうことに積極的に参加するようには言いましょう。しかし、あくまでもあなた方が、それぞれの自治会が独自で、市の職員であろうが県の職員であろうが教職員であろうが、どんどんこういう組織を通じて会をやっぱり運営していく。それがやっぱり自治会のあり方ではないのですか」と。そこに今回大きな、あなた方の考え方というのはちょっと逆さまではないか。あなた方が、そうやってきたときに、「自治会長さん、自治会というのは目的は何でしょうか、行政に抱っこにおんぶですか、それはちょっとおかしいのではないですか」と。そうあなた方は、「市の職員をターゲットにして自治会が言うのだったら、逆に、職員はそれだけの目的意識を持っておる。しかしあなた方が言うならば、私の方からさらに言いましょう」ということで、あとは、何遍も言うけれども、自治会長あるいは自治会の役員さんたちは、みずから行動を起こしながら自分たちのまちをよくしようとか、いろんなことを行うのが、自治会本来の仕事ですよ。これは、もう大きなすりかえ。ですから、非常にこの場合は誤解を受けますよ、そういうことをしたのでは。ですから、むしろ私は、自治会に、今直接部長や課長が職員に、何月何日にどこどこに行ってくれ、意見交換に行ってくれなんて即やめて、きょうからやめて、逆に自治会の方に、「あなたたちから積極的に、その辺はどんどん言

うように活動してください」ということを当然言って初めて自治会も自覚をするのではないですか。自治会の自覚がないからこんなことを言うてくるのですよ。ぜひそういうふうにしてほしいということをもって、私の質問を終わります。（発言する者あり）答弁、答弁があるなら、どうぞ。

○助役（三浦義人君） ちょっと、今の質問をお聞きしてございまして、非常に私は奇異に感じたわけでございます。これは、自治委員が自治委員の仕事の手を抜いている、だから、忙しいので市の職員に応援をしていただきたいたからこういう要望が出たのだということではございません。その点は、御認識をしていただきたいたと思います。

実はこれは、自治委員会の会議の中でもいろいろと従前から問題も出ております。非常に今、自治会活動も高齢化をしております。しかも自治委員の役員さん、大概の方は民間で働いている方でございます。そのような方は、やはりいろいろのイベントに出ていくということは、勤務上大変厳しいという状態にあると私どもは聞いておりますし、その点、市の職員、比較的土曜日・日曜日というものは時間がとれるわけでございます。そういう状況の中で何かいい知恵はないかと考えついたのが、こういう意見だろうと思うのです。

それと、今回開催されますのはイベントではないのです。そういう状況を話し合っ ていきましょうということの前段の打ち合わせの会でございます。だから、これは当然、私は行政として参加する必要があると思います。それで、その中で市の職員以外の公務員、いろいろな方がいらっしゃいます。学校の先生だとか県の職員だとか、そういう人のためにもこういう問題は、一緒に声をかけ合ってやりましょうという ような形にでき上がっていくのではないかと、これこそ自治会活動の本質はそこにあるの ではないかという思いもいたしておりますので、私どもは、自治委員さんの声につい ては、十分に耳を貸していきたいというふうに考えておりますので、その点は御了承 願いたいと思います。

○二十六番（内田有彦君） 私が言っているのはそうではない。当然ではないよ。私 が言っているのは、強制することではないということを行っているのですよ。そう でしょうが。自治会がみずからそういうことを言うということを行っているのです。そ うでしょうが。強制をするということですか、では、あなたの言うのは。強制をして 職員を参加させるということですか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

強制は決していたしておりません。市の職員に声をかけた。この伝達手段として部 長、課長の方からかけた方がかけやすいだろうということでございますので、これは 用事のある方、また出たくない方に対しては、決して強制をいたしておりませんので、

その点も申し添えたいと思います。

○二十六番（内田有彦君） 当たり前です。強制をするとって声をかける人がどこにおりますか。強制はしないと、だれでも声をかけますよ。しかし、そのことが重圧になってくるし、強制的にとられるから、その辺は自治会の方とよく話をして、いいまちづくりをするようにということを私は言っているのですから、そのことをあなたは大きく勘違いしてある。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後四時四十五分 休憩

午後五時 十分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十三番（山本一成君） 皆さん、お疲れでございます。残り二人でございますので、できるだけ時間の短縮に心がけて質問をさせていただきます。当局も、端的に答えていただきたいと思います。

それでは、通告順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に各種の保険についてということでございますが、行政の効率的な運営という視点から、行政が数々のいろいろな各種の保険を掛けていると思いますが、現在、市が加入している保険は何件くらいあって、総金額的に幾らぐらいの保険をかけているか。これはもちろん年ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

二十三の課等において、保険契約を結んでいる状況でございます。平成十四年度の総額にいたしますと、予算ベースでございます、二千五百十七万円でございます。件数にいたしましても、一応件数全体、資料をとっておりますけれども、各課がちょっとばらばらに出たり一つにまとめたりしておりますけれども、課から出ている状況から見ますと九十六件の件数でございます。

○十三番（山本一成君） 総額で二千五百十七万、かなりの額ですね。当然やっぱり市は公法人ですので、保険の種類というのは損害……、損保というやつですかね、損害保険、賠償保険が主だと思います。その中で市は建物、この庁舎も含めて保育園等いろいろな建物、それから車両、多くの財産を有しておりますけれども、この保険についてどのような種類で、どのような形で加入をしているのか、お答えをいただきたいと思います。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

市には、現在多くの建物や車両を有しておりますので、すべて保険に加入しております。総務課関係では本庁の庁舎、各出張所及び各保育所等、全部で六十六施設を担

当しております。これらを共済責任額九億四千百万、共済掛け金七十二万七千三百三十六円で、全国六百七十市が会員となり組織されました共済事業の公益法人、全国市有物件災害共済会に加入をしております。また車両につきましても、年度当初に自動二輪を含めまして二百六十九台ございます。これらにつきまして、自賠償保険は別府市に登録をしております業者と契約をしておりますし、任意保険はすべて同じく全国市有物件災害共済会に加入して、保険金三百八十五万六千四百五十三円を支払っております。

○十三番（山本一成君） 市の建物、車両等は公益法人になりますね。全国市有物件災害共済、これは当然民間と比べてかなりの単価なのですか、安いのですか。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

建物につきましては、火災、落雷、爆発、落下、風水害、こういうのを含めております。これは建物については、ちょっと基準はございませんけれども、車両につきましては、平均的な搭乗者保険、対人無制限、対物一千万ということで、単純に民間と比較しますと、民間が八万前後になるかと思えます。災害共済会の方が、保険金が一万三千四百十円でございます。

○十三番（山本一成君） およそ八分の一ですか、かなり安い値段で掛けていると。大変効率がいいなというふうに思っています。

ただ、今、市に掛けている保険、公益法人は別にして民間にも掛けていると思うのですが、その民間の件数と金額、ついでにその民間との契約方法をわかれば教えてください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

件数はちょっとあれなのですが、十四年度の予算のベースで割り出しますと、民間は一九・九%でございます。それから契約の方法でございますが、契約につきましては、各課で行っております。そういう中におきまして保険の契約につきましても、地方自治法の施行令、さらには別府市の契約事務規則に基づきまして、一般並びに指名競争入札または随意契約により契約が行われております。随意契約による場合には、地方自治法の施行令第百六十七条の二号に、各号に該当する場合となっております。なお、同条第一号により、金額的に随意契約を行い得る場合は、別府市契約事務規則によりまして、五十万円を超えない場合であり、その同規則第三十七条の規定によりまして、契約金額が十万円を超える場合は、できるだけ二社の見積もり合わせをするようになっております。

○十三番（山本一成君） 今、十万円を超える場合は二社の見積もり合わせと。できるだけというのですか。では、しなくていいのですか。きちっと施行令で十万円以上を

超える場合は、二社以上の見積もりをとりなさいという規定があるのではないのですか。

○ 財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

財務規則によりまして、二社以上から見積もりを取り、安いところにということになっております。

○ 十三番（山本一成君） そのとおりですね。そこで、今、各課の資料をいただきました。ほとんどが随契ですね。今、十万以上見積もり合わせ二社以上となっておりますけれども、その中で見積もり十万円以上ありながら一社と契約している。これは、百六十七条の二の第一項二号によってという、これがありますが、この百六十七条の二の第一項二号の説明をしてください。

○ 財政課長（友永哲男君） 地方自治法の施行令の百六十七条の二ということですが、これは、随意契約ができる場合ということですが。これにつきましては、一号の政令で定める範囲内で規則で定める額を超えないときということで、別府市の契約事務規則の三十五条で、契約内容によって額が異なる保険契約の場合に、予定価格五十万円以下、それからこの場合、同条規則第三十七条の二項によりまして、十万を超える場合には二社以上の見積もり合わせによるということですが。十万以内の場合は、一社からの見積もりにより決定ということですが。

○ 十三番（山本一成君） ちょっと質問の意味が違うのですけれども、まあ、いいでしょう。

ずっと見ていますと、ほとんど随契、見積もり合わせ、今の十万以上で一社ということもあるのですね。これは、では法令違反ということだと思いますけれども、これは聞きましたら特殊契約だというふうに聞いていますけれども、これはいいでしょう。

そこで問題になってくるのが、ここに平成十二年から十四年までの各課の契約の内容があります。それによりまして、商工課、競輪事業課、清掃課、障害福祉、保健医療、生涯学習、スポーツ振興、これが全部、各課平成十二年、十三年、十四年、全部契約相手が一緒です。金額も全部一緒です。これは、この事実から見て、見積もり合わせを果たしてしているのかな、一年一年きちっと見直しているのかなという疑問があります。その中で一つだけ、浜脇の湯都ピア。これが平成十二年から十三年に移行するときに、二十七万六千五百五十円から十七万一千六百円に変わっているのです。十万安くなっている。温泉課長に聞くといいのですけれども、時間がありませんから言いますと、これは再開発課から温泉課に移行したときだそうです。ということは、温泉課が新たに契約を結んだために十万円安くなっている。これは相手方は一緒ですよ。相手方が変わったのなら意味がわかるのですけれども、そういうことは、それま

で再開発が高い金を払っていたと言われてもしょうがないと思います。

それと、何でこの三年間一緒だと悪いのかということですが、御存じのとおり保険は自由化になっていますね。平成八年から緩んで、平成十二年には保険料率、要するに百万について何パーセントの保険を掛けなさいという規定が外されているのです。ということは、各社自由化、相手によって何ほでもいいですよと、自分のところで好きなだけ競争して契約を取ってくださいという法律に変わっているのです。しかるに、別府市としては十二年、十三年、十四年、一つも変化がない。ということは、全然そのときに保険の見直しをやってないのか……。たぶんそうだと思うのですよ。ですから、微々たること、金額五千円のところもあるし、二万のところもあるし、それから九万のところもあります。十万以上というのは数が少ないのですけれども、やっぱり行政効率、市長がいつも言うように「出るを制して」という形で、やっぱりむだな出費はそがなくてはいけない。だから、こういう保険も数が多い、今二千五百万ですか、そのうち大概が公益法人に入っていますからいいのですけれども、民間だけでも四百七十万ある。一割切っても四十七万ですよ。しかも保険が自由化になっているということは、交渉次第で、要するに相見積もり二社といわんで四社でも五社でも市内業者から取れば安くなる。保障が同じで金額が安くなれば、それだけやっぱり税金、市民の皆さんに還元できるということですから、基本的に立ち返ってこういう細かいところもきちっとチェックをしていただきたい。財政課長、どうですか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

議員御指摘の点につきましては、財政課といたしまして、保険の総合調整の担当課と十分協議をいたしまして、より有利な方法で契約ができるように手法について検討してまいりたいと思います。そして、来年度予算に十分反映をさせていきたい、そういうふうに考えております。

○十三番（山本一成君） 財政課は、厳しくチェックしてください。

それと、もう一点気になります。先ほど言いました、これは商工課が盗難物品、それから競輪事業課もやっぱり盗難に掛けている。これは金額的には二十五万、それから競輪事業課は、これは六十八万、これは現金と書いてある。盗難でしょうね。これは六十八万も二十何万もということは、二社以上の見積もりということになっているのが、一社契約している。これは聞きましたら、特殊契約。その保険しかできないという契約だったそうです。ただ、今はそういうことはありません。それは平成八年のことです。今は特殊契約はありません、できない保険はありませんから、この辺もきちっと見直していただきたいとつけ加えておきます。

続きまして、水道局について同じように質問をいたします。

水道局が、この際、日本水道協会全国市有物件を外しまして、民間で掛けている保険は何件あって、総額幾らでしょうか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

民間に掛けております保険というのは、一件ですね。これは、水道管破裂に伴う賠償責任保険と、今言いました現金輸送に伴う保険の二件を随意契約により、金額が平成十四年、二十四万一千二百五十円、これが水道管破裂、それから現金輸送が十万三千七百五十六円となっております。

○十三番（山本一成君） この契約の相手方は、二つとも一緒ですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） 同じでございます。

○十三番（山本一成君） これは資料があるのですけれども、平成九年から平成十四年まで、水道管破裂に伴う保険二十四万一千二百五十円、五年間金額はほとんど変わっておりません。相手方も一緒。それから現金輸送に伴う随意契約、これが十万円ぐらい。これも過去五年間金額はほとんど変わっておりません。相手方も一緒。これは随意契約になっています。これは本当に見積もり合わせか入札か、何かやったのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

前段の二十四万一千二百五十円の水道管破裂につきましては、私の方が加入してございます日本水道協会が提携している損保会社と比較して、ここは、今全長が三百八十七キロメートルございます。それに七百円を掛けますので、七百円を掛けると金額が二十七万九百円ということで、前段の項の方が三万ぐらい安い、そういう形の随契になっております。（「もう一つ。もう一件は」と呼ぶ者あり）

現金輸送につきましては一社でございますけれども、これについては定額部門と、それから二通りに分かれております。貨幣、小切手等を含むという形で、この分と給与の基本額といたしますか、その分とで二通りに分かれておりまして、若干の割り引きがあるというような形になってございます。

○十三番（山本一成君） 水道管の破裂に伴う分は、水道協会の方より割安だということで納得しましょう。ただ、現金輸送に伴う、これは今の説明は何となくおかしい。水道管破裂の保険会社と現金輸送の保険会社は一緒です。こっちもしますから、こっちもさせてくださいという条件があったのかどうかわかりませんが、民間、個人の家庭ならそれで構いません。しかし、やっぱり一つ一つきちっと見積もりを取って安い保険をするべきだと思います。

それともう一つ。さっき言ったように保険は自由化になっていますから、過去五年間金額はほとんど一緒というのも、ちょっと納得しづらい。この辺もきちっと精査を

して、これからの保険を的確なものにしていきたいというふうに思っております。よろしく願います。

続きまして、総合振興センター。課長、入っていますね。同じような質問です。総合振興センターが掛けている保険の件数と金額を教えてください。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

件数は五件で、金額につきましては二十一万二千七百五十円でございます。

○十三番（山本一成君） 件数は五件というのですね。このうち契約方法は、どういう契約をやっているのですか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

随意契約で行っております。

○十三番（山本一成君） そのうち、温泉給湯の分は十万以上になっていますね。これは二社以上の見積もりになってはいますが、きちっと契約事務規則に準じて二社以上の見積もりを取ってやっているのかどうか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

私どもで確認いたしましたところ、二社以上ではなく一社ということでお聞きいたしております。

○十三番（山本一成君） 課長は総合振興センターではないのですけれども、では、今一社と言いましたね。保険の種類が五件。五件あって、その保険の相手先は全部違うのですか、それとも同じですか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

同じ民間会社、民間の損害保険会社でございます。

○十三番（山本一成君） 課長、これもおかしい。幾ら総合振興センターといっても、やっぱり別府市が出資している。やっぱり別府市の事務規則に従ってきちっと見積もりを取ってしなくてはいけない。これはやっぱりきちっと指導するべきですよ。聞いたら、五年間同じ会社です、全部。振興センター、五年間皆同じ会社で全部保険金一緒。これもやっぱりきちっと精査する必要があります。課長から指示を出して、精査をしてください。注意をお願いいたします。

○助役（三浦義人君） 私は、理事長という立場にございますので、ただいまの御指摘、反省をいたしております。早速そういう方向で対応いたしたいというふうに考えております。

○十三番（山本一成君） ありがとうございます。では、助役よろしく願いしておきます。

今言いましたように、市長部局それから水道局、それから総合振興センター、保険

の形態が全部一緒です。過去五年間同じ会社と同じ金額で同じ契約をしている。普通の個人の家だったら、今は保険の自由化ですからね、我々が保険を考えるとときでもやっぱり少しでも安くいいものをと、これはもうだれしも心理ですよ。だから各課の課長さん、仕事が忙しいという理由にはなりません。やっぱりきちっと自分が判こを押すからには、責任を持って判を押さなければ。「ことしは、こんな契約来ましたけれども、どうしますか」と言ったら、「去年どおりやっておけ」と。これではやっぱり行政の監督責任はお粗末。非常に少し抜けているというふうに思いますので、この際きちっと対応してくださるようお願いをして、次の項目に入ります。

次に、公共工事についてということで通告をいたしております。課長さん、入っていただけますか。

契約検査課の課長さんにお聞きします。市の公共工事の入札方法が、去年から変わりましたね。金額が公表制になった。金額公表についてちょっと説明していただけますか。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

予定価格の事前公表を昨年十月から試みに行っております。この試行するようになった目的は、昨年四月に入札契約適正化法という法律が施行されまして、情報を積極的に公開しようとする時代の流れに即応していくために行ったものでございます。

○十三番（山本一成君） 昨年の十月から予定価格を公表したと。この公表したメリット、当然デメリットもありますから、わかっている範囲でいいですから、教えてください。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

これは、あくまでも一般論でございますけれども、メリットとしては、予定価格を探ろうとする不正な動きを抑え、また公正な競争を促進することができる、こういったことが一点でございます。もう一点は不調、いわゆる不落札がなくなったことなどが挙げられます。一方、デメリットとしては、事前に価格が明らかになりますので、落札価格がどうしても高どまりになるのではないかと、こういったことと、もう一つは、業者が設計金額の積算努力を怠っていくのではないかと、こういったことなどが考えられます。

○十三番（山本一成君） 今、メリット、デメリットを聞きました。確かに不正な動きがなくなる。別府市ではないのですけれども、ほかの県とか、自由競争妨害で市の職員さんが懲戒免職になったり逮捕されたりという記事がありますが、そういうことがなくなるということですね。それともう一点のメリットとして、不落札がなくなるということですが、去年と比べて、価格公表がされたことで不落札、去年は

何件あって、今は何件あるか教えてください。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

十三年度分で御説明をさせていただきます。この予定価格の事前公表の前、いわゆる四月から九月まで不調件数は三件でございました。その後、一件もございません。

○十三番（山本一成君） 四月から九月で不落札三件。去年一年間で二十八件ぐらいありましたね、不落札が、十三年全体で。それがなくなる、大変いいことだというふうに思っております。

それと、デメリットの件ですが、落札価格が高どまりになるというふうなことがある。それともう一つ談合ということもありますね、談合がしやすくなったということもデメリットだと思うのですが、そういう情報はないとは思いますが、公表の前と後、落札価格ですね、指定価格というのですか、それに対するパーセンテージはどのくらいになりましたか。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

予定価格の事前公表は、先ほども御説明しましたが、昨年十月に試行をスタートしました。スタート前の十三年の四月から九月までの落札率は九五・九四%、それから十月以降、スタート後の落札率は、平成十三年十月から十四年三月までの率でございますが、九五・七五%となっております。今年度に入りまして、四月から八月までの落札率は九五・四一%でございます。

○十三番（山本一成君） 課長が最初に言ったデメリット、高どまりがある、高どまりの傾向がある。これは他市で確かにあるのですね、高どまりが。私もちょっと調べさせていただきました。でも、今聞いておりますと、九五・九四と七四ということで、余りデメリットが出てないということで、大変いいことだと思います。

今、試行という形で試してやっているという形ですから、こういういい結果が出れば、私は、これからも続けた方がいいのではないかなと。ただ、今言ったようにデメリットが起こらないように注意を払っていただきたい、このように思います。

続いて、公共工事の経済効果ということについてお聞かせを願いたいのですが、市長が、当初予算で、今は大変不況であると、不況のときこそ別府市が公共工事を出して経済の下支えをするのだということで、「別府版ニューディール政策」ですか、発表しました。その効果がどのようにあらわれているのか、現時点までで結構ですから、教えていただきたいと思っております。

○契約検査課長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

それでは、十三年度の八月末現在と今年度の八月末現在で比較をさせていただきます。十三年度八月末現在では、七十一件の五億三千万、十四年度の八月末現在では、

八十一件で八億となっております。件数にして十件ふえて、金額では二億七千万の増でございます。率にしますと五〇・九四％の増というふうになっております。ただし、この十三年度分には、昨年総合体育館の関係がありましたので、この分は含んでおりません。

○十三番（山本一成君） 五〇％に近い増ということで、市長が当初予算で公約したとおりの結果が出ているというふうに思っております。これは今の民間の不況を考えると、大変業者にとってはありがたいのではないかなというふうに思っております。

ただ、一つ危惧がある。危惧というか気になる点があるのですが、先般、新聞にある公園の完成の写真が出ていました。そのときに業者を見ましたら、主な業者は別府市内。二十二社出たのですけれども、そのうち十二社が市外業者だったというふうなことで、実際に市と契約するのは市内業者であっても、果たして末端まで市内業者かなという危惧が一つあります。これは、後は民と民の契約ですから、行政がそこまで介入できないかなというふうに思いますが、本当の市長の意を呈して別府市の経済を支えるというのなら、やっぱりほとんど、せめて八割は市内業者であってほしいなと。強制的な指導はできませんけれども、行政としてできる限りのそういった御配慮をお願いできんかな、これは要望だけしておきます。

では、次にいきまして、温泉行政に入ります。課長、いいですかね。

いいでしょうか。温泉行政というので聞きたいのは一点だけです。的確に教えてください。先般、もう皆さん方御存じのとおり、日向の三セクの温泉で、これは何と、レジオネラ菌というのですか、ちょっと舌をかみそうな菌ですが、事件が起きて、現在もう五人の方が亡くなっている。（「六人」と呼ぶ者あり）六人。すみません、失礼。訂正します。六人の方が亡くなっているということで、大変痛ましい事故というか、これは人為的ミスだと思いますが、日本一の温泉を標榜する別府市として、これは見過ごせない問題だと思います。そして、温泉課としてこの事件を受けてどのような対応をなさったのか、お聞かせを願いたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

今言われましたように、宮崎県日向市の温泉施設・日向サンパーク温泉でのレジオネラ菌の被害者は、疑いも含めまして、九月二日現在で約三百名に及んでおります。事故を受けまして八月一日、大分県では、県下の各保健所が、循環式浴槽を利用して公衆浴場、ホテル、旅館などを緊急立入検査を行っているということをお聞きいたしております。その結果、大分県では八月十六日、循環式浴場の調査状況を発表いたしました。八十七施設のうち、大分県では十四施設改善ということを行っているということでございます。

また、新聞等で御存じだと思いますけれども、大分中央保健所につきましては、八月二十二日にホテル、旅館、公衆浴場、福祉施設を対象に、ニューライフプラザにおきまして、衛生管理講習会を開催いたしております。出席人員は百三十名ほどということでございます。

それを受けまして、温泉課といたしましても、やっぱり市営区営、区有区営、共同浴場を抱えておりますので、市営温泉もあります。その関係で九月二日に大分中央保健所に協力願いまして、そういった方々の関係者を対象に入浴施設の衛生管理講習会を開催いたしております。出席は約百名程度いたしております。

レジオネラ菌の問題につきましても、別府市温泉事業の影響等を考えまして、昨年と一応比較したわけですがけれども、市営温泉につきましては前年対比で二四・二七%増加というふうに出ております。八月前年対比につきましても、二三・一七%増加いたしております。民間の大型銭湯につきましても、前年対比を調査したわけですがけれども、微増しているという調査結果が出ております。

○十三番（山本一成君） 課長、次の質問まで答えていただきまして、ありがとうございました。（笑声）

別府市の市営温泉は、はっきり言って循環方式を使ってない、俗に言う垂れ流しですからね、こういうことは起こらないかと思いますが、ただ、北浜温泉だけ使っているのですね。ここは検査はされましたか。その結果を教えてください。

○温泉課長（安部和男君） 北浜温泉につきましては、健康浴が循環式でございます。それにつきましては、八月十九日に、レジオネラ菌は検出されなかったという報告を受けております。

○十三番（山本一成君） それでは、今のところ別府市営の温泉は安全であるという形で、安全宣言をしてもいいということですね。一般的に我々はわかっているのですよ。循環式と別府温泉、市営温泉は違うというのはわかっているのですけれども、なかなか循環式の風呂と市営温泉の区別の方は、なかなか難しいのですね。よく聞きますと、「山本さん、別府市の風呂は大丈夫かい、菌はないかい」とかいう話を聞くのですね。いやあ、それはもう、こうこう、ありませんよという話をします。ただ、別府市は温泉で持つ観光都市ですから、やっぱり観光客の方それから市民の方に安心して入っていただくために、この温泉は安全ですよとか、何か安全表示をして、安心してゆっくり入っていただく努力も、努力というか、そういうこともサービスとしてした方がいいのではないかなと思っています。

それと、幾ら循環式ではないといいましても、やっぱり公衆浴場ですから、この際ですから、定期的にやっぱり水質検査も行うべきだと。今から二カ月に一回でも半年

に一回でも結構です。この温泉は、何カ月にも一回水質検査をやっていますということもやって、大いに安全の別府温泉をアピールしていただきたい、このように思います。この件に関しては、まだほかの議員さんも質問通告をされておりますので、私は、この辺でやめます。ありがとうございました。

○二番（吉富英三郎君） 我々市議員は、市民の幸せを願うために日々頑張っておるわけですから、きょう、この議場におります議員は、やはり別府市民でありますし祭壇におります方々も……、祭壇ではないですね、ひな壇ですね、失礼しました。

（笑声）ひな壇におります方々も、皆別府市民の方です。市民の幸せを願うという意味で、スピードアップをしてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

まず、留学生の交通事故の防止対策についてということで、きょう、六番議員さんの方から、別府市における留学生が約千六百二十名ということがありました。そこで、では留学生の多い国順と全体に占める人数と割合、それを上位五カ国だけで結構ですから、教えてください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

留学生の多い国順の数でございますが、一番多い国は韓国で四百八十九名、次に中国で四百三十六名、三番目に台湾で百五十一名、四番目はベトナムで八十名、五番目がインドネシアで六十四名となっております。全体に占める割合でございますが、韓国が三〇%、中国が二七%、台湾が九%、ベトナムが五%、インドネシアが四%となっております。

○二番（吉富英三郎君） ありがとうございます。今の話でいきますと、千六百二十名からの留学生のうち、韓国からインドネシアまで足しますと千二百二十名、約四分の三を占めるわけですね。

ここで私が、なぜこれを聞いたかといいますと、運転をするための国際免許、ジュネーブ条約ですね。この中で調べてみますと、この国際免許が日本で使える国は、一番の韓国の四百八十九名だけですね、上位五カ国でいきますと。二位の中国四百三十六名、三番の台湾百五十一名、四番のベトナムの八十名、五番のインドネシアの六十四名。この人たちは計七百四十一名おりますけれども、ジュネーブ条約に入っていない国の人ですから、要するに自分の国で免許を取得しても、日本では国際免許が発行されない。要するに日本では免許がないということになるわけですね。日本は法治国家ですから、当然車、二輪車を含めて運転する場合には免許が必要なわけです。しかし、この国の人たちは、免許は日本で日本の免許を取るしか方法はないわけです、法律を守るために。

では次の質問なのですけれども、日本と同じように車が左側通行する国はどれくら

いあるか。また、その主な国を教えてください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

国連の加盟国百八十九カ国を調べさせていただきましたところ、日本と同じ左側を通行する国が五十二カ国となっております。

○二番（吉富英三郎君） そうですね。世界的にいうと日本と同じ方法でといいますか、左側通行というのは、大体イギリス系の国等なのですね。ですから、先ほど国別で言いました一番多い韓国の留学生から五番目のインドネシアまで含めて、インドネシアだけなのですね、要するに日本と同じ交通ルールというのは。したがって、韓国、中国、台湾、ベトナムとか、こういうほとんどの留学生を占める国々の人たちは、日本と反対側なのです。ですから、この留学生の交通安全というのは、六月に私がしようと思ったら、何とことしの八月のちょうどお盆でした。十三、十四、十五に大分県の地方新聞、一番大きいところを取り上げている。この中を見ると、去年の十一月四日に交流会館、十号線の交流会館の前で中国の学生が、車に要するにはねられたといいますか、バイクに乗っていてはねられた。日本だったら、子供のときからちょっと道に一步出るにしても、まず右を見て、左を見て、また右を見て一步出るといふことなのですけれども、こういうふうになれてないと、頭の中でわかっている、結局たぶんこの中国の留学生は、左だけぼっと見て、車が来てないからと思ってぱっと出たら、右側からどんと来た。そしてやられているのです。結局は、もう体がよくなるということでは中国に帰りました。

こういうふうにはやはり幾ら頭の中でわかっている、子供のころからの習慣といいますか、そういう部分ではやはり実地がどうしても必要ではないか、このように思っているわけなのです。そういう中で、留学生のために、では行政が、別府市としてどういうことができるのかということ、これがどうしてもやはり気になる。それはなぜかということ、別府市が特にAPUという大学を一生懸命誘致したといいますか、百年の大計に沿ってやってきた。ただ来れば、もうそれでいいではないかというわけにはいかない。やはり四年、五年たって、毎年新しい留学生が来れば、やはりその間交通安全というのは、どうしても必要になってくるわけであります。巻き込まれるのは、やはりこの別府市の市民が数からいえば絶対に多くなるだろうということ。そういうことを考えると、行政としては、これはただ単に警察に任せるだけでは私はいけないのではないかと、やはりこのように思っております。

そういう意味で、私もいろいろ調べてみました。そうしますと、農協リハビリセンター、ここには脊髄損傷の方たちが車の免許を取るため、要するに一般社会に復帰するために車の免許を取るための実は自動車の教習のコースがあります。しょっちゅう

これが満杯で使っているかということ、実際そうではありません。ここの農協リハビリセンターの常務理事さんの方にもお話を伺いました。「行政の方でそういうふうなことがもしお話があれば、前向きに検討させていただきたい」という話でした。ですから、私としては、無料でそういうところを使わせてもらうのは大変気が引けるので、やはり留学生の方々がボランティア的に、例えばリハビリの人たちの話し相手や、または車いすを少し押す、そういうことをしながら、そういうボランティアをしてくれた方々には、この練習場を使っただけでも構いませんよというような話ができればいいのではないかな。やはり大分県警でも市内にあります自動車学校を使って自動二輪の教習練習等をしております。新聞報道では、やはり留学生の方々は、実際に乗ってみて、自分の頭の中でわかっていることだけれども、実際に路上といいますか、そういう中で乗ってみて初めて違うのだなということが体験できるのだということで、とても貴重な体験ができたというようなことをやはり報道でも言っております。私も、やはりそのとおりだと思います。そういう意味でぜひともこの別府市も、いろいろな面に働きかけてでもこの留学生の交通事故の問題というものは、ぜひとも前向きに検討させていただきたい、このように思っております。

それと最後に、別府市内には奉仕団体と言われるのが数多くあります。そういう中では、筆頭になるかどうかわかりませんが、ロータリーとかライオンズさんとかあります。こういうところから出た声に、例えば「ここ、交通事故多発」というような看板は、日本語で書いているのは見受けるけれども、せっかく国際都市というのであれば、中国語や韓国語、それにまた英語のこの三カ国語ぐらいでぜひとも同じ場所とは言いませんが、その近所にでもそういう表示を立てさせてもらえるのであれば、その奉仕団体の方々は前向きにそういうふうなことをやっていきたいのだという話も聞いておりますので、ぜひともそういうふうな話を行政の方でもよろしく願いたい、このように思います。これで一応、留学生の交通安全を終わります。

○市長（井上信幸君） 交通事故問題について、大変貴重な御意見をいただきました。行政としても学校当局とよく話し合っ、事故から守ることが先決ではないかなと。今御指摘のように、韓国、中国、台湾の学生が多いわけですが、この学生諸君は、母国におるのと同じような感覚をまだ持っていると思います。その母国は、韓国をのけて中国あたりはほとんど、大きい都市でも日本のように信号があるところがございませんし、横断歩道もないのです。したがって、三車線ありますけれども、平気でこの中をどンドン渡っているのです。中には手をつないで渡ったり、自転車を押しながら渡っている人もいますし、我先に前に突っ込んでいくわけですが、渡る人が中央におると、車がよけてあげるのですね。こういう風習がある国から来ている学生で

すから、まず日本の交通道德、いわばこの交通道德、また信号その他についてのマナーから、学校とタイアップして教えてあげないと、まだまだ事故が起こるのではないか。まず新入生からそういうマナーを教え込む、これが私は必要ではないかなと思います。

それは一遍行っていただいた方はわかると思いますが、交通マナーなんというのはないのです。もう信号もほとんどないといっていいぐらい通りにはございませんし、横断歩道もございません。だから、まちの中心部には多々ありますけれども、ちょっと離れたところはもうほとんどないといっていいぐらいです。極端な例が、高速道を市民が渡っているのですね。こういうふうな事例もございます。

大変貴重な御意見をいただきまして、今後ともこの対応策については、行政とともに学校当局と一緒にあって、一人の犠牲者も出ないように頑張らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○二番（吉富英三郎君） 市長、ありがとうございます。やはり一番気になるのは、交通事故を起こすことによって経済的に追い詰められた学生が、留学生がもし大きな犯罪の方に走られたりしたら、また困りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に温泉の方、温泉行政についてちょっとやりたいので、お願ひします。

まず一番最初に源泉にどのような種類があるのかというのを、ちょっと教えてください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

源泉につきましては、自噴と動力による用途に分けられます。大分県中央保健所法によりますと、平成十四年三月三十一日現在、自噴が六百六十九カ所、動力が二千七百七十六カ所となっております。また、自噴には噴気も含まれておりまして、噴気につきましては三百四十八カ所となっております。

○二番（吉富英三郎君） 温泉は自噴、下からそのままわき出るものと、ボーリングをしてコンプレッサーで吸い上げるもの、それと噴気を利用して温泉をつくるやつがあるということなのですね。では、この噴気の方なのですけれども、これは市有市営、市有区営、区有区営というのがあるのですけれども、この噴気の利用はどこがどういうふうに行っているか、ちょっとそこだけ教えてください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

噴気につきましては、堀田源泉などの噴気を利用して、浜脇方面、石垣方面など、市有市営、市有区営、区有区営温泉に給湯いたしております。

○二番（吉富英三郎君） ですから、噴気を使った温泉を、そういうふうには浜脇や石

垣方面にも使っているということなのですね。

(議長交代、議長首藤 正君 議長席に着く)

市の給湯管でいいのですけれども、これは市有区営温泉までの要するに給湯距離が結局最も長いところ、意味は、要するに市が道路等を敷設して温泉管を布設している、そこからここまでが市の見る距離ですと、そういう温泉の。ここからその先の市有区営の温泉まで、要するに共同浴場というのですか、温泉まではおたくの方で、要するに市有区営の方で見てくださいますよと言われていたのがあると思うのですね。その距離。一番長いところで何メートルで、一番短いところで何メートルぐらい。それを教えてください。

○温泉課長(安部和男君) お答えいたします。

市の本管から枝管ということでしておりますけれども、最も長い市有区営温泉では約四百メートルほどあります。最も短いところでは数メートルという受けとめ方をしておりますので、よろしく願いいたします。

○二番(吉富英三郎君) ですから、市有区営温泉で最も長いところは、市から引いているのに四百メートルぐらい、短いところでは数メートルということですね。

もう一つ、今聞くのを忘れたのですけれども、先ほどの噴気を利用している市有区営温泉で、同じようにやはり噴気が出ているところから浴槽があるところまで引いているのがあればその距離を、もしあれば教えてほしいのですけれども。

○温泉課長(安部和男君) お答えいたします。

噴気を源泉に利用しているかということですが、一カ所だけでございます。枝管としまして約二百メートルほどということでございます。

○二番(吉富英三郎君) 二百メートル、そのパイプを引いている。給湯の方は四百メートルが最高である。これはもしパイプが詰まったりとか、いろいろ漏れ出したとかあると思うのですけれども、この場合の修理というのは、市が管理している源泉や給湯本管から離れた市有区営温泉までの給湯の修理ですね、これは各温泉組合の方がこの修理費を出すのでしょうか、そこを教えてください。

○温泉課長(安部和男君) お答えいたします。

市の給湯本管から市有区営温泉までの枝管につきましたの修理につきましたは、温泉施設の維持管理者の負担となっております。

○二番(吉富英三郎君) 次の質問なのですけれども、市有市営温泉、これは別府市に何カ所あって、無料で入れるのがそのうち何カ所、または条件がつけば無料になるというのがあれば、その条件を教えてください。

○温泉課長(安部和男君) 現在、市営の無料開放温泉につきましたは、条例上、地

蔵泉、鶴寿泉、渋の湯、熱の湯、堀田東温泉の五カ所でございます。また、無料というところでございますが、市営温泉につきましては六歳未満の方、七十歳以上の方、身体障害者手帳及び生活保護受給者の方につきましては、市の担当課、それぞれの担当課がありますが、そこで手続きをすれば、各市営温泉の普通浴に無料で入浴できるようになっております。

○二番（吉富英三郎君）　そうですね、市有市営温泉は、六歳以下または七十歳以上の高齢者の方々は無料ということなのですね。ですから、私がよく聞くのが、今まで入っていたおばあちゃん、「おばあちゃん」と言ったら失礼ですけれども、御婦人が入らなくなった。どうしたのかなと思ったら、ちょっと離れているけれども、市営温泉があるから、そこだったら無料だから、要するに市有区営でお金を払っていたけれども、もう払わずに市営温泉に入っている方が随分いるらしいのですね。

ここに私は書類、インターネットで取った書類があるのですがけれども、この中で竹瓦温泉からずっとこう、柴石、鉄輪、蒸し湯とずっと市営温泉、これが大体別府駅から南側と、それとあるのが亀川、今度は浜田温泉、それとあと鉄輪あたりですよ、無料の市営温泉があるのは。いわば亀川のというよりも、平田川から境川、いわば石垣村と言われる、私なんか昔から住んでいるところですけども、いうなら市営温泉というのはいくつもないのです。そういうのを見ていると、今言うように、パイプは、給湯管は温泉組合で引かなければならない、それが最高では四百メートル。もし詰まったり、湯あかが詰まって掃除をするといえど何百万もお金を出さなければいけない。きょう市長のお話もあったように、四十年代ぐらいから内湯の家がふえて、実際今、こういう共同温泉に行っている方というのは、年々減っているわけです。それに追い打ちをかけて七十歳以上のところの、市営温泉が近所にあるところでは、なおさらまた組合員数が減っている。しかし、四百メートルの距離の、いわば一番長いところは四百メートルということですから、四百メートルの配管敷設、やりかえ、湯あかが詰まったための清掃、そういう部分の何百万もかかる工事は、温泉組合で払わなければならないということになると、市営温泉が近所にある町内はいいですよ。しかし、市有区営しかない温泉は、共同温泉は、何かこう私はしっくりこないのですね。年々共同温泉に入る人が減ってきて、だけれども十五年か二十年に一回はパイプのやりかえ、詰まりとかやりかえをしなければいけない。確かに別府市の温泉課の方で補助金というものもあるけれども、それでも返さなければいけない部分というのものもある。利息がつかないというだけです。だから、そういう部分でいくと、あるまちの人は、市営温泉があるから無料でずっと入れる。でも、こっちのまちの人は市有区営温泉しかないから、そこにお金をずっと、いわば一生払って入るわけです。そういう部分のと

きに、パイプの修理とかまでその温泉組合に払わせるのか。本当に税を公平に、公正に使っているのかという部分で見たとき、考えたとき、これはちょっとおかしいのではないか。

ですから、市有区営で管理をするというのはわかります。だから浴槽の掃除でも、ちょっとしたこざこざしたことなんかは組合員でできるでしょう。しかし、やはり何百メートルもパイプをかえるのを温泉組合でしてくださいというのは、やはりおかしい。だから、そういうものをやはりこれから五年、十年先、お年寄りがどんどんふえるわけですから、そうなったときに、では市有区営ですけれども、私たち入る人間ももう数が少なくて管理できませんから、市の方にお戻しします、市有市営温泉にしてくださいというようなことになった場合、それは大変なことになると思いますよ、別府市の財政も。ですから、やはりもうちょっと、例えば市有区営だけれども、パイプの敷設、掃除に関しては、入り口までは市が責任を持ってするのだと、そのかわり建物の中の造作、例えば二十万円以上とか三十万円以下はあなたたちでその工事なりメンテをしてくださいとかいうような細則に切りかえないと、私は、これからがもっと大変なことになる、こういうふうに思います。ですから、その辺のところ、どうでしょう。近い将来にやはりしていく必要があると思うのですけれども、何か答弁がありましたら。（発言する者あり）

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

現在、御指摘のとおり市有区営温泉の経営状態が非常に厳しいと。それは今御指摘のありましたように個人の自宅に温泉をつくって、なかなか共同温泉に入らない。さらには高齢化。御指摘のとおり市営温泉につきましては、七十歳以上は無料ということで、特にそういう状況で経営危機に陥ったということで御相談があり、廃止しようかというような状況もあった経過もございます。しかしながら、やはりなじみのあるお風呂に入りたいというようなことで、皆様方が、地元の地区の皆さんが御協力をしまして、再度リニューアルし、温泉の入浴者の確保を図ったというようなこともございます。

御指摘のとおり無料温泉等でございます。ただし、基本は、ここで基本的なことはもう今お話がありましたので改めて言うまでもないかもしれませんが、市有区営温泉につきましては区の皆様方が建設し、土地・建物を市に寄附をいたしまして区の方が営業すると。敷設管、枝管につきましては、当然さまざまな長い歴史があるわけでございますが、その建設当時に市の本管から枝管を地元の方が敷設する上でというような状況があったやに聞いております。しかしながら、現状では経営危機という状況があるということも承知いたしております。したがって、今後、今の御指摘につつま

しては、特別会計等々ございますが、内部で検討して、財政的な負担もございます。温泉課といたしましても、皆様方とまた御協議する中で検討させていただきたい、このように考えております。

○市長（井上信幸君） 御指摘の点、今まで私も就任以来、市有区営温泉の経営が非常に圧迫されている、どうかすると水道代も出ないから、水道代も何とか安くしてくれんかという御要望もありますので、すべてを含めた中で前向きに、部課長を中心とした形の中で検討させていただきます。

○二番（吉富英三郎君） なかなかいい回答をいただきましたので、（笑声）ここで私の質問を終わります。

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 十三分 散会